

14. 5-741



1200501218406

.5

741

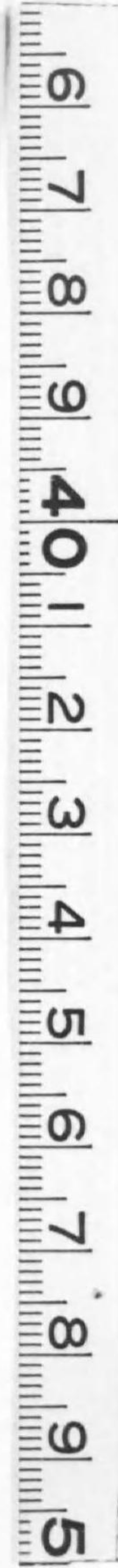
昭和十七年度版

電務年鑑

昭和十七年

—(7)—

遞信省電務局



始



注 意

本書は事業上に於ける業務資料として刷成せられたもので公刊の趣旨ではない。尙無斷複製又は轉載を許さない。

凡 例

- 一、 本書は「昭和十六年度版電務年鑑」の續刊をなすもので、今回は第七回目の發行である。
 - 二、 本書に電氣通信事業とは、電信、電話、無線電信、無線電話、放送無線電話の各事業を總稱するものである。
 - 三、 本書に於ける收録期間は、前年度電務年鑑の收録期間に引續き昭和十六年十月一日より昭和十七年九月卅日迄の一箇年間である。但し沿革事項及統計竝に外國に於ける電氣通信事業等に付ては此の限りではなす。
 - 四、 本書の編輯方針は附録中、電氣通信事業年表及電氣通信事業關係機關の組織一覽を削除せるの外大體前回の方針を踏襲することとした。
 - 五、 本書の内容で従前發行のものと同照し、其の差異あるものは本書を以て正とする。
 - 六、 本書は回を追つて其の内容の整備充實に努めて來たのであるが、現下各般事情の掣肘を受け、未だ意に充たぬ點多々あると共に従前掲載事項にして一部之を削除し又は其の儘掲記せるものもあるも、此の點特に諒とせられたい。
- 尙本書の發行に當り各外地、滿蒙支各地域の電氣通信主管廳又は會社竝に内地に於ける各事業關係者より寄せられた甚大な御厚意に對し茲に深く感謝の意を表する次第である。

14.5
11

昭和十七年度回 電務年鑑目次

總 目 次

第一編 最近一箇年間に於ける内地電氣通信事業

(昭和十六年十月一日—昭和十七年九月三十日)

1.	事業概観	一
2.	重要事項の解説	一
3.	電務日誌	四一

第二編 内地電氣通信事業の沿革及現状

1.	一般事項	四九
2.	電信	七三
3.	電話	九一
4.	無線電信	一一五
5.	無線電話	一二三

6.	放送無線電話	一二七
7.	東亞電氣通信	一三五
8.	南方電氣通信	一四九
9.	國際電氣通信	一五三

第三編 外地及滿蒙支並に外國に於ける電氣通信事業の概況

一、外地電氣通信事業

1.	朝鮮電氣通信	一七三
2.	臺灣電氣通信	一七九
3.	樺太電氣通信	一八五

二、滿蒙支電氣通信事業

1.	滿洲電氣通信	一八九
2.	蒙疆電氣通信	一九七
3.	華北電氣通信	二〇一
4.	華中電氣通信	二〇九

5.	廈門電氣通信	二一九
----	--------	-----

三、外國電氣通信事業

二二三

第四編 電氣通信事業統計

一、内地電氣通信統計

二三九

① 昭和十六年度統計

1.	電 信	二三九
2.	電 話	二七三
3.	放送無線電話	三二一

② 累年統計 (自昭和七年度至昭和十六年度)

二、外地電氣通信統計

三三三

① 朝鮮電氣通信

1.	電 信	三三三
2.	電 話	三三三
3.	放送無線電話	三四〇

(以下各項統計共凡て此の區分法に依るものとす)

- 臺灣電氣通信……………三四一
- 樺太電氣通信……………三四八

三、滿蒙支電氣通信統計

- 滿洲電氣通信……………三五五
- 蒙疆電氣通信……………三六一
- 華北電氣通信……………三六七
- 華中電氣通信……………三七三
- 厦門電氣通信……………三八一

四、外國電氣通信統計

- 西曆一九三九年統計……………三八七
- 累年統計(自西曆一九三五年至西曆一九三九年)……………四一一

附 錄

- 電氣通信事業關係法人の概要……………四一七

(總目次以上)

細 目 次

第一編

最近一箇年間に於ける内地電氣通信事業

(昭和十六年十月一日—昭和十七年九月三十日)

- 1. 事業 概 觀……………一
- 2. 重要事項の解説……………一一
 - 一、昭和十七年度電氣通信關係豫算の概要……………一三
 - 二、昭和十七年度電氣電話擴張改良計畫の概要……………一九
 - 三、電氣通信料金の劃期的大改定——
 - 戰時財政の強化、購買力の吸収を圖る……………二二
 - 四、特殊有技者勤勉手当給與制度の改正……………二三
 - 五、搬送式多重無線電話の施設……………二四
 - 六、官立無線電信講習所の設立……………二五
 - 七、船舶無線電信無線電話株式會社の創立……………二六
 - 八、無線通信施設の整備……………二七
- 九、戰時無線通信措置の概要……………二八
- 一〇、有線放送實施に伴ふ關係規定の改正……………二九
- 一一、帝國占領南方諸地域宛電報の取扱開始……………三〇
- 一二、東亞電氣通信回路の整備擴充——
 - 東京上海間無線電話回路の増設、
 - 臺北香港間直通無線電話回路の再開、
 - 東京上海間公衆寫眞電信双方業務の開始、東京南京間及大阪漢口間直通無線電信回路の開設……………三一
 - 一三、東亞電報料金制度の改正……………三三
 - 一四、東亞防空通信に關する協定の成立……………三四
 - 一五、東亞電信競技會の開催……………三五
 - 一六、東亞電氣通信協議會第四回會議開催——
 - 大東亞電氣通信會議規約の約定……………三五
 - 對外無線電信連絡の整備擴充——
 - 東京リスボン間、東京ハノイ間、
 - 大阪グイシー間、大阪ローマ間無線電信連絡の開設、大阪カブール……………三五

間無線電話連絡の開設、東京プエ
ノスアイレス間寫眞電信連絡の開設……………三七
一八、對外電信放送施設の擴充……………四〇

3. 電 務 日 誌……………四一

一、一般事項……………四一
二、電 信……………四一
三、電 話……………四二
四、無線電信、無線電話……………四四
五、放送無線電話……………四五
六、東亞電氣通信……………四六
七、國際電氣通信……………四六

第二編

内地電氣通信事業の沿革及
現狀

1. 一 般 事 項……………四九

一、電氣通信事業機關……………四九
イ、中央機關……………四九
ロ、地方機關……………五一

2. 電 信……………七三

(一) 地方監督機關……………五一
(二) 現業機關……………五三

二、職 員……………五七
イ、官 職……………五七
ロ、任 用……………五九

三、給 與……………六〇
イ、一般給與……………六〇
ロ、特別給與……………六〇

四、養成機關……………六二
イ、選信官吏練習所……………六二
ロ、選信講習所……………六三
ハ、其の他の養成機關……………六五

(一) 電話事務員見習養成制度……………六五
(二) 工務員、機械工員及線路工員見習養成
制度……………六五

五、會 議……………六五
イ、大東亞電氣通信會議……………六五
ロ、國際電氣通信聯合……………六八

六、防 空 通 信……………七〇

一、電信の起源……………七三

3. 電 話……………九一

二、電信取扱局所……………七三
三、電 信 線 路……………七四
四、電 信 機 械……………七六
五、電信従事員……………七七
六、電 信 制 度……………七八
イ、法令關係……………七八
ロ、料金關係……………八二
ハ、取扱時間……………八三

七、電報利用狀況(内國電報)……………八四
八、電信收入狀況……………八七
イ、内國電報料……………八七
ロ、外國電報料……………八七
ハ、其 他……………八八

九、官廳用及私設電信……………八九
イ、官廳用電信……………八九
ロ、私設電信……………八九

一、電話の起源……………九一
二、電話取扱局所……………九一
三、電 話 線 路……………九三
四、電 話 機 械……………九六

4. 無 線 電 信……………一一五

五、電話従事員……………九七
六、電 話 制 度……………九七
イ、法令關係……………九七
ロ、料金關係……………一〇五

七、電話加入狀況……………一〇七
八、電話利用狀況……………一〇八
イ、内地通話……………一〇八
ロ、外地通話……………一一一

九、電話收入狀況……………一一一
イ、市内電話料……………一一二
ロ、市外電話料……………一一二

一〇、官廳用及私設電話……………一一三
イ、官廳用電話……………一一三
ロ、私設電話……………一一三
ハ、鐵業特設電話……………一一三

一、無線電信の起源……………一一五
二、無線電信取扱局所……………一一五
三、無線電信機械……………一一六
四、無線電信従事員……………一一七
五、無線電信制度……………一一八

六、官廳用及私設無線電信……………一三二

一、官廳用無線電信……………一三一

ロ、私設無線電信……………一二一

5. 無線電話……………

一、無線電話の起源……………一二三

二、無線電話取扱局所……………一二三

三、無線電話機械……………一二三

四、無線電話従事員……………一二四

五、無線電話制度……………一二四

六、官廳用及私設無線電話……………一二五

6. 放送無線電話……………

一、放送無線電話の起源……………一二七

二、經營主體……………一二七

三、放送施設……………一二八

四、聴取施設……………一二九

五、放送無線電話制度……………一三〇

イ、法令關係……………一三〇

ロ、料金關係……………一三一

(一) 特許料……………一三一

(二) 許可料……………一三一

7. 東亞電氣通信……………

(三) 聴取料……………一三一

六、海外放送……………一三二

七、放送無線電話收入狀況……………一三三

イ、聴取許可料……………一三三

ロ、放送特許料……………一三四

一、東亞電氣通信連絡……………一三五

イ、日滿間連絡……………一三五

ロ、日支間連絡……………一三六

二、東亞電氣通信制度……………一三七

イ、電信……………一三七

ロ、電話……………一四二

三、東亞電氣通信利用狀況……………一四四

イ、日滿間電氣通信利用狀況……………一四四

(一) 電信……………一四四

(二) 電話……………一四四

ロ、日支間電氣通信利用狀況……………一四五

(一) 電信……………一四五

(二) 電話……………一四六

8. 南方電氣通信……………

一、電信……………一七三

二、電話……………一七四

三、無線電信……………一七五

四、放送無線電話……………一七六

9. 國際電氣通信……………

一、南方電氣通信の沿革及現狀……………一四九

二、南方電氣通信制度……………一四九

一、電信……………一五三

イ、對外電信連絡の沿革及現狀……………一五三

(一) 有線電信……………一五五

(二) 無線電信……………一五六

ロ、對外電信制度……………一六一

ハ、外國電報利用狀況……………一六五

二、電話……………一六六

イ、對外電話連絡の沿革及現狀……………一六七

ロ、對外電話制度……………一七〇

ハ、國際通話利用狀況……………一七一

第三編……………

外地及滿蒙支並に外國に於ける電氣通信事業の概況

一、外地電氣通信事業……………

1. 朝鮮電氣通信……………一七三

一、電信……………一七三

二、電話……………一七四

三、無線電信……………一七五

四、放送無線電話……………一七六

2. 臺灣電氣通信……………一七九

一、一般……………一七九

二、電信……………一七九

三、電話……………一八〇

四、無線電信・無線電話……………一八一

五、國際電氣通信……………一八二

六、放送無線電話……………一八二

3. 樺太電氣通信……………一八五

一、一般……………一八五

二、電信……………一八五

三、電話……………一八六

四、無線電信・無線電話……………一八六

五、放送無線電話……………一八七

二、滿蒙支電氣通信事業

1. 滿洲電氣通信……………一八九

一、一般……………一八九

二、電 信……………一八九

三、電 話……………一九一

四、無線電信・無線電話……………一九三

イ、無線 電信……………一九三

ロ、無線 電話……………一九三

五、國際電氣通信……………一九四

六、放送無線電話……………一九四

2. 蒙疆電氣通信……………一九七

3. 華北電氣通信……………二〇一

一、一般……………二〇一

二、電 信……………二〇二

三、電 話……………二〇三

四、無線 電 信……………二〇四

五、放送無線電話……………二〇五

4. 華中電氣通信……………二〇九

5.

厦門電氣通信

一、一般……………二〇九

二、電 信……………二一〇

三、電 話……………二一一

四、無線電信・無線電話……………二一二

イ、無線 電信……………二一二

ロ、無線 電話……………二一二

五、國際電氣通信……………二一三

六、放送無線電話……………二一五

一、一般……………二一九

二、電 信……………二一九

三、電 話……………二二〇

四、無線 電 信……………二二二

五、國際電氣通信……………二二二

一、國際電氣通信……………二二三

イ、海底 電 信……………二二三

ロ、無線 電 信……………二二五

ハ、無線 電 話……………二二二

三、外國電氣通信事業

第四編

電氣通信事業統計

一、內地電氣通信統計

昭和十六年度統計

1. 電 信

一、電氣取扱局所(有線)……………二三九

(一) 局種別局所……………二三九

(二) 府縣別局所……………二四〇

(三) 府縣別局所普及狀況……………二四三

二、電 信 線 路……………二四六

イ、線路互長・線條延長……………二四六

ロ、有線電信回線……………二四六

三、電 信 機 械(有線)……………二四七

四、電信従事員……………二四八

二、放送無線電話……………二三四

イ、經營 形 態……………二三四

ロ、放 送 施 設……………二三八

ハ、放送聴取料……………二三八

五、電報利用狀況……………二四九

イ、内外電報總括……………二四九

(一) 發著中繼信別通數……………二四九

(二) 局種別通數……………二五〇

(三) 月別通數……………二五一

(四) 人口當通數……………二五二

ロ、内 國 電 報……………二五三

(一) 種類別通數……………二五三

(二) 局種別通數……………二五四

(三) 月別通數……………二五四

(四) 府縣別通數……………二五五

ハ、内地外地間電報……………二五七

ニ、東 亞 電 報……………二五七

(一) 月別通數……………二五七

(二) 種類別通語數……………二五八

(三) 對手地別通語數……………二五九

ホ、外 國 電 報……………二六〇

(一) 種類別通語數……………二六〇

(二) 局種別通數……………二六一

(三) 月別通數……………二六一

(四) 府縣別通數……………二六二

六、電信收入狀況(調定額)	二六六
イ、總括	二六六
ロ、月別收入	二六七
七、官廳用及私設電信	二六八
(一) 官廳用電信	二六八
A、施設目的別	二六八
B、遞信局別	二六九
(二) 私設電信	二七〇
A、施設目的別	二七〇
B、遞信局別	二七〇
二、電話	二七三
一、電話取扱局所(有線)	二七三
(一) 局種別局所	二七三
(二) 府縣別局所	二七四
(三) 府縣別局所普及狀況	二七七
二、電話線路	二七九
イ、線路延長線條延長	二八〇
ロ、市外電話回線	二八〇
三、電話機械(有線)	二八〇
(一) 市内關係	二八〇
(二) 市外關係	二八一
四、電話從事員	二八一
五、電話加入狀況	二八三
イ、電話加入數	二八三
(一) 總括	二八三
(二) 度数制施行局	二九〇
(三) 府縣別電話加入者普及狀況	二九一
ロ、電話開通申請狀況	二九四
(一) 總括	二九四
(二) 四級局以上の申請數	二九五
(三) 局種別申請數	二九五
六、電話利用狀況	二九六
イ、内地通話	二九六
(一) 府縣別通話(發信時數)	二九七
(二) 通話料別市外通話(發信時數及料金)	三〇〇
ロ、外地通話	三〇五
(一) 内鮮通話(時數)	三〇五
(二) 内臺通話(時分數)	三〇六
(三) 内樺通話(時數)	三〇七
(四) 内南通話(時分數)	三〇八
ハ、東亞通話	三〇九
三、放送無線電話收入狀況(調定額)	三二四
(一) 日滿間通話(時數)	三〇九
(二) 日蒙間通話(時分數)	三一〇
(三) 日華北間通話(時分數)	三一〇
(四) 日華中間通話(時分數)	三一〇
二、國際通話	三一二
七、電話收入狀況(調定額)	三一三
イ、總括	三一三
ロ、月別收入	三一四
八、官廳用及私設電話	三一六
(一) 官廳用電話	三一六
A、施設目的別	三一六
B、遞信局別	三一六
(二) 私設電話	三一七
A、施設目的別	三一七
B、遞信局別	三一七
(三) 鐵業特設電話	三一八
九、放送無線電話	三二一
一、放送局施設狀況	三二一
二、聴取無線電話施設狀況	三二一
イ、月別聴取者増加狀況	三二一
ロ、府縣別聴取施設普及狀況	三二二

一、電氣通信取扱局所(有線)	三二五
二、電氣通信回線	三二五
三、電氣通信從事員	三二六
四、電話加入狀況	三二七
五、電報利用狀況	三二七
(一) 内國電報、外國電報(發信通數)	三二七
(二) 外地電報、東亞電報(發信通數)	三二八
六、電話利用狀況	三二九
(一) 市内通話、市外通話(發信通話)	三二九
(二) 外地通話(發信時數、時分數)	三二九
(三) 東亞通話、國際通話(發信時分數)	三三〇
七、電氣通信收入狀況(調定額)	三三一
八、放送局、聴取者、收入額	三三二
二、外地電氣通信統計	三三三
① 朝鮮電氣通信	三三三
一、電	三三三
二、電	三三三
三、電	三三三
四、電	三三三
五、電	三三三
六、電	三三三
七、電	三三三
八、電	三三三
九、電	三三三
十、電	三三三
十一、電	三三三
十二、電	三三三
十三、電	三三三
十四、電	三三三
十五、電	三三三
十六、電	三三三
十七、電	三三三
十八、電	三三三
十九、電	三三三
二十、電	三三三
二十一、電	三三三
二十二、電	三三三
二十三、電	三三三
二十四、電	三三三
二十五、電	三三三
二十六、電	三三三
二十七、電	三三三
二十八、電	三三三
二十九、電	三三三
三十、電	三三三
三十一、電	三三三
三十二、電	三三三
三十三、電	三三三
三十四、電	三三三
三十五、電	三三三
三十六、電	三三三
三十七、電	三三三
三十八、電	三三三
三十九、電	三三三
四十、電	三三三
四十一、電	三三三
四十二、電	三三三
四十三、電	三三三
四十四、電	三三三
四十五、電	三三三
四十六、電	三三三
四十七、電	三三三
四十八、電	三三三
四十九、電	三三三
五十、電	三三三
五十一、電	三三三
五十二、電	三三三
五十三、電	三三三
五十四、電	三三三
五十五、電	三三三
五十六、電	三三三
五十七、電	三三三
五十八、電	三三三
五十九、電	三三三
六十、電	三三三
六十一、電	三三三
六十二、電	三三三
六十三、電	三三三
六十四、電	三三三
六十五、電	三三三
六十六、電	三三三
六十七、電	三三三
六十八、電	三三三
六十九、電	三三三
七十、電	三三三
七十一、電	三三三
七十二、電	三三三
七十三、電	三三三
七十四、電	三三三
七十五、電	三三三
七十六、電	三三三
七十七、電	三三三
七十八、電	三三三
七十九、電	三三三
八十、電	三三三
八十一、電	三三三
八十二、電	三三三
八十三、電	三三三
八十四、電	三三三
八十五、電	三三三
八十六、電	三三三
八十七、電	三三三
八十八、電	三三三
八十九、電	三三三
九十、電	三三三
九十一、電	三三三
九十二、電	三三三
九十三、電	三三三
九十四、電	三三三
九十五、電	三三三
九十六、電	三三三
九十七、電	三三三
九十八、電	三三三
九十九、電	三三三
一百、電	三三三

一、電信取扱局所	三三三
二、電信線路	三三三
イ、線路延長	三三四
ロ、線路延長	三三四
ハ、有線電信回線	三三四
三、電信従事員	三三四
四、電報利用状況	三三四
イ、發著中繼信別通數(内外電報)	三三五
ロ、月別通數(内外電報)	三三五
五、電信收入狀況	三三六
電 話	三三七
一、電話取扱局所	三三七
二、電話線路	三三七
イ、線路延長	三三七
ロ、線路延長	三三八
ハ、市外電話回線	三三八
三、電話従事員	三三八
四、電話加入狀況	三三八
イ、電話加入者數	三三九
ロ、電話開通申請狀況	三三九
五、電話利用狀況	三三九

イ、内地通話	三三九
ロ、日華通話	三三九
六、電話收入狀況	三四〇
放送無線電話	三四〇
一、放送無線電話施設狀況	三四〇
二、放送無線電話收入狀況	三四〇
電 信	三四一
一、電信取扱局所	三四一
二、電信線路	三四一
イ、線路延長	三四一
ロ、線路延長	三四二
ハ、有線電信回線	三四二
三、電報利用狀況	三四二
四、電信收入狀況	三四三
電 話	三四四
一、電話取扱局所	三四四
二、電話線路	三四四
イ、線路延長	三四四

臺灣電氣通信

一、電信取扱局所	三四一
二、電信線路	三四一
イ、線路延長	三四一
ロ、線路延長	三四二
ハ、有線電信回線	三四二
三、電報利用狀況	三四二
四、電信收入狀況	三四三
電 話	三四四
一、電話取扱局所	三四四
二、電話線路	三四四
イ、線路延長	三四四
五、電信收入狀況	三五〇
電 話	三五一
一、電話取扱局所	三五一
二、電話線路	三五一
イ、線路延長	三五一
ロ、線路延長	三五二
ハ、電話回線	三五二
三、電話従事員	三五二
四、電話加入狀況	三五二
五、電話利用狀況	三五三
イ、通話數	三五三
ロ、通話數累年比較	三五三
六、電話收入狀況	三五四
放送無線電話	三五四
聽取者數	三五四

ロ、線路延長	三四五
ハ、電話回線	三四五
三、電話加入狀況	三四五
四、電話利用狀況	三四五
イ、市内通話	三四五
ロ、市外通話	三四六
五、電話收入狀況	三四七
放送無線電話	三四七
聽取無線電話施設狀況	三四七
電 信	三四八
一、電信取扱局所	三四八
二、電信線路	三四八
イ、線路延長	三四八
ロ、線路延長	三四九
ハ、有線電信回線	三四九
三、電信従事員	三四九
四、電報利用狀況	三四九
イ、發著中繼信別通數(内外電報)	三四九
ロ、電報通數累年比較(内外電報)	三五〇

電 信	三五五
一、電信取扱局所	三五五
二、電信線路	三五五
イ、線路延長	三五五
ロ、線路延長	三五五
ハ、有線電信回線	三五五
三、電信従事員	三五五
四、電報利用狀況	三五五
イ、發著中繼信別通數(内外電報)	三五五
ロ、電報通數累年比較(内外電報)	三五五

滿洲電氣通信

電 信	三五五
一、電信取扱局所	三五五
二、電信線路	三五五
イ、線路延長	三五五
ロ、線路延長	三五五
ハ、有線電信回線	三五五
三、電信従事員	三五五
四、電報利用狀況	三五五
イ、發著中繼信別通數(内外電報)	三五五
ロ、電報通數累年比較(内外電報)	三五五

三、滿蒙支電氣通信統計

電 信	三五五
一、電信取扱局所	三五五
二、電信線路	三五五
イ、線路延長	三五五
ロ、線路延長	三五五
ハ、有線電信回線	三五五
三、電信従事員	三五五
四、電報利用狀況	三五五
イ、發著中繼信別通數(内外電報)	三五五
ロ、電報通數累年比較(内外電報)	三五五

一、電信取扱局所	三五五
二、電信回線	三五五
三、電氣通信従事員	三五六
四、電報利用状況	三五六
イ、發中繼信別通數	三五六
ロ、月別通數	三五六
五、電信收入狀況	三五七
2. 電 話	三五八
一、電話取扱局所	三五八
二、電話回線	三五八
三、電話加入者數	三五八
四、電話利用状況	三五九
五、電話收入狀況	三五九
3. 放送無線電話	三六〇
一、聽取無線電話施設狀況	三六〇
二、放送無線電話收入狀況	三六〇
② 蒙疆電氣通信	
一、電信電話取扱局所	三六一
二、市外電信電話回線	三六一

三、電氣通信従事員	三六二
四、電話加入狀況	三六二
五、電報利用状況	三六三
イ、月別電報取扱通數及料金	三六三
ロ、電信系別發信有料電報通數及料金	三六三
六、電話利用状況(市外通話發信度數)	三六四
イ、月別市外通話度數	三六四
ロ、地域別發信市外通話度數	三六五
七、電話收入狀況	三六五
③ 華北電氣通信	
1. 電 信	三六七
一、電報取扱局處	三六七
二、電信回線	三六七
三、電氣通信従事員	三六八
四、電報利用状況	三六八
イ、發著中繼信別通數	三六八
ロ、月別電報通數	三六九
五、電信收入狀況	三六九
2. 電 話	三七〇
一、電話取扱局處	三七〇

二、電話回線	三七〇
三、電話加入者數	三七〇
四、電話利用状況	三七一
五、電話收入狀況	三七二
④ 華中電氣通信	
1. 電 信	三七三
一、電報取扱局處	三七三
二、電信回線	三七三
三、電信機械	三七四
イ、有線機械	三七四
ロ、無線機械	三七四
(一) 送信機(無線電話を含む)	三七四
(二) 受信機	三七四
四、電信従事員(電話従事員をも含む)	三七四
五、電報利用状況	三七五
六、電信收入狀況	三七六
2. 電 話	三七七
一、電話取扱局處	三七七
二、電話回線	三七七
三、電話加入者數	三七七

四、電話利用状況	三七八
五、電話收入狀況	三七八
⑤ 厦門電氣通信	
1. 電 信	三八一
一、電報取扱局處	三八一
二、電信回線	三八一
三、従事員(會社の總従事員とす)	三八二
四、電報利用状況	三八二
五、電信收入狀況	三八二
2. 電 話	三八五
一、電話取扱局處	三八五
二、電話回線	三八五
三、電話加入者數	三八五
四、電話利用状況	三八六
五、電話收入狀況	三八六
⑥ 西曆一九三九年統計	
1. 電 信	三八七

一、電信局所普及狀況……………	三八七
イ、有線電信局所……………	三八七
ロ、無線電信局所……………	三八八
二、電信線普及狀況……………	三九〇
三、電報利用狀況……………	三九二
2. 電 話……………	三九五
一、電話局所普及狀況……………	三九五
二、電話線普及狀況……………	三九七
三、電話加入回線普及狀況……………	三九九
四、電話機普及狀況……………	四〇〇
イ、國別電話機……………	四〇〇
ロ、都市別電話機……………	四〇一
五、電話利用狀況……………	四〇四
3. 放送無線電話……………	四〇七
一、放送局施設狀況……………	四〇七
イ、總 括……………	四〇七
ロ、短波長及大電力放送局……………	四〇八
二、聴取無線電話施設狀況……………	四〇九

㊦ 累 年 統 計 (自西曆一九三五年至西曆一九三九年)

1. 電 信……………	四一一
一、有線電信局所……………	四一一
二、電信線延長……………	四一一
三、電報利用狀況……………	四一二
2. 電 話……………	四一三
一、有線電話局所……………	四一三
二、電話線延長……………	四一三
三、電話加入回線……………	四一四
四、電 話 機……………	四一四
五、電話利用狀況……………	四一五
3. 放送無線電話……………	四一六
一、放送局施設狀況……………	四一六
二、聴取無線電話施設狀況……………	四一六

附 錄

電氣通信事業關係法人の概要

一、國際電氣通信株式會社……………	四一七
二、日本電氣電話工事株式會社……………	四二一

三、電 信 協 會……………	四二四
四、日本放送協會……………	四二六
五、同盟通信社……………	四二七
六、電氣通信學會……………	四三〇
七、電氣通信協會……………	四三二
八、滿洲電信電話株式會社……………	四三四
九、蒙疆電氣通信設備株式會社……………	四三六
一〇、華北電信電話株式會社……………	四三八
一一、華中電氣通信株式會社……………	四三九
一二、廈門電氣通信株式會社……………	四四一
一三、東亞電氣通信事務局……………	四四二

(細目次以上)

第一編 最近一箇年間に於ける内地電氣通信事業

(昭和十六年十月一日—昭和十七年九月卅日)

内容

- 1. 事業概観
- 2. 重要事項の解説
- 3. 電務日誌

第一編 最近一箇年間に於ける内地電氣通信事業

1. 事業概観

(自昭和十六年十月一日
至昭和十七年九月卅日)

大東亞戰爭宣戦の大詔渙發せられて茲に一年、御稜威の下、陸に海に空に、皇軍の赫々たる戦果は、世界戦史に燦然たる精華を顯揚し、大東亞共榮圈建設の基礎亦愈々固きを加へつゝあり、盟邦獨伊亦我と相呼應し、總力を擧げて宿敵米、英、ソと相見え、世界新秩序建設の理想實現に邁進しつゝあるのである。此の間我が國家凡百の施策は擧げて聖戰目的完遂の爲に集中せられ、一億國民亦總力を結集して敵米英撃滅に突進し來つたのである。

而して總力戰遂行の最重要なる一環を擔ふ我が電氣通信事業に於ても從來の非常時體制を更に一段と強化し、必勝不敗の決戰體制に即應して、各般の施策を全面的に整備強化して來たのである。以下最近一箇年間に於ける本事業の各部門に亘り之が概要を述ぶることとする。

一

聖戰四年有半にして更に其の尅大なる物資と生産力を世界に誇示する強敵米英撃滅の爲蹶起せる帝國は、國家活動の凡ゆる分野に於て從來より一層高度重點主義の採用を要請せられること切なるものあるは固より當然のことと云はねばならぬ。されば我が電氣通信施設の方面に於ても如上の情勢に即應して専ら戰爭目的

の完遂竝に大東亞共榮圈の建設に向つて再編強化せられつゝあるは云ふまでもないのである。

斯くて當時に於ける我が國の情勢に對應して既に一應其の大綱を決定済みなりし昭和十七年度電信電話擴張改良計畫は、今次大東亞戰爭の勃發と共に新事態に即應する如く適切なる改訂を加へられ必勝不敗の總力戰遂行上絶對不可缺の重要施設のみに集中せらるゝことゝなつたのである。即ち工費總額約五千百萬圓を以て軍事、國防、生産力増強等の爲緊急を要する電信回線四十四回線、市外電話回線二萬四千餘軒、同じく國際電氣通信株式會社「ケーブル」使用のもの一萬七千餘軒、電話加入者増設六千三百名分等施行するの外、大東亞に於ける制空權を確保する爲めの航空無線施設及氣象通信施設、内外地主要都市の新聞社に重要ニュースを速報する爲めの同報無線施設、愈々錯綜する電波を相互妨害より防ぎ適正に調整せしむる爲めの電波標準局施設、樞要電氣通信設備の防空強化施設等を夫々前年度に引續き整備擴充することゝしたのである。尙豫て朝鮮海峽に超短波による無線電話施設を國際電氣通信株式會社をして建設せしめてゐるが本年九月差向き既定計畫の半數の通話路を開通實施せしめ對鮮滿通信連絡を一段と強化するに至つたのである。

東亞各地に對する通信網の整備は大東亞共榮圈確立上必須要件たるに鑑み、事變以來極力之が擴充に努め來つたのであるが、本年に於ても先づ一月より本邦上海間に無線電話回路を増設し以て彼我間の通信輻輳緩和に資し、次で五月より上海との一般公衆用寫眞電氣業務が開始され、八月には南京、九月には漢口との間に夫々無線電氣が開設され本邦、中支間の無線による直通通信の連絡が益々強化されるに至つたのである。

赫々たる皇軍の戰果に依り開戦以來半歳ならずして大東亞共榮圈の重要な一翼として新に我が傘下に收められた南方諸地域——香港、グワム、フィリッピン、マレー、スマトラ、ジャワ、セレベス、ビルマ等——に對する通信連絡に付ては、先づ本年二月一日占領後日猶淺き香港との間に逸早く直通電信連絡の開通を見たのであるが、其の他の各地域に對しても逐次通信連絡を開始するに至つた。即ち七月一日には對ジャワ、同十五日には對昭南、八月一日には對フィリッピン、十月十五日には對セレベス及グワム、十一月十日には對

ビルマ等夫々電信連絡が開かれることゝなり、先驅的基礎的施設として電氣通信の面目を遺憾なく發揮しつゝあるが、今後南方各地域に於ける各般建設工作の進捗に伴ひ之等通信網の活躍に期待せらるゝ所極めて大なるものがある。

斯くの如く大東亞に於ける幹線通信網は其の面目を一新したのであるが、我が國際通信路に於ても大東亞戰爭の勃發に依り其の様相を一變するに至つたのである。即ち開戦と同時に敵側との直通連絡十數回路は悉く杜絶するに至つたが一面前述の如く大東亞共榮圈の一翼として更生したるマニラ及バタビヤとの間には早くも新回路が開設され和文電報の進出をも見るることゝなり、更に我が對樞軸連絡強化と敵國並に中立國に對し我が公正なる主張と立場を闡明せんとする情報宣傳政策上の重大使命を遂行する爲めに、相次で直通無線連絡が整備強化されるに至つたのである。先づ開戦後最初の無線電信連絡の開設として、本年一月早々東京リスボンを結んで三ヶ年來の懸案を解決すると共に世界に於ける有力なる通信基地を獲得することゝなり、次で同月下旬東京、ハノイ間を結んで北部佛印との緊密強化を圖り、三月三日よりは大阪、ヴィシー間の連絡開設に依り歐洲中立國との通信紐帶を強化したのであるが、更に八月に至り大阪、ローマ間を結び愈々重要性を加へつゝある對伊通信の疏通緩和に資することゝなつた。

又無線電話に於ては三月十九日より大阪とアフガニスタンのカブール間に業務を開始して風雲急を告ぐる西亞細亞との連絡を緊密化し、四月に入りては東京ブエノスアイレス間に寫眞電氣業務の開始を見たのであるが、本連絡の活躍は敵側のデマ宣傳を紛碎すると共に普く全世界特にラテン・アメリカ諸國に向つて赫々たる我が戰果の顯揚に資する所大なるものあり、戦時下眞に機宜の措置と云ふべきである。

尙對外無線電氣放送施設の擴充強化に付ては時局下對外情報宣傳の愈々重要性を増加しつゝあるに鑑み、新に専用送信機二臺を増設し既設のものに相俟つて毎日放送回数七十五回、放送語數約二萬六千語に上る活躍を續けてゐるのであるが、一方大東亞共榮圈の建設工作を推進せしめ思想戰完遂の爲め愈々本施設の整備

を必要とする状況にあり、特に南方各地に於ける新聞事業の建設進捗に伴ひ相當大量のニュースを刻々供給する爲めにも之が大擴充を要請せらるゝこと切なるものがある。

二

次に事業の運営方面に於て措置せられた戦時體制の跡を見るに、支那事變五年の尊き試練は限りある施設に依り激増する通信の疏通、就中軍事、國防、生産擴充其の他緊急を要する重要通信の迅速なる疏通を確保する爲の制度、手續の全般に亘り有事即應の措置を漸次講じ來つたのであるが、大東亞戦争の勃發に伴ひ新事態に對應すべき各種の措置が引續き講ぜられたこと勿論である。

先づ國內關係に於て最も注目すべきものに電氣通信料金の大改定が擧げられる。戦時財政の強化と一般浮動購買力の吸収を圖り併せて時局の要請に對應する緊急不可欠なる電氣通信事業の整備を圖る爲め之が改定を見たのであるが、電報の基本料金は大正九年以來二十二年間、電話は大正十三年以來十八年間殆んど据置かれ其の間物價並に勞銀の趨勢は時に下降を示したことがあるも漸次上昇の傾向を辿り、特に支那事變勃發以降に於ける昂騰は顯著なるものあり、従つて現在の之等物價、勞銀に對比するとき相當値上の餘地ありと認められたので、電氣通信に關する料金の殆んど全般に亘り約三割程度の値上を爲し四月一日より實施したのである。而して此の機會に電話の夜間低料通話制度を廢止し、又從來複雑多岐にして改正方考慮中なりし無線電報の料金を單一化する等取扱の合理化並に簡捷化をも併せて圖つたのである。尙料金値上に因る本年度の増収見込總額は大體六千五百萬圓の巨額に達するものである。

時局下激増する重要通信の疏通を確保する爲め電信電話従事員の技倆向上を圖り事務能率を増進せしむることは人的資源逼迫せる今日喫緊の要請なるに鑑み之が對策として電信現業員檢定規程及特殊有技者勤勉手當給與規程を改正したる外本年九月滿洲國新京に於ける第一回東亞電信競技會に際し、全國に之が豫選會を

開催の上代表選手を選抜出席せしめ、或は電信従事員の通信術補習訓育を實施する等萬全の措置を講じたのであるが、尙電報の利用規正に付ても新事態に對應する如く客年七月公布實施を見たる關係省令中相當改正を加へたのである。一面時局の進展は防諜の重要性を益々加重しつゝあるに鑑み、本年十月大臣官房に通信檢閲室を新設して防諜機構を強化すると共に郵便に依る通信の取締と相並んで電信、電話、私設無線施設等の電氣通信に依る通信取締の完璧を期することゝなつた。特に不法施設に依る短波無線を以て諜報通信を取行せんとするものに對しては、關係方面の協力を得て之が徹底的芟除に努め他方一般に使用禁止中の短波、全波受信機を以て外國放送を不法に聴取して惡質なる敵側の宣傳に乗ぜられる惧あるものに對しても適切なる取締が強行されたのである。

更に今次大東亞戦争の勃發は無線通信に極めて顯著な改變を齎らした。即ち國土防衛並に船舶保護上必要な措置として敵側よりの爆撃砲撃等を容易ならしめる危険のある電波發射を各業務に亘り制限を加へ、且重要通信の秘密確保を期する爲め通信内容に於ても敵側の傍受に依り不利を被り又は危険を誘發する虞ある事項は一切之を暗號化することゝしたのであるが、其の後海軍大臣は船舶保護法の規定に基き本年七月十七日附告示を以て船舶無線電信の電波發射を特定の場合を除き一切禁止する旨示達した。仍つて此の無線通信管制に即應し船舶着無線電報は海岸局より放送し船舶側をして之を受信せしむるの方法を執ることゝしたのである。

次に東亞電氣通信制度に於ては國內に於ける通信料金の改正とは別に滿洲並に中支奧地宛電報及東亞無線電報料に適切なる改正が實施せられた。即ち日滿間電報料に付ては近年滿洲奧地開發の進捗に伴ひ遠距離通信増加し且通信施設の強化に因る「コスト」高を招來したる爲め、本年一月一日より約五割方値上げを實施し、中支奧地宛のものは八月一日南京への直通無線連絡開始に伴ひ從來の上海以遠料を廢止し、又東亞無線電報料金は從來無線料と有線料とにより構成せられたるを無線電報料一本建とし發著區間の如何に拘らず凡

て均一料金とし九月一日より實施したのである。

國內に於ける防空通信の特別取扱に付ては現在防空通信規則に依るが、時局の進展並に航空機の異常なる發達は更に廣範圍に大東亞に於ける友邦との間にも之が必要を痛感せしむるに至りたる爲め、今秋の第二回東亞電氣通信業務協定会議に於て之に關する協定案の可決を見、滿支各事業者の監督機關の承認を條件として昭和十八年一月より之を實施することとし、大東亞一體の見地に立脚して防空の完璧に資することとしたのである。

南方の皇軍占領諸地域に對する電氣通信事業に付ては既述の如く逸早く進出を見ると共に愈々活潑なる活躍を続けつゝあるが、之等南方との電報は戦前に於ては總て外國電報制度に依り取扱はれてゐたのであるが、今回は我が假名文字電報を根幹とする純日本式電報に依ることとした。然し料金制度等に於ては内國電報制度とも又東亞電報制度とも異なる新制度にして謂はば南方電報制度とも云ふべきものである。尤も香港及グワムは其の地理的位置の關係上之とは稍異り、前者は東亞電報制度を準用し後者は料金制度は本邦と南洋群島間のものと同様であるが其の他取扱上に於ける制限等に關しては南方電報と同様である。

斯くて今や我が國力の進展に伴ひ、我が國獨特の假名文字電報は亞細亞大陸を越へて遠く南半球へと進出を見るに至つたことは我が電氣通信史上に於ても劃期的の意義を有するものと云へよう。

東亞に於ける電氣通信の有機的連繫と之が綜合的發達とを目的として組織されたる東亞電氣通信協議會の第四回會議及東亞に於ける電氣通信の連帶業務を協議すべき東亞電氣通信業務協定会議の第二回會議は本年九月下旬より十月上旬に亘り各四日間遞信省に於て開催せられたが、今次大戰勃發後最初のものであり從つて南方諸地域を包括する眞の大東亞共榮圈建設の諸要請に即應すべき通信制度及施設の整備強化等各般に亘る重要案件が眞剣に審議せられ多大の効果を收めた。特に前者の會議の結果新に大東亞電氣通信會議規約の約定成り、現在の東亞電氣通信協議會と東亞電氣通信業務協定会議とを統合の上昭和十八年一月一日より再

出發することとなつたことは、東亞電氣通信史上劃期的の措置と云ふべく共榮圈建設の進捗に伴ひ今後之が活躍に期待せらるゝ所極めて大なるものがあるのである。

三

第三に電氣通信の特殊部門に於ける措置事項としては、先づ事變以來船舶、航空機、陸上等各方面に於ける無線施設の擴充に伴ひ、政府は之が運用に當るべき無線通信士の養成機關を督勵して養成人員の増加並に其の質的向上に努め來りたるが、世界情勢の進展と大東亞に於ける新事態は、現在の儘にては到底之が完璧を期し得ざる實情なるに鑑み、民間養成機關を官立に移し本年四月一日より官立無線電信講習所を開設すると共に、養成方法の根本的刷新を斷行し以て優秀なる通信士の豊富なる供給を圖ることとしたのである。

次に戦時下船舶の保護並に海運の円滑なる運営上、船舶無線施設は愈々其の重要性を加へつゝあるが、從來無線通信施設關係工事は無線機器製作業者、工事業者の無統制なる工事施行に依り其の弊害尠からざる實情に鑑み、此の種業者の統合の必要を痛感し、設立を斡旋中なりし船舶無線電信株式會社は昭和十七年十月八日創立を見ることとなり、海上通信網の整備強化に貢献する所大なるを期待されるに至つたのである。尙本會社の設立を機として本邦に於ける船舶無線の裝置工事並に保守には原則として會社をして當らしめることとしたのである。

戦時下愈々其の擔ふ使命の重要性を加へつゝある放送無線電話は、最近一箇年間に於て新に聽取者約七十萬を加へて、九月末現在聽取者数は六百七十萬を突破し、放送局數亦沖繩局の新設に依り四十三局を數へるの盛況を示しつゝあるが、一面放送電波は敵機誘導の危険を伴ふに鑑み、政府は大東亞戰爭勃發と同時に電力の低下並に周波數の變更等に依る電波管制を實施し以て如上の危険を防遏しつゝ放送の重大使命達成に遺憾無きを期することとしたのである。斯くて電波管制に因る聽取状態の不良地域に對しては、戦局の推移に

即應して放送電力の増大或は小電力臨時放送所の設置等銳意之が救済改善に努力し、現在臨時放送所の設置数は三十一に及んで居る。

又放送の新形態たる有線放送は放送聴取者普及對策上のみならず無線放送の缺陷特に敵機誘導の危険を避けつゝ報道の使命を完ふする爲め、之が急速施設を要請せらるゝ處であつて、昭和十六年度の施設計畫に引續き本年度に入りては電話線利用に於て、前年度計畫の東京、大阪、名古屋、神戸、福岡及小倉の施設を擴充するの外、新に横濱、横須賀、廣島、下關の各重要都市にも及ぼすこととし、更に電燈線利用に於ては、舞鶴、東舞鶴及敦賀に實施することとし放送網の完璧を期することとなつたのである。

一方海外放送は創始以來數次の擴充強化を見たのであるが、殊に今次大戰勃發以來之が使命は愈々重加せらるゝに至つたので、常に戦局の推移に即應し放送時間の延伸、使用送信機の増加、或は使用國語の追加等に努め現在に於ては毎日延時間五十一時間、十九箇國語を使用し、遍く世界に向つて帝國の公正なる主張と立場を闡明し、以て敵國側の宣傳網を粉碎すると共に樞軸諸國竝に大東亞共榮圈に對しては定期に或は隨時交換放送を實施し電波を通じて益々其の連繫を強固ならしめて居るのである。

四

最後に電信電話利用の方面に於ける趨勢を見るに、事變以來國內に於ける電信電話の利用は軍事、政治、經濟等各部門の極めて活潑なる動向を反映し、逐年増嵩の傾向を續け來つたが、昭和十六年度に入り統制經濟の強化並に利用規正等の影響もあり漸やく下向を示すものあるやに見受けられるに至つた。即ち先づ取扱數に於て電報は昭和十五年度に於ける内國發信有料（東亞電報を含む）總計八千七十餘萬通と云ふ創業以來の最高記録を頂點とし、其の後前述の如き諸原因の影響を受け稍下向を示し、昭和十六年度は總計七千八百六十萬通にして前年に比し二分六厘の減少であるが、創業以來の成績より見れば猶第二位を占めてゐる。而

して本年四月以降は電報料金値上の影響も加はり、各月共前年に比し八分五厘程度の減率を示すに至つた。又昭和十六年度に於ける電話通話の取扱數は市内通話に於て發信時數五十八億八千萬にして前年に比し一分の減少を示してゐるが、市外通話に於ては四億五千二百萬に上り創業以來の最高記録を作り前年に比し二分の増加を示した。尙此の外朝鮮、臺灣、樺太及南洋に對する外地通話は約七十五萬通話を數へ前年に比し之亦一割七分の増加を示してゐる。

次に收入の方面に於て内國電報料は四千三百八十餘萬圓に達して、前年に比し通數に於て減率を示し乍ら反對に一割二厘の増率を見たが之は時局を反映して長文又は緊急を要する重要通信が比較的多數利用せられたことが窺はれ、十七年度に入りては料金値上の影響を受けて引續き増加の一途を辿り、八月迄の累計に於て前年に比較し一割七分強の増收を示してゐる。又電話收入に於ては市内電話料は一億五百九十餘萬圓にして前年度に比し一分五厘の増收を示し、市外電話料は約九千六百萬圓に上り之亦六分五厘の増收を見たが、本年度に入りても料金値上等の理由に因り引續き昂勢を保ち八月迄の累計に於ては前年に比し二割九分程度の増收を示すに至つたのである。

一方對外通信を見るに之が利用の大宗をなす外國電報に於ては、近年敵性諸國の我が國に對する貿易壓迫に依り逐年其の取扱數並に收入の減少を續け來りたるも、昭和十六年に入りては年初以來稍々漸増の傾向を示したる處、七月に至り米、英、蘭等反樞軸諸國の對日資産凍結を見、我が方亦之に對應して報復的措施を採るの已むなきに至りたる爲め俄然大巾減少となり、遂に大東亞戰爭の勃發は更に之に拍車をかけるに至つた。即ち昭和十六年度に於ける其の收入は一千五百萬圓にして之を前年度に比較すれば三割五分の減收を示し、本年に入りても八月に至る迄引續き減收の一途にあり、前年同期に比し約七割の減收である。之に反し外國電話料に於ては二百二十餘萬圓にして前年に比し二割三分の増率を示してゐるが之は國際通話は近年に至つて特に發達を見たもので電報の如く通商貿易の影響を受けること比較的少き關係と認められるのであ

る。
 以上決戦體制下に於ける我が電氣通信事業の一箇年を顧たのであるが、世界制覇の野望に燃ゆる敵は其の豊富なる物資と強大なる生産力を持ち、長期持久戦を企圖すると共に今や反攻體制の強化に必死なるものあり、皇國日本は眞に振古未曾有の重大時局に直面しつつあるのである。
 斯かる世界史の一大轉換期に當り、戦力増強の基底をなす電氣通信事業の擔ふ使命の重大なること蓋し今日の如きはなす。
 職を斯業に奉ずる吾等は、承諾必謹の大義に徹し、敵國一切の企圖を粉碎すべく、不退轉の決意を新に困苦缺乏を克服し、職域奉公に挺身せんことを誓ふ次第である。

2. 重要事項の解説

目次

一、昭和十七年度電氣通信關係豫算の概要	三
二、昭和十七年度電信電話擴張改良計畫の概要	九
三、電氣通信料金の劃期的大改定	三
四、特殊有技者勤勉手當給與制度の改正	三
五、搬送式多重無線電話の施設	四
六、官立無線電信講習所の設立	五
七、船舶無線電信無線電話株式會社の創立	六
八、無線通信施設の整備	七
九、戦時無線通信措置の概要	六
一〇、有線放送實施に伴ふ關係規定の改正	九
一一、帝國占領南方諸地域宛電報の取扱開始	六
一二、東亞電氣通信回路の整備擴充	三
一三、東亞電報料金制度の改正	三
一四、東亞防空通信に關する協定の成立	四

- 一五、東亞電信競技會の開催……………三五
- 一六、大東亞電氣通信會議規約の約定……………三五
- 一七、對外無線電信無線電話の整備擴充……………三七
- 一八、對外電信放送施設の擴充……………四〇

一、昭和十七年度電氣通信關係豫算の概要

昭和十七年度の豫算は極度の重點主義の下に、事變遂行上缺くべからざる經費に限ることとして編成せられたが、本豫算編成後大東亞戰爭勃發せる爲、戰爭遂行上緊要なる經費が更に追加豫算として編成せられた以下其の内容に付て歳入歳出の順に略述する事とする。

イ、歳入豫算

一、資本勘定

一四、五〇七、一四七圓

本年度の電務局主管資本勘定歳入豫算額は左表の通で、前年度に比し五百五萬餘圓の増加である。増加原因は有線放送施設、氣象通信施設等専用施設に對する設備負擔金が増加せる爲である。

資本勘定科目別歳入内譯

科 目	昭和十七年度	昭和十六年度	對前年度増減(△)額
電信電話設備負擔金	一三、六八、五三	八、七二、九四	四、九六、五九
電話線設備料	六四、三三	五七、八〇	八、四二
専用施設設備料	一七、三九	一六、六五	七、七四
合 計	一四、五〇七、一四七	九、四九、四〇九	五、〇一七、七三八

二、業務勘定

三三四、二一四、六二八圓

本年度の歳入豫定額は右の通で、前年度に比較すれば四千八百六拾萬圓餘の増加である。増加の原因は本年度より各種電氣通信關係料金が大部分値上された爲であつて、之に依る増収は約六千五百萬圓であるから、若し値上が行はれなかつたものとすれば約千六百餘萬圓の減少で其の原因は戰爭に伴ひ外國電報料が約

二千萬圓の減收となつた爲である。次に之を科目別に見れば左の通となる。業務勘定科目別歳入内譯

科	目	昭和十七年度	昭和十六年度	對前年度増減(△)額
切手	収入	四一、六九〇、四八二	三五、〇六〇、一〇七	六、六三〇、三七五
内國電報	収入	三四、四九〇、一四九	二六、四九〇、二一〇	六、〇〇〇、九三九
外國電報	収入	一八四、〇五三	七九三、五〇六	△ 六〇九、四五三
電報	収入	六、六九三、三五五	五、七三二、八三九	△ 九六〇、五一六
檢定手続	収入	四、九四五	四、五五二	△ 四〇三、〇〇三
電氣通信	収入	二九一、三六一、〇一〇	二四九、七三七、八九〇	△ 四一、五三三、一二〇
市内電報	収入	二〇、六二一、八七八	一六、三三三、七〇〇	△ 四、二八八、一〇八
市外電報	収入	六、五三一、一三三	三、三三六、五五五	△ 三、一九四、五七八
市外電話	収入	二八、六七〇、六二八	一〇〇、一八九、五〇〇	△ 七一、五一九、八七二
外國電話	収入	二九、六九三、五三六	九四、四七一、一四六	△ 六四、七七八、六〇八
公共電話	収入	一、五五三、三五七	一、六九五、三三八	△ 一四二、〇二一
加送電入	収入	五、三〇〇、九七〇	四、七四二、三三八	△ 五五八、五二九
放送電入	収入	九一、三〇〇	二五、一〇〇	△ 六六、二〇〇
電氣通信	雑用	一、七七七、九三三	一、七七一、四三三	△ 六、五〇〇
電氣通信	雑用	七、二八八、八九九	三、四九三、五七六	△ 三、七九五、三二三
電氣通信	雑用	八三九、四四〇	七三三、八八三	△ 一〇五、五五七
電氣通信	雑用	二六三、二二六	八三三、四八八	△ 五七〇、二六二
電氣通信	雑用	二六三、二二六	八三三、四八八	△ 五七〇、二六二
株式會社配當	雑用	二六三、二二六	八三三、四八八	△ 五七〇、二六二
合 計		三三四、二四、六二八	二八五、六一、四八五	△ 四八、六三三、一四三

尙昭和十七年度の通信事業特別會計の歳入豫定額は左表の通りで、前年度に比し資本勘定に於て七千七百十七萬圓、業務勘定に於て一億六百十五萬圓増加したが業務勘定増加額の内、電務局關係は四千八百六十萬圓で増加額の約四割六分に當る。尙電務局關係の業務収入は、本年度通信事業特別會計の六割強を占めてゐる。

科	目	昭和十七年度	昭和十六年度	對前年度増減(△)額
資本勘定		二六、一三三、三三三	五、三三六、三三三	△ 二〇、七九七、〇〇〇
業務勘定		六七、四九三、八四七	五四、一七五、四七七	△ 一三、三一八、三七〇
合 計		三三四、二四、六二八	二八五、六一、四八五	△ 四八、六三三、一四三

通信事業特別會計に於ては歳出の事業別区分が無いので電氣通信事業の歳出豫定額を求める事は困難であり、又電信電話設備擴張改良補充費等資本勘定に屬するものは大部分工務局主管となつてゐるので、茲には主として電務局より提出した昭和十七年度新規豫算に付解説し、参考として工務局提出豫算を掲げて置くことにする。

昭和十七年度電務局歳出豫算要求額

事 項	年度内施行月數	金 額
(1) 前年度施設に伴ふ經費の月割増	三箇月乃至九箇月	三、五八、六三三

事 項	年度内施行月数	金 額
(2) 對支通信關係改善の事務移管に伴ふ經費の減少	三箇月乃至九箇月	△ 三、八〇一
(3) 前年度電信設備擴張及改良工程縮小に伴ふ維持の減	全 年	△ 三、六四三
(4) 各種支拂金及交付金等の増減	全 年	△ 一、六〇五、四〇〇
(5) 爲替相場變動に伴ひ要する經費	全 年	△ 一、七五〇、四三五
(6) 電氣通信取締擴充に要する經費	全 年	△ 二、六二一、六二八
(7) 外國情報受信施設擴充に要する經費	全 年	△ 一、四三三、〇一四
(8) 本年度電信設備擴張及改良に伴ふ維持費	三箇月乃至全年	△ 三、一四四、〇二四
イ 有線放送施設に伴ふ維持費	三箇月乃至全年	△ 五、六、六九一
ロ 無線監督施設に伴ふ維持費	三箇月乃至九箇月	△ 五、三、三六九
ハ 航空無線通信施設に伴ふ維持費	三箇月乃至六箇月	△ 七、四、〇八三
ニ 電信設備擴張改良に伴ふ維持費	六 箇 月	△ 八、三、六三六
ホ 電話設備擴張及改良に伴ふ維持費	六 箇 月	△ 一、六、五、三三五
(9) 電信電話防空強化施設に伴ふ維持費	六 箇 月	△ 一、三、一、七〇
電 象 通 信 施 設 に 伴 っ て の 維 持 費	六 箇 月	△ 一、九、八、四
(10) 合 計		△ 五、八、六、一、〇六

以下右の内重要なものについて述べれば、
 一、電氣通信取締擴充に要する經費
 一六六一、六一八圓
 國際情勢の微妙且複雑化するに伴ひ支那事變の處理、東亞共榮圈の樹立に邁進しつゝある我國に對する列國の諜報陣の活躍は最近益々活潑となりつゝあるに鑑み、之等の通信取締組織を強化する爲右金額を計上したのである。

事 項	資 本 勘 定	業 務 勘 定
(1) 電信電話設備擴張改良及補充に要する經費	五、二、五三、五〇四	
イ 電 信 擴 充	五、四三、〇〇〇	
ロ 電 話 擴 充	三、五、六、七〇	
ハ 電 信 補 充	三、九、〇〇〇	

二、本年度電信電話設備擴張及改良に伴ふ維持費 三、一四六、〇二四圓
 電信電話設備擴張改良及補充費の本年度年割額は電信電話施設擴張等に關する豫算の統一を期する爲五
 一、二五三、五五〇圓に改定せられ、既定繼續費たる無線監督施設費、航空無線通信施設費等を之に合併さ
 れたのである。而して之が内容に於ても國防充實、生産力擴充等に必要な極度の重點主義を採り、電信擴
 張改良工程は、電信線路増設二千餘杆、電信事務開始九十局、對外無線連絡設備擴張等を、電話に於て
 は加入者數六千三百名、市外電話線増設二萬四千餘杆（外に國際電氣通信株式會社線一萬七千餘杆使用）
 交換及通話事務開始百七十局、其の他無線電話施設等を爲すことになつたので、之等の工事完成後の維持
 費として右金額を計上したのである。
 三、電信電話防空強化施設に伴ふ維持費 一一二、一七〇圓
 四、氣象通信施設に伴ふ維持費 一一九、八二四圓
 大東亞戰爭の勃發に伴ひ、我國は有史以來の非常時局に直面せる處戰時下重要通信の確保を期するは喫緊
 の要務なるに鑑み樞要都市に於ける電信電話の防空強化施設を急速に講ずるの要あり、他面軍作戦上に於
 ける氣象通信の意義は今や最高度に昂揚せられつゝあるを以て緊急差置難き専用通信網施設を早急施工す
 ることとなつたので之等に伴ふ維持費として右金額を追加計上したのである。

昭和十六年度工務局歳出豫算要求額

事業項目	資本勘定	業務勘定
航空無線通信施設	1,800,000	
無線同報通信施設	100,000	
無線標準通信施設	700,000	
無線監督施設	443,550	
無線放送施設	1,800,000	
無線電線敷設	1,210,000	
(2) 電信電話技術員養成に要する経費		17,376
(3) 電氣通信用機器修繕施設擴充等に要する経費		303,550
(4) 工務員を逓信局技手に組替		2,200,000
(5) 電氣通信技術調査擴充に要する経費		2,200,000
(6) 電信電話設備擴充及補充に要する経費の追加		1,500,000
イ 電信電話防空強化施設	11,100,000	
ロ 電氣通信防空強化施設	9,000,000	
合計	6,145,550	6,145,550

昭和十六年度通信事業特別會計歳出豫算額

勘定別	昭和十七年度	昭和十六年度	對前年度増減(△)額
資本勘定	1,147,530	805,124	342,406
業務勘定	7,035,147	5,339,425	1,695,722
合計	8,182,677	6,144,549	2,038,128

二、昭和十七年度電信電話擴張改良計畫の概要

第七十議會の協賛を経成立を見たる昭和十二年度以降電信電話事業擴張改良五箇年計畫は、昭和十一年當時の社會情勢を基礎とし樹立したる計畫を豫算化したるものであるが、實施の初年度に於て支那事變の勃發に際會したる爲、國家財政其の他の事情に鑑み、次年度以降は既定方針を變更し専ら事變遂行上急務を要する施設のみを重點的に擴充整備し其の他は總て後年度に繰延べることとしたのである。

然るに客年十二月八日鬱積したる對米英關係は遂に大東亞戰爭として爆發し、我國は有史以來の大戦亂に突入するに至り、電信電話に對する朝野各方面よりの要請は必勝不敗の總力戰遂行上愈々熾烈化したのである。

右の如き情勢に對應する昭和十七年度電信電話事業擴張改良計畫は既に大綱決定済であつたが、可及的追加改定を行ひ以て大東亞戰爭完遂上絶対必要なる電氣通信設備のみを施設することとし、左の方針に基き計畫を樹立したのである。

- (一) 軍事上直接必要なるもの及軍事上重要なる關係を有する通信の確保を圖る爲國內主要地間の電信電話連絡施設等の整備を行ふこと。
- (二) 大東亞に於ける皇國の自主的通信網を確立する爲日滿支を連繫せる通信施設の整備強化を圖ること。
- (三) 船舶に依る輸送機能の確保及海上諸情報の蒐集に遺憾なきを期する爲海洋通信網の整備を行ふこと。
- (四) 大東亞に於ける制空權の確保を圖る爲急務を要する幹線航空路の無線施設及氣象通信施設を整備すること。
- (五) 戦時下に於て特に重要なる諜報無線の摘發免除に必要な施設の擴充を圖ると共にラヂオ管制上必要な施設を爲すこと。

(六) 前年度より繼續中の同報無線通信施設、電波標準局施設、海底電線敷設船建造等を引續き實施すること。

(七) 空襲時に對する應急措置に遺憾なきを期する爲防空施設強化の閣議決定方針に則り樞要都市に於ける重要局の防空施設を強化すると共に重要通信連絡施設の安固を圖ること。

以上の方針に依り成立したる工程を示せば次の通りである。

- (1) 電信 四四回線
- 電信取扱機關の増設 九〇局
- (2) 無線電信 三方面
- 對外並に對外地無線電信連絡施設整備 五局
- 海岸局整備 五局
- (3) 電話 六、三〇〇名
- 加入者増設 八〇局
- 交換局新設 二四、三〇二軒
- 市外電話回線整備 一七、六八八軒
- 國際電氣通信株式會社の増設 九〇局
- 電話取扱機關の増置 六二〇軒
- (4) 無線電話 一方面
- 對外無線連絡施設整備

- (5) 航空無線通信施設 三局
- 國內無線連絡施設整備 一局
- 海峽横斷超短波無線電話新設 七局
- 航空無線羅針局連絡用無線通信施設 二局
- (6) 氣象專用通信施設 二七回線
- 有線線施設 一六臺
- 無線線施設 一六臺
- (7) 同報無線通信施設 一六臺
- 電波標準局設置 一六臺
- (8) 電波標準局(分室) 一六臺
- 標準電波發射所(本所) 一六臺
- 中央電波觀測所 一六臺
- (9) 無線監督施設 四地方
- 電波監督施設 四地方
- 放送監督施設 四箇所
- (10) 有線放送施設 一〇局
- 電話線利用 一〇局
- 電燈線利用 三局
- (11) 海底電線布設船建造 一隻

(12) 防空強化施設

若 干

三、電氣通信料金の劃期的大改定——
戦時財政の強化、購買力の吸収を圖る

戦時財政の強化竝に購買力の吸収に資すると共に時局の要請に對應する緊急不可欠なる事業の整備を圖ることを目的として電氣通信料金の全般に亘り値上することとなり、昭和十七年三月二十三日關係省令等を改正公布し四月一日より實施された。

今回の値上は電氣通信史上未曾有の大きな値上であるが前述の通り國庫收入の増強と、事業財務の確保を主眼に置いたので、嚴密なる原價計算に基く料金の適正化は一應留保し、値上の一般の方針としては各種通信の性質及其の利用層、國民生活上に及す影響、料金値上に伴ふ利用減の見込等を考慮すると共に料金の合理化及利用規正の見地をも加味し更に鐵道運賃、煙草等の値上率を參酌し、總體に於て凡そ三割程度の値上を爲すこととしたのである。

而して個々の料金の値上の範圍及程度に付ては大體次の如き見地に基いて決定したのである。

- (1) 當該サービスが生活必需的で且大衆性あるものは可及的値上を低率ならしめること
- (2) 當該サービスが特に公共的色彩高度のものは現行の儘据置又は低率なる値上に止めること
- (3) 當該サービスの利用層が一般に負擔力大と認められるものは比較的値上を高率ならしめること
- (4) 當該サービスの需要の弾力性に從ひ料金値上に因る利用減少を見込むも尙收入増加を期待し得る如く値上率を考慮すること

而して前各號の趣旨に依り各種料金の値上を考慮したのであるが、之が決定に當つては事業收入の大宗を占める通常電報料、市内電話使用料、市外電話料の値上を先決し、爾餘の料金に付ては當該サービスの性質、

利用者層等に稽へ、前三者の値上率を大體の基準として夫々適當な値上をしたのである。今其の主なるものを擧げれば次の通りである。

一、内國電報料金關係

- (1) 内地相互間通常電報の基本料 (和文最初十五字以内 累加語數) 五錢を七錢に値上す (歐文最初の五語以内) 三拾錢を四拾錢とし、累加料 (和文累加字數五字以内每 歐文一語每)
- (2) 内地外地間通常電報の料金は右に準じ多少低率の値上す

二、市内電話料金關係

- (1) 度數料金制施行局に於ては、度數料一回三錢を、東京、大阪は五錢、其の他は四錢とし、基本料は三割強の値上す
- (2) 度數料金制施行局以外の局に於ては二割強の値上す

三、市外電話料金關係

市外電話料金に付ては近距離區間は比較的高率の値上、遠距離區間は低率の値上を爲し平均三割程度の値上す

而して料金値上に因る昭和十七年度の増収見込總額は大體電報料關係一千萬圓、市内電話料關係二千九百萬圓、市外電話料關係二千四百萬圓其の他二百萬圓合計六千五百萬圓の巨額に達するものである。

四、特殊有技者勤勉手当給與制度の改正

支那事變勃發後從事員の應召、從軍、轉退職等多數に上り、之が爲一般的に作業能率の低下甚しきものあるに鑑み、技倆の練磨熟達並に特殊技能の積極的習得を獎勵し併せて優秀有技者の優遇を圖る爲、特殊有技者勤勉手当給與規程及同試験内規を改正すると共に給與定員の大量増員を行ひ七月一日より實施した。其の

概要は次の通りである。

- (一) 自動通信、印刷通信等の如き高速度通信は送信側作業者の技倆の如何に依つて通信能率左右せられるものなるを以て、本手當の給與に付ても作業者の技倆の程度に依つて給與額に差額を附することとしたること。即ち曩に電信現業員檢定規程を改正し各種鑽孔の檢定速度を相當高めると共に本手當の受給資格を一級及二級に分ち給與額を増額したること。
- (二) 無線通信有技者の受給資格を一級及二級とし給與額を増額すると共に給與制限たる實務經驗一ケ年以上を六ヶ月以上に改めたこと。
- (三) 自動機通信宰領の給與額を増額すると共に新に檢定規程に依る第二級以上の鑽孔有技者たる條件を附加したること。
- (四) 從來本手當の給與は原則として電信事務に従事し居るを條件として居たが有技者確保の趣旨に鑑み本制限を撤廢したること。
- (五) 從來は給與定員の關係上有資格者にして本手當の給與を受け得ない者が多數あり、本制度の効果を充分發揮出来ない憾があつたので有資格者全員に本手當を給與し得る様給與定員を大量増員したること。
- (六) 新たに特殊電話施設の運用上必要な特殊技能の練磨熟達を促し作業能率の増進を期する爲め有線無線連絡局装置の運用及國際電話交換事務の二項目が加へられたこと。

五、搬送式多重無線電話の施設

最近本邦に於て長足の進歩を示せる超短波無線電話は現在同一區間に十二個の實用通話路を作成し得るものにして戰時下重要物資の節約に貢献する處極めて大なるものがある。逡信省に於ては豫ねて國際電気通信株式會社をして朝鮮海峽福岡釜山間に本施設の建設を急いでゐたがこの程漸く（昭和十七年九月）實施の運びとなつた。本施設は差向き六通話路であるが近く更に残りの六通話路をも作成する豫定であつて之に依り内鮮滿間電気通信連絡を一段と強化し得るのみならず有線通信障害時に於ける重要通信連絡をも確保し得る次第である。

六、官立無線電信講習所の設立

世界情勢の變展と東亞の新事態は船舶、航空機、陸上等各部面に於ける無線施設の急激なる擴充を促し、之が運用に當るべき無線通信士の極度の拂底を招來せしめたと共に其の職責亦愈々重要性を加へたるを以て、政府は事變以來關係養成機關を督勵して無線通信士の養成人員の増加並に其の質的向上に努め來りたるが、現在の養成施設を以てしては量質共に完全なる無線通信士の輩出を期し得ざる實情にして殊に海上無線通信士に付ては年少者を收容して海員的基本訓練をも施すに非ざれば愈々重要化する職責を充分に果し得ざる爲民間養成機關を官立に移し養成方法の根本的刷新を斷行し以て優秀なる無線通信士の豊富なる供給を圖るの要あるを認め、四月一日官立無線電信講習所を開設したのである。其の概要は次の通である。

(一) 養成計畫の概要

(1) 入學試験課目

國語 歴史 地理 英語 算術 物理 化學

高等科及普通科は中等學校卒業程度、特科は國民學校高等科卒業程度

(2) 修業年限

高等科	三年
普通科	二年
特科	一年

(二) 特典

(1) 在學生に對する特典

イ、授業料を一切徴收せざること

ロ、授業用品を支給すること

ハ、徴兵延期せらるること

(2) 卒業生に對する特典

イ、卒業生には無試験にて左の資格が附與せらる

高等科 第一級無線通信士

普通科 第三級電氣通信技術者

特科 第二級無線通信士

ロ、就職は割當配屬に依り何等本人の心配を要せざること

七、船舶無線電信無線電話株式會社の創立

戦時下重大使命を帯ぶる船舶の航行の安全を確保すると共に一面海運業及漁業の能率を最高度に發揮せしむる爲には船舶無線施設の装置は絶対不可欠のものなる處之が實際装置は從來多數の無線機器製作者、工事業者の無統制なる亂立の結果各種の弊害が尠くなかつた。

依て海上無線通信の円滑なる運用を期する爲豫て當省に於て此の種事業の統合の必要を痛感し、設立方幹旋中であつた船舶無線電信株式會社が關係官廳並に業者の支援を得て、本年十月八日大詔奉戴日を期して誕生、本邦無線界に新なる發足を爲すこととなつた。

同社は資本金一千万圓、船舶無線施設の裝備、修理、保守並に對船舶陸上無線施設の建設保守を其の主たる業務とするものであり、之に依り船舶關係無線施設の完璧が期せられ戦時下海上通信網の整備に資するところ多大なるを期待されてゐる。

尙同社の設立を機として本邦に於ける船舶無線電信無線電話の装置工事並に保守は原則として同社をして之に當らしむることとし十月三十日逕信省令第百八號を以て私設無線電信無線電話規則に必要な改正を加へたのである。

八、無線通信施設の整備

國際情勢の緊迫化に伴ひ氣象の作戰上に及ぼす影響の重大性に鑑み氣象通信機關の整備に關し豫て計畫進捗中であつたが、昭和十六年十月十六日より鹿児島縣枕崎郵便局に無線分室を設置すると共に同縣大島郡十島村臥蛇島に無線電信取扱所(本年五月一日より無線電信局を設置す)を設け此の方面の氣象通信の速達を圖つた。

更に大東亞戦争進展し北方の防備亦忽緒に附し難きに至るや、幌筵無線電信局を擴充する爲、豫ての計畫通同島摺鉢灣に移轉し以て同方面の新事態に備ふると共に北千島占守島所在國端崎無線電信取扱所を廢し、本年四月一日より同島に國端崎無線電信局を設置した。本年七月十日より函館無線電信局に分室を設け短波に依り北洋出漁船舶と基地函館との間の通信速達の途を講じた。

尙昭和十五年五月制度を創始したる同報無線電信の利用は逐年活況を呈し其の受信箇所は内外地主要都市

を網羅して五十箇所に達し、東京より各地主要新聞社に重要記事を速報して地方新聞の面目を全く一新せしむるに至つた。因に本制度創始以來の取扱最高字数を記録せる客年十二月八日對英米宣戰當日の如きは送信總字数六萬六千字に上つた。

九、戰時無線通信措置の概要

客年十二月八日對英米宣戰の大詔渙發せらるるや電波の特質に鑑み、國土防衛竝に船舶保護の見地より無線通信方法に變改を加ふると共に防空通信上必要なる戰時對策を講じたのであるが、其の概要を説明すれば次の如くである。

(一) 電波管制

或る種の周波數(例へば中波)に依る電波の到來方向は之を容易且適確に測定し得るので、敵側をして爆撃砲撃諸元を算定せしむる危険を胚胎するのであるが一面、電波の擴散性に依り呼出符號、通信用語及通信文も敵に傍受せられ謀略に陥し入れられる虞がある。電波管制は此の種危険を防遏する爲執られた措置で敵の方向探知に利用せらるる虞ある電波の發射に制限を加ふると共に、可及的通信の秘匿を圖る爲極力通信の暗號化を圖つたのである。斯くして戰時下海上無線通信は其の様相を平時と一變するに至つた。

(二) 海上情報通信網の強化

無線電信無線電話を裝置する船舶は防空機關として、防空情報を發信する義務があるが、殊に漁船は航路に拘らず遠洋に出漁するので、防空上之に期待するところ極めて大なるものがある。依て大東亞戰爭勃發するや官設海岸局をして中波の二重通信を實施せしむると共に主要漁業用陸上無線電信に當省無線吏員を派遣協力せしむることとし、防空通信の取扱上遺憾なきを期したのである。

(三) 無線通信管制實施に伴ふ船舶着無線電報の放送

本年七月海軍大臣は船舶保護法の規定に基き電波の發射に依り被るべき船舶の危険を防避するの目的を以て、海軍省告示第二十六號に依り所謂無線通信管制を實施し船舶無線電信の電波發射を原則として禁止することにしたのであるが、之に伴ふ措置として、船舶著無線電報の取扱は從來の如き呼出應答の形式に依らず海岸局に於て一定の時刻に之を放送し、船舶無線電信をして受信せしむる方法に依ることとし、九月一日より實施した。

一〇、有線放送實施に伴ふ關係規定の改正

我が國放送事業は無線放送に依り躍進的に發達して來たものであるが限られたる放送周波數帯を最高度に利用し居り、此の上放送電波の増加は種々の不都合を招くのみならず、戰時下に於て近代戰の特徵たる電波に依る敵機誘導の危険等に鑑み、無線放送にのみ依存することなく有線放送を併用し以て國土防衛體制を確立するの要緊なるものあり、豫て電燈線又は電話線を利用し或は電話電燈併用方式に依る有線放送の試験を實施中であつたが良好なる成績を得たので之を制度化することとし昭和十七年九月一日附關係省令を改正公布せられたが其の要旨は左の通である。

(一) 改正要綱

- (1) 有線放送は無線電信法の範疇とし無線電信法第二條(私設許可)以下關係の必要規定を準用のこととし之が爲「高周波電流ヲ使用スル通報信號施設=無線電信法準用ノ件」を改正したこと。
- (2) 有線放送は前項の通無線電信法を準用のこととしたる結果私設電信規則第二十八ノ二の通報信號施設に關する規定を改正したこと。
- (3) 放送用私設無線電話規則に有線放送に關する取締規定を新に追加したこと。

- (4) 無線通信機器取締規則中有線放送聴取電話の受信機を中波放送受信機に準ずることとしたこと。
- (二) 有線放送の運用
- (1) 有線放送施設は従来の無線放送施設と同様日本放送協会の私設するものであるが、電話官署に設置する送信装置、放送有線電話聴取用分波器施設(電話線及電燈配電線併用方式に使用する場合の放送有線電話聴取用結合器を含む)及配電結合装置は日本放送協會に於て實費に相當する設備金を逓信省に納付して逓信省之が建設に當り日本放送協會に於て設備専用料を納付して逓信省之が保守に當ること
- (2) 有線放送の聴取加入は無線放送のものと共通とし日本放送協會に於ては無線放送の加入者に對しては有線放送の爲に特に別箇の聴取料を徴收せざること。
- (3) 有線放送の聴取手續は聴取有線電話を施設せんとする者が聴取無線電話の施設者である場合は新に施設許可の手續を要せず單に機器の個數變更届を提出すればよい。
- (4) 其の他は無線放送の場合と同様であるが、有線放送の受信機又は同調器は逓信大臣の指定したるものを使用せねばならぬ。

一一、帝國占領南方諸地域宛電報の取扱開始

大東亞戰爭の勃發に依り皇軍の蹄鐵下に摺伏せるフィリピン諸島、マレー、スマトラ、ジャワ等所謂南方諸地域に對する電氣通信事業は、それ等占領諸地域の經濟工作、文化工作等の必要上之が開設方の要望熾烈なるものがあつたので現地建設工作の進捗に伴ひ逸早く之を各方面へ進出せしむることとなり、本年二月一日には早くも占領後日向淺い本邦香港間の電報の取扱が開始せられた。次いで七月一日には對ジャワ、同十五日には對昭南、八月一日には對フィリピン諸島、十月十五日には對セレベス及グワム、十一月十日には對ビルマとの間に電信連絡の路が開かれた。

南方宛電報は戰前に於ては總べて外國電報制度に依る外國電報として取扱はれてゐたが、今回は右に依らず我が假名文字電報を根幹とする純日本式電報を進出せしむることとなり、且内國電報制度とも又東亞電報制度とも異なる新構想より發足せるいはゞ南方電報制度とも言ふべき新制度が採用せられた。尤も香港及グワムは其の地理的位置の關係上他の諸地域とは其の類を異にするので他とはやゝ異つた制度が採用せられてゐる。

今其の概要を説明すれば左の通りである。

- (一) 取扱電報の種別は内國電報制度に依る和文電報及歐文電報の二種である。
- (二) 私報は總べて日本語の普通語を以て記載せねばならない。従つて歐文電報と雖も私報はローマ字に依る日本語の普通語を以て記載するを要する。但し特に電信官署の承認を受けた場合はこの限りで無い。
- (三) 私報は一切の特殊取扱を爲さない。
- (四) 電報は發信人の危險負擔に於てのみ取扱はれる。
- (五) 料金は内國電報と異り最低和文は五字、歐文は三語以内の料金が定められてゐる。従つて短文の電報は比較的低額の料金で利用することが出来る。
- (六) 右以外は内國電報と同様である。
- (七) 香港は右に依らず東亞電報制度が準用せられてゐる。
- (八) グワムは其の料金制度のみ本邦南洋諸島間電報と同様であるが他は南方電報と同様である。

一二、東亞電氣通信回路の整備擴充

東京上海間無線電話回路の増設、臺北香港間直通無線回路の再開、東京上海間公衆寫眞電信双方業務の開始、

東京南京間及大阪漢口間直通無線電信回路の開設

(一) 東京上海間無線電話回路の増設
本邦と上海間無線電話連絡は従来大阪及東京よりの回路を以て其の需要に應じて來たが最近の通話量の激増は右回路のみを以ては到底通話の圓滑を期し得ざるに到つたので、本年一月二日より東京上海間に更に回路を増設し之に對處することとした。

(二) 臺北香港間直通無線回路の再開

大東亞戰爭勃發以前に於ける本邦香港間通信は臺灣發着のものは臺北香港間無線に依り他は上海中繼を以て取扱はれてゐたが、戰爭勃發に依り之等各通信路は總べて中斷せられ一時通信杜絶のやむなきに至つた。然るに香港完全攻略成るや通信事業の重要性に鑑み逸早く之が復舊を爲すこととなり、戰禍の餘燼未だ冷めざるに早くも本年二月一日には臺北香港間無線通信回路の復舊を見本線を通じ本邦香港間の公衆電報の取扱が開始せられた。蓋し本邦占領地間通信の嚆矢を爲すものである。

(三) 東京上海間公衆寫真電信双方業務の開始

東京上海間無線寫真電信業務は曩に上海發在東京新聞通信社ニュース寫眞の東京側受信業務のみ臨時開設せられてゐたが、時局の進展は新聞社用寫真通信のみならず一般公衆用通信の相互業務の開始をも要請せらるるに至つたので、本年五月二十一日より右回路を擴充し本邦中支間に發着する一般公衆用寫真電報の取扱を開始した。

(四) 東京南京間及大阪漢口間直通無線電信回路の開設

本邦中支間電報は従來總べて上海經由に依り取扱はれてゐたが、大東亞戰爭勃發に依る相互間通信量の増嵩は最早や總べてを上海中繼にのみ依據するを許さず更に強力なる通信網の整備擴充を必要としたので、本

年八月一日日支兩國の首都を繋ぐ東京南京間直通無線連絡を、又九月十七日には大阪漢口間直通無線連絡を開設し其の要請に應ずることとした。

一三、東亞電報料金制度の改正

(一) 日滿間電報料金の適正化

日滿間電報料は昭和九年四月内地殖民地間料金を基準として決定せられ爾來今日に至つたが、最近に於ける滿洲側奥地開發の進捗と内地側對滿取引の普及は當時の電報が大部分兩國大都市相互間に送受せられたものであつたのに比すると著るしく遠距離通信を増大せしめ、又一方通信施設の強化等に依る「コスト」高と兩々相俟つて料金算定の規準に變動を來さしめ當時の料金を不適當とするに至つたので、右料金に再検討を加へ之が適正化を期する爲、滿洲電信電話株式會社と協議の結果兩國開發電報に對し約五割方の値上げを行ふこととし、本年一月一日より之を實施した。

(二) 中支奥地宛電報料の値下げ

中支奥地宛電報は従來總べて上海中繼に依り送受せられ上海以遠著のものに對しては以遠料として特別の料金を課してゐた。従つて中支奥地宛のものは上海宛のものに比し著るしく料金が高額であつたが本年八月一日東京南京間に直通無線電信回線の開設せらるるや之を機會に從來の上海以遠料を廢止し總べて上海著のものと同じ料金を課することとした。右に依つて中支奥地宛電報は相當の値下げとなつた。

(三) 東亞無線電報料金制度の刷新

東亞無線電報の料金は従來無線料と有線料とにより構成せられ其の發着區間に依り料金の相異あり且

課金上頗る複雑にして利用者取扱者双方の不便尠からざるものがあつた。
依つて本年六月東亞電氣通信業務協定会議豫備會議に於て關係當事者打合せの結果料金構成を無線電
報料一本建とし且發着區間の如何に拘らず總べて均一料金と爲すこととし本年八月二十六日省令第九
十五號を以て關係省令の改正を公布九月一日より之を實施した。

一四、東亞防空通信に關する協定の成立

防空通信の特別取扱に關しては曩に制定せられた防空通信規則に依り内外地を通じ一元的に規定せられて
ゐるが、時局の進展と航空機の發達は本邦相互間のみならず更に廣範圍に亘る防空通信特別取扱の必要を痛
感せしむるに至つたが恰も本年九月東亞電氣通信業務協定第二回會議東京に開催せられ日滿支通信事業者一
堂に會するや右防空通信に關し相互に協定を締結し日滿支全域に亘る防空通信體制の確立を期せんとの議上
程せられ滿場一致「東亞防空電報及防空通話に關する特別協定案」が可決せられた。而して右協定は滿支事
業者の監督機關の承認を條件とし昭和十八年一月一日より之を實施することとなつた。同協定は大體國內の
防空通信規則に準據したものであるが今其の概要を説明すれば左の通りである。

- (一) 防空電報及防空通話は左の二種とす。
 - (A) 情報 報 航空機の行動又は航空機を搭載し若は其の搭載の疑ある敵艦艇(敵の疑あるものを含む)の行動を通報する電報又は通話
 - (B) 緊急指揮連絡報 防空機關相互間に於ける指揮及當該指揮に對する措置報告等にして緊急を要する電報及通話
- (二) 情報は最先順位を以て取扱ふ
緊急指揮連絡報は至通官報又は至急通話に優先して之を取扱ふ。

- (三) 防空電報は電報取扱時間に拘らず之を取扱ふ。
- (四) 電話局所で情報の取扱上必要あるときは他の通話を中斷す。
- (五) 防空電報の種類は左の略號を以て之を記載す。

情	報
ゼ	ウ
ウ	ナ
シ	キ

一五、東亞電信競技會の開催

電信従業員の士氣を昂揚し其の技術向上を圖る爲電信競技會の開催は夙に強調せらるる處なるが、現下電信事業の躍進と従業員の技術の状況とを考ふるときは特に其の要緊切なるものあるに鑑み、第三回東亞電氣通信協議會に於て毎年一回之を開催することに議決を見、其の第一回大會を本年九月十三日東亞に於ける電氣通信關係者十三團體参加し滿洲國新京に於て滿洲電氣電話株式會社主催の下に開催せらるることとなりたるを以て、逕信省代表選手選抜の爲七月二十六日全國豫選を開催選手十一名を決定し新京に派遣せるが競技成績は第一位を得る能はざりしも参加競技十種目の内一等二名二等五名の入賞者あり優秀なる成績を収めたものと云へよう。

一六、東亞電氣通信協議會第四回會議開催 大東亞電氣通信會議規約の約定

東亞に於ける電氣通信の有機的連繫と之が綜合的發達を目的とする東亞電氣通信協議會第四回會議は九月廿六日及九月廿八より卅日迄の四日間に亘り逕信省に於て開催せられた。
今回は大東亞戦争下初めて迎ふる會議でもあり、從來の日滿支を主對象とする東亞政策より廣大なる南方

諸地域をも包攝する眞の大東亞共榮圈建設の新段階に一大飛躍を遂げたる現下重大時局の諸要請に即應すべく大東亞共榮圈建設を基調とする電氣通信制度の確立問題或は南方の氣候風土に適合すべき電氣通信の工法又は機器資材等に亘る技術的研究問題等幾多の重要案件が慎重審議され多大の効果を擧げたのである。

就中慶賀に堪えない處は今會議に於て大東亞電氣通信會議規約の議決を見、大いに本協議會機能の刷新強化を圖り得たことである。蓋し本協議會の機能強化問題は支那事變の長期化と東亞新秩序の進展推移に伴ひ第二回會議以來早くも其の必要を痛感し提唱せられ殊に大東亞戰爭勃發を機として世紀の一大飛躍を見た東亞の新情勢に即應する爲一段と其の必要性を昂め正に刻下の急務となつてゐたものであり、今回本規約の成立により此の重要懸案を一舉に解決し得たことは大東亞電氣通信史上特筆大書すべき劃期的快舉である。而して該規約は本會議の議決に引続き十月二日遞信省に於て遞信省外東亞電氣通信關係十七業者代表の正式署名調印を終へ、昭和十八年一月一日より施行せられることとなつたのであるが、本規約の約定に依り本協議會と東亞電氣通信業務協定と合體し、從來の東亞電氣通信事務局を發展的に解消し茲に新に大東亞電氣通信事務局なる名稱の下に電氣通信の業務、技術の兩部門に亘り大東亞電氣通信事業の有機的綜合的發達を圖る上に於ての最も重要な常置機關として輝しき發足を見ることがなつたのである。

- 尙該規約の概要を述べれば次の通りである。
- (一) 本會議は大東亞に於ける電氣通信關係事業者を以て組織すること。
 - (二) 規約に依る會議は總會、業務會議、技術會議とすること。
 - (三) 會議附議事項にして繼續調査研究を要する事項に於ては委員會を設け得ること。
 - (四) 大東亞各地域相互間の連帶通信の運行に關する協定類、東亞電氣通信業務協定等は本規約の附屬書とする。
 - (五) 規約に關する庶務其の他の事務を掌る爲大東亞電氣通信事務局を置くこと。

最後に本會議の從來の議事審議要領と異なる點は從來の如き豫備會議に於て提案議題の實質的審議となすことを止め、これを本會議に移し豫備會議は單に議事日程案等の下打合、提案事項に對する疑問點の解明程度に止めたこと、(從つて日數も從來の三日間を一日とした)、本會議に於ける各業者代表の現地の事業現況報告を取止め、之に代るものとして時局に鑑み電氣通信に關する軍部の講演を催した二點である。

一七、對外無線電信連絡の整備擴充

東京リスボン間、東京ハノイ間、大阪ヴィシー間
大阪ローマ間無線電信連絡の開設、大阪カプール
間無線電信連絡の開設、東京フェノスアイレス間
寫眞電信連絡の開設

(一) 東京リスボン間無線電信連絡の開設

昭和十七年一月六日東京リスボン間に無線電信連絡が開設せられ本邦葡萄牙開發著電報の取扱が開始せられた。本連絡の開設に付ては第二次歐洲大戰勃發に伴ふ國際情勢の變化に對應して我對歐外交、通商並に情報政策の遂行に遺憾なきを期する目的を以て昭和十四年九月我方より葡萄牙國に於ける國際無線電信事業の經營者たるポルトガル、マルコニー無線會社に對し提案を試みたのであつたが、當時會社は現下の國際情勢下に在りては遺憾乍ら日本との直通無線電信連絡の開設を考慮し得ざる旨回答し來り、本連絡開設交渉は一應停頓状態に陥るを餘儀なくされたのであつた。然るに今次大東亞戰爭勃發直後即ち昭和十六年十二月十日先方より試験連絡方提案あり、之を機として試験通信の實施、業務條件の協定等連絡開設の交渉急速に具體化するに至り、大東亞戰爭勃發後最初の對外電信連絡として本年一月六日業務を開始したものである。大東亞戰爭勃發後世界に於ける有力なる通信基地となりたるリスボンとの間に直通連絡を有するに至つたことは我

對外情報政策上重要意義を有するものと言ふべきである。

(二) 東京ハノイ間無線電信連絡の開設

本邦と佛領印度支那との間には從來大阪サイゴン間を結ぶ無線電信連絡一回線を有するに過ぎなかつたのであるが、最近に於ける日佛印關係の緊密化に伴ひ五地間電報の増加著しく輻輳を極むるに至つたので、之が緩和を圖り併せて大東亞共榮圈建設に伴ふ我南方通信の強化に資する爲、本年一月二十三日より東京ハノイ間に無線電信連絡を開設し本邦とハノイを中心とする北部佛印との間の電報を取扱ふこととなつたものである。

(三) 大阪ヴィン間無線電信連絡の開設

第二次歐洲大戰に伴ふ巴里の陥落に依り大阪巴里間無線電信連絡の杜絶以來日佛間には直通通信の途なくジュネーブ又はサイゴンを經由するの外なかつたのであるが、本年一月三日突如ヴィン政府電信主管廳より大阪ヴィン間無線電信連絡を開設したき旨提案し來つたので、當方は欣然之に同意して三月三日より業務を開始し、本邦及滿洲各地と佛蘭西非占領地域及同國海外諸領との間に發著する電報の取扱を爲すこととなつたのである。本連絡の開設はリスボン、ストックホルム、ジュネーブ等歐洲に於ける中立國と我國とを結ぶ直通電信連絡と共に我對歐通信紐帶を強化するものとして極めて意義深きものがある。

(四) 大阪ローマ間無線電信連絡の開設

本邦伊太利間には從來東京ローマ間無線電信連絡一回線を有するに過ぎなかつたのであるが、日伊兩國關係の緊密化に伴ひ五地間發著電報激増したるのみならず南米アルゼンチンの對日資産凍結實施に伴ひ同地發日本向電報の大多數がローマ廻りにて來著する(ローマ廻に依れば料金受信人拂の便あるに因る)こととなり、右一回線のみにては疏通の困難を感ずるに至つたので、之が疏通の緩和を圖り併せて日伊間重要通信の速達に資する目的を以て、本年八月一日より大阪ローマ間に日伊間無線電信連絡第二回路を開設した次第である。

ある。本連絡の開設に依り獨伊兩樞軸國と我國との間には東京及大阪より各二回路宛の直通連絡を有するることとなり我對外通信中最重要性を有する獨伊兩國との通信は大いに強化せらるるに至つた次第である。

(五) 大阪カプール間無線電話連絡の開設

我國とアフガニスタン國との間には昭和十五年七月開設せられた大阪カプール間無線電信連絡があつたのであるが、右電信連絡の開設交渉當時より兩國間に懸案たりし無線電話連絡開設の協定が大東亞戰爭に於ける皇軍の赫々たる大戦果を反映して本年三月實を結ぶに至り電信連絡と同様大阪カプール間に三月十九日より業務を開始した。ア國は英蘇兩國勢力の間に介在し其の領土を割讓せしめられつつも兩勢力均衡の上に置かれ辛うじて獨立國としての存在を續けて來たのであるが、今や西からする獨逸の進攻と東からする我國の進出とに依り、世界新秩序建設に重要な役割を演ずべき運命を有するに至り、今後に於ける同國の動向こそは三億數千萬に及ぶ回教徒の向背に甚大なる影響を有すべき點を考慮すれば曩に開設せられた無線電信連絡と共に本連絡の開設は正に重大なる政治的意義を有するものと言ふことが出來よう。

(六) 東京ブエノスアイレス間寫眞電信連絡の開設

大東亞戰爭勃發と共にラテンアメリカ諸國並に敵國たる米英兩國への情報宣傳の基地として重視せらるるに至つたブエノスアイレスとの間には無線電信及無線電話に依る連絡が存在して大いなる役割を演じ來つたのであるが、對ラテンアメリカ宣傳並に對敵宣傳を一層徹底せしむる爲には更に寫眞電信に依つて緒戦以來の赫々たる戦果を如實に報道し以て敵側のデマ宣傳を完封する必要切なるものがあつたので開戦直後本連絡の開設を企圖し、アルゼンチン、トランスラヂオ社に呼びかけた處同社よりも折返し好意的回答が齎され、直に試験電送を實施すると共に業務條件に關する交渉を進め本年四月十九日より正式に業務を開始するに至つたものである。業務開始當日我方より電送せられた寫眞の第一報は比律賓バタアン戦線に於て我軍に虜はれた敗將キングの哀れな姿を撮つたものであつて米英のデマ宣傳を粉碎するには正に絶好のもので

あつたのである。此の一事のみを以ても本連絡の重要性を證して餘りある次第であるが、正式業務開始前に於ても試験連絡を通じハワイ海戦、マレー沖海戦等の重要ニュースを電送しト社の好意により之を歐米各地に頒布するに成功した事を特に附記して置く。

一八、對外電信放送施設の擴充

時局の緊迫化に伴ひ對外情報宣傳の重要性頗る加重し來りたるを以て、對外電信放送施設の擴充強化を圖る爲専用送信機二臺の増設並に歐米等の遠隔地に於ける受信の圓滑を期する爲可及的二波長同時放送の實施を計畫したのである。右計畫に基づき客年十一月二十日差向き専用送信機一臺の増加割當を爲し從來の二臺と併せ三臺を以て毎日五十三回一五、九〇〇語(中二十三回、八、二〇〇語は二波長同時放送とす)の放送を開始せり。其後今次大東亞戰爭に伴ふ國際情勢の變化に依り本放送施設は一段の擴充強化を要請せらるるに至りたるを以て、曩に増設計畫したる送信機中残りの一臺竣工を機會に、放送回数五十三回を七十五回に語數一五、九〇〇語を二六、三〇〇語に夫々増加すると共に、事態の變化に即應して新に大東亞各地在住の華僑を目標とする漢文放送及南米方面に對する西班牙語放送を開始したのである。

一面大東亞戰爭は漸次長期戰の様相を呈し來ると共に敵側に於ては思想謀略戰に必死の努力を傾注し頽勢挽回を企圖するあり、之が徹底的封壓を期すると共に大東亞共榮圈の建設を益々促進し思想戰完遂の目的を達成せんが爲には更に本放送施設の大擴充を必要とする次第なる處、南方各地に於ける新聞事業の建設進捗に伴ひ相當大量の「ニュース」を刻々に供給するの要ある趣を以て同盟通信社よりも之が大々的擴充方申請越たるを以て、取敢へず本年十二月一日より更に専用送信機一臺を差繰り合計五臺となし一日の放送回数七十七回總語數三七、〇〇〇語に増加實施の筈であるが、尙今後に於ける放送語數の増加に對應し併せて二波長同時放送の擴充を圖る爲近き將來に於て専用送信機の増設を實現せしむる豫定である。

3. 電務日誌

一、一般事項

(電氣通信事業に共通せる事項を掲ぐ)

- 日附 昭和十六年十月
 - 一〇 △本日より二十三日迄全國に於て昭和十六年電氣通信施設綜合防空訓練を實施す
- 昭和十七年三月
 - 二五 △昭和十七年度選信講習所養成定員左の通決定す、尙本年度は高等科第三部の養成を中止し高等科第一部養成定員の大量増員を行へり
 - 普通科第二部 五、〇五〇名
 - 高等科第二部 一、〇〇〇名
- 四月
 - 一 △防空法及電話通話規則改正に伴ひ防空通信取扱規程並に警備通信取扱規約中一部を改正實施す
 - 二 △電氣通信技術者資格檢定規則第二十條に依る養成所として左の養成所及資格を告示を以て指定す
 - 選信官吏練習所 (第一特別技術科第一級 第二級 第三級)
 - 國際電氣通信株式會社 (特別技術科第一部第二級 第二部第二級 講習所)
- 三〇 △衆議院議員總選舉施行せらる

- 五 △防空警報發令下執務時間外に於ける電務局所管事務一般の應急的措置及部内情報の連絡整理に當る爲電務局緊急事務監理部を設置す
 - 九 月
 - 一 △今月中に於て昭和十七年度電氣通信施設綜合防空訓練を全國的に實施す
 - 四 △臨時措置として大臣官房に通信檢閲室設置せられたるに伴ひ電氣通信の檢閲に關する事項及電波の監視に關する事項を之に移管す
- 二、電信
- 昭和十六年十一月
 - 二五 △氣象報道の機密確保を圖る爲氣象通知電報規則中改正す
 - 十二月
 - 八 △大東亞戰爭勃發に伴ひ緊急重要通信の疏通に遺漏なからしむる爲必要なる措置を講ぜり
 - 二 △新事態發生に伴ふ重要通信確保の爲當分の内南洋群島に發著する私報は至急の取扱を請求したるものにして遅延承知のものに限り取扱のこととす
 - 昭和十七年十二月
 - 一九 △戰捷に關し慶祝の意を内容とする電報並に戰死者

及戦傷死者に對する敬弔の意を内容とする電報は官報私報を問はず之が取扱を爲すこととす

三 月

- 三三 一 △名古屋電信局を名古屋中央電信局と改稱す
- 三三 二 △戦時財政の強化並に事業財務の確保を圖る爲電氣通信料金の劃期的値上に伴ひ電信料金關係規則、規程、告示類を全面的に改正公布し四月一日より實施することとす

二 月

- 二八 一 △下關電信局の重要性に鑑み同局の電信課を監査課通信課受付配達課の三課に分割す
- 二八 二 △城東、四日市、別府各郵便局電信課を廢止し新設通信課に合併す
- 二八 三 △大阪天満、西野田、旭、神戸林田、室蘭各郵便局に電信課を新設す
- 二八 四 △當分の内海軍軍用電報中文暗號を以て記載したるものは數字及記號に濁點又は半濁點を附したるものと雖も之が取扱を爲すこととし各選信局長及關係の向へ通牒す

四 月

- 一八一 △電報料金改正實施す
- 一八一 二 △敵機本土空襲に際し通信取締及通信疏通に必要な措置を講ぜり

五 月

- 一 一 △電信部通信書記補定員中高級者多數ある實狀に鑑み通信書記補定員百五十名を通信書記に組替へす
- 一六 △外地宛電報に對する通信檢閲を實施することとし

全國主要關門局に對し之が要員を配置す

二

△電報取扱制限に關する選信省令第七十四號を時局に即應する様改正實施す

六 月

- 一六一 △電信現業員檢定規程改正實施す
- 一六一 二 △全國主要電信局課四十局に對し電信有技者補習講習實施す

七 月

- 一 一 △特殊有技者勤勉手當給與規程及同試驗内規を改正すると共に特殊有技者勤勉手當給與定員を四千三百八十九名増員す

二 月

- 二六 一 △無集配特定局に於ける電報配達用自轉車維持費の補給として自轉車雜費月額一輛當三圓を支給することとす
- 二六 二 △東亞電信競技會派遣選手選拔豫選會開催す

八 月

- 一 一 △全國主要現業四十局に對し電報著信紙廢止試行實施す

三、電 話

昭和十六年十月

- 一〇 △秋田郵便局電話交換方式を磁石式直列複式より自動式に変更す

十一月

- 三 △福岡縣福島郵便局電話交換方式を單式より小共電式に変更す

十二月

- 八 △大東亞戰爭開始に伴ひ米英及敵性國外交機關の加入電話切斷方措置す(昭和十七年二月二十六日迄に約百三十箇切斷)
- 九 △日本放送協會に對し電波管制の爲必要な放送中繼用市外電話回線二一區間の専用を許可す(爾今昭和十七年九月迄に専用を許可せしもの總計四四區間)

一 月

- 一一 △熊本電話局を設置し庶務及交換の二課を置く
- 二六 △國際及東亞通話に對する取締を強化する爲、東京及大阪中央電話局に通信書記を増員す

昭和十七年一月

- 三三 △通話の順位を明確ならしむ

三 月

- 一 △高山郵便局電話交換方式を單式より共電式に変更す
- 八 △旭郵便局に於ける對大阪通話を自動接續市外通話方式に変更す
- 八 二 △國分寺郵便局電話交換方式を單式より小共電式に変更す

一 月

- 一〇 △日本放送協會に對し放送有線電話實施の爲必要な放送中繼用市外電話回線七區間の専用を許可す
- 一五 △延岡郵便局電話交換方式を單式より自動式に変更す

- 三三 △電氣通信料金の全面的値上に伴ひ、電話料金關係規則規程告示類を改正公布し四月一日より實施することとす

二 月

- 二八 △左記郵便局に電話課を設置す
鶴見、八王子、清水、高岡、上田、明石、旭、飯塚、大牟田、戸畑、室蘭
- 三一 △本日限り夜間通話市内通話呼出通話料金受取證制度を廢止す

三 月

- 一 △電話料金改正實施す
- 一 一 △昭和十六年度電話加入者増設に伴ひ左記の通局種別を改定す

七級局より	一局	十級局より	三局
六級局に改定	一局	九級局に改定	三局
八級局より	二局	十一級局より	一四局
七級局同	二局	十級局同	一四局
九級局より	一局	十二級局より	一〇局
八級局同	一局	十一級局同	一〇局

△昭和十六年度特定局電話事務開始に伴ふ維持要員として左の通増員す

- 集配局事務員 七人
- 同 電話事務員 二〇人
- 無集配局事務員 一二人
- 一七 △湯河原郵便局電話交換方式を單式より小共電式に変更す
- 四 △昭和十七年度電話加入申込受付期間及設備費額を

- 一 告示す
△昭和十七年度加入者増設其の他電務關係事務打合の爲本日より二日間各選信局業務部電務課長を招致し會議を開催す
- 二〇 △本日より三十日迄電話加入申込の受付を爲す
- 二一 △昭和十七年度電話交換開始八〇局所を決定し選信局に通牒す
- 二二 △昭和十七年度電話事務取扱局所を左記の通決定し夫々通牒す
電話通話事務開始 九〇局（加入區域外のみ）
△昭和十七年度電話加入者増設五、八六二名を各選信局に割當通牒す
- 二六 六月
△東京國分寺間に準即時通話方式を実施す
△昭和十七年度電話加入區域内通話事務開始一五〇局所を決定し選信局に通牒す
△下關江ノ浦間及下關下關本村間に夫々準即時通話方式を実施す
- 一 七月
△特定局防空取扱要員増強等の爲、左の通増員す
集配局電話事務員 二〇三人
無集配局事務員 四一人
- 二二 △敵國及敵性國大使館及領事館關係電話の加入取消方措置す
- 二八 △加入申込者又は加入者に於て普通加入區域外電話線路の供給及び設備及維持を爲す場合に於ける電話線設備料及附加使用料の特定免除方法を決定し

四、無線電信、無線電話

- 一〇 △集配特定局職員服務標準を制定す
- 九 八月
△電話番號簿に對する廣告掲載を當分の間中止することとす
- 二五 △朝鮮海峽超短波多重無線電話施設竣工し、下關釜山門司釜山間各一回線切替開通す
- 一〇 昭和十六年十二月
△福岡臺北間に無線電信による通信連絡を開始す
- 八 昭和十七年一月
△大東亞戰爭勃發に伴ひ電波管制を実施す
- 二二 △無線關係規定中各種書類様式を日本標準規格に改む
- 二三 △秋田郵便局に於て同報無線電信の受信業務を開始す
- 一 四月
△内國無線電報料金其の他に大改正を加へ本日より實施す
- 三〇 △官立無線電信講習所を開設す
△税關港務部用無線電信の海務局移管に伴ひ私設無線電信無線電話規則中改正す
- 五月

- 六 △沖繩縣粟國郵便局に無線電話設備を爲し那覇郵便局との間に電信及電話通話事務を開始す
- 二五 △私設無線電信無線電話の施設者名義變更の手續を合理化する爲私設無線電信無線電話規則中改正す
- 七月
三 △漁業用無線電信の新周波數割當に因り私設無線電信無線電話規則中改正す
- 一〇 △函館無線電信局に分室を設置し北洋方面出漁船舶との間に和文電報の送受を開始す
- 一五 △盛岡郵便局に於て同報無線電信の受信業務を開始す
- 八月
三〇 △幌筈無線電信局摺鉢送信所を設置す
- 九月
一 △無線通信管制實施に即應し艦船著無線電報は之を海岸局より放送することとし本日より實施す
△徳島郵便局に於て同報無線電信の受信業務を開始す

五、放送無線電話

- 二六 △豊原放送局を開始す
- 二八 昭和十七年一月
△大東亞戰爭勃發に伴ひ戰爭地域擴大したるを以て之に即應し出征軍人軍屬の遺家族に對する許可料並に聴取料免除に付ては其の範圍擴大に關し改正告示す
- 三二 △官廳用及同職員の施設する全波受信機の調査に付各官廳に對し通牒す
- 二 二月
△樞軸向放送を強化するため新に獨伊向放送を新設す
- 三 三月
一九 △沖繩放送局開局す
- 二八 四月
△聴取料六ヶ月前納者に對し割引制を実施す
- 一 八月
△海外放送の全面的擴充強化を圖ることとし新に濠洲向放送を開始すると共に近東西亞細亞向放送の使用國語として新に「ダガロツグ」及印度土語を追加す
- 二 八月
△海外放送近東西亞細亞向放送に新に土耳其語を追加す
- 三 八月
△有線放送の實施に伴ふ法令改正、ラジオ管制運用及對策並にラジオ受信機の生産及配給統制等に關し各選信局主任者を招致打合會を開催す
- 九 九月
△有線放送實施に關し關係省令を改正公布す

昭和十六年十二月

六、東亞電氣通信

- 昭和十六年十二月
 - 二 △我國「ラヂオ」放送特に「ニュース」放送を滿洲國へ中繼することとし滿洲電信電話株式會社と折衝實施す
- 昭和十七年一月
 - 一 △日滿間電報料金の値上を實施す
 - 二 △東京上海間回路を増設す
 - 三 △東京「ハノイ」間回路を開設す
 - 一 △香港宛公衆電報を従來の國際制度を離脱し東亞電報制度に依り取扱を開始す
 - 二 △本邦、佛領印度支那間電報料金を若干値下す
 - 三 月
 - 一 △時局下通信檢閲の必要性の増大に因り電報取扱を爲さざる指定國を公示すると共に中支宛電話通話に支那語の使用を禁止す
 - 四 月
 - 一 △對中支電話料金を統一整備す
 - 五 月
 - 二 △曩に臨時開設せる上海發在東京新聞通信社「ニュース」寫眞の受信業務を擴張し日本中支那間に發著する一般公衆寫眞電信の送受を開始す
 - 六 月
 - 八 △本日より十三日迄六日間に亘り東亞電氣通信業務

七、國際電氣通信

- 三〇
 - 一 △協定第二回會議豫備會議を開催す
 - 二 △南方占領諸地域に對し和文電報を進出せしむる爲關係省令を制定公布す
- 七 月
 - 一 △右省令制定に伴ひ其の魁として對「ジャワ」無線電信連絡を開設す
 - 二 △本邦と「マレー」「スマトラ」間に電信連絡を開設す
- 八 月
 - 一 △「フィリッピン」諸島との電報取扱を開始す
 - 二 △東京南京間直通無線電信連絡路を開設し従來の上海經由取扱にかかる中支奥地宛電報に本回路を使用することとし同時に右地域宛電報料金を大幅に低減す
- 九 月
 - 一 △東亞無線電報料の有線料、無線料の二本建を内國無線電報と同様無線料一本建とし簡易化する
 - 二 △東亞電信競技會新京にて開催せらる
 - 三 △大阪漢口間に直通無線電信連絡を開始す
 - 四 △本日より二十五日迄及十月一日、二日に亘り東亞電氣通信業務協定第二回會議本會議を開催す
 - 五 △本日及廿八日より卅日迄の四日間に亘り東亞電氣通信協議會第四回會議を開催す(廿六日豫備會議廿八日より本會議)

- 昭和十六年十一月
 - 一 △佛蘭西發本邦宛電報は大阪サイゴン間無線經由にても之が取扱を爲し得ることとす
 - 二 △國際情勢の進展に對應する爲國際放送電報規則を改正し和文の對外放送電報及外國放送電報の取扱を爲し得ることとす
 - 三 △國際放送電報規則の改正に伴ひ和文に依る對外放送電報及外國放送電報の料金を制定すると共に國際放送電報取扱上の能率化及利用上の合理化を圖る爲從來の一通當り料金制度を廢止し總字語數に對する日額制料金を制定實施す(但し歐文の外國放送電報のみは従來通)
 - 四 △對外電信放送の遠隔地に於ける受信の圓滑を期する目的を以て二波長同時放送を實施す
- 十二月
 - 八 △大東亞戰爭勃發に伴ひ電信電話の取締強化に關し關係各局に通牒す
 - 九 △大東亞戰爭勃發に伴ひ左記各線の連絡杜絶す
 - 無線電信
 - 大阪倫敦線、東京桑港アレソワイヤレス線
 - 大阪孟買線、臺北香港線
 - 大阪バタヴィア線、トラツク、ラバウ線
 - 大阪マニラ線
 - 有線電信
 - グラム線、大北會社上海線
 - 無線電話

- 九
 - 一 △東京桑港マツケイ間無線電信連絡及臺北マニラ間無線電信連絡杜絶す
 - 二 △伊太利發本邦宛電報は東京ブエノスアイレス間無線に依りても之が取扱を爲し得ることとす
 - 三 △東京桑港RCA間無線電信連絡杜絶す
- 昭和十七年一月
 - 一 △本邦佛領印度支那間電報料金二「フラン」六十「サンチーム」を二「フラン」に値下げ本日より實施す
 - 二 △浦鹽線杜絶す
 - 三 △東京リスボン間無線電信連絡を開設し本邦葡萄牙國間電報の取扱を開始す
 - 四 △東京羅馬間無線電信連絡不良時に於ける疏通對策として日伊間通信(中繼信を含む)は新京經由にても之が取扱を爲し得ることとす
 - 五 △東京ハノイ間に日佛印間無線電信連絡第二回路を開設し本邦佛印(主として北部佛印)間電報の取扱を開始す
- 二 月
 - 一 △本邦佛領印度支那間新聞電報料金一「フラン」七十「サンチーム」を六十「サンチーム」に値下げ本日より實施す

- 二二 △東京「メキシコ」間無線電信連絡杜絶す
- 三 月
 - △大阪「グイシー」間に無線電信連絡を開設し本邦及滿洲國と佛蘭西非占領地域並に同國海外諸領との間の電報の取扱を開始す
 - △大阪「グイシー」間無線電信連絡及東京「リスボン」間無線連絡の開設に伴ひ外國電報料金表及外國電報取扱規程中改正す
- 一〇 △指定國及指定國人に發着する電信電話の取扱禁止外國電報及外國無線電報の閱覽及謄寫の取扱停止に伴ひ電信電話の取扱制限に關する昭和十六年遞信省令第七十五號中改正公布す
- 二 △大阪「ストツクホルム」間無線經由電報取扱範圍を擴張し本邦と丁抹「フィンランド」、諸威及獨逸との間に發着する電報をも取扱ひ得ることとす
- △日獨間無線電信連絡不良時對策として右連絡を經由せしむべき本邦歐洲間電報は上海伯林間無線經由にても之が取扱を爲し得ることとす
- 一八 △東京「リオデジヤネイロ」間無線電信連絡杜絶す
- 一三 △東京「モスコ」間無線連絡に依り滿洲國各地と蘇聯邦、亞細亞ロシア及歐羅巴ロシア各地との間の電報を取扱ひ得ることとす
- 一九 △大阪「カブール」間無線電報連絡を開設し本邦「アフガニスタン」間國際電話通話の取扱を開始す
- 四 月
 - △內國電報料金及外國郵便料金の改正に伴ひ外國電報規則及同取扱規程並に外國無線電報規則及同取扱規程中改正す
 - △對外放送電信施設を擴充強化し從來の放送回数一日五十七回語數一五、九〇〇語を七十五回二六、三〇〇語に増加すると共に新に漢文及西班牙語の放送を開始す
 - △漢文に依る對外放送電報の取扱を爲す爲國際放送電報規則中改正實施す
 - 二三 △東京「モスコ」間無線連絡不良時對策として「イルクツク」局自動中繼業務を開始す
 - 二五 △東京「ブエノスアイレス」間寫眞電信連絡を施設し外國寫眞電報（差向き本邦發信に限る）の取扱を開始す
 - 一八 △東京「リマ」間無線電信連絡杜絶す
 - 八 月
 - △「タイ」國との通信に私用暗語の使用承認並に海上交通保護に資する爲船舶著無線電報の取扱制限に伴ひ昭和十六年遞信省令第七十五號改正昭和十七年八月二十一日より施行することとす
 - 九 月
 - △帝國占領南方諸地域との通信に私用暗語の使用を認むることとし關係各局に通牒す
- 一 △內國電報料金及外國郵便料金の改正に伴ひ外國電

第二編 内地電氣通信事業の沿革及現狀

内容

- 1. 一般事項
- 2. 電信
- 3. 電話
- 4. 無線電信
- 5. 無線電話
- 6. 放送無線電話
- 7. 東亞電氣通信
- 8. 南方電氣通信
- 9. 國際電氣通氣

第二編 内地電氣通信事業の沿革及現状

1. 一般事項

一、電氣通信事業機關

イ、中央機關

逓信省の設立されたのは明治十八年十二月二十二日のことで、當時農商務省より驛遞、管船の二局、工部省より電信、燈臺の二局を移管合同したものである。而して立省以前に於ける業務機關の推移を繹ねると、電信業務は明治元年末より之が創始に備へる所があり、明治二年八月に至り始めて官用通信を開始したのであるが、當時その事務は外務省に屬し、其の後民部大藏省、民部省、工部省の各所管を轉々し、明治十八年に至り前述逓信省の設立を見たのである。翌十九年二月始めて逓信省官制を公布し、大臣官房及總務局の外驛遞、電信、燈臺、管船、會計の五局を置いたのであるが、明治二十三年三月驛遞、電信を廢止し内信、外信、工務、爲替貯金の四局に代へられ、更に明治二十三年六月に郵務、電務の二局を置くことゝなつた。其の後明治二十六年十月に兩局を併せて通信局となり、明治三十年八月再び郵務、電務二局の舊制に復し、翌三十一年十月また通信局となり爾來二十七箇年の長きに亘つたが、大正十四年五月三度郵務、電務二局となり同時に工務局を創設して今日に及んでゐる。

現在電務局は電氣通信事業の業務運営に關する事項を掌り、業務、調査、規畫、無線及外信の五課に分けられ、又工務局は電氣通信事業の各種施設の建設及保守の工事に關する事項を掌り、庶務、線路、機械、無線、調査、試験、市内建設、市外建設の八課及標準電波建設所に分けられてゐる。今之等各課の分掌事項の概要を表記すれば左の通りである。

電務局

課名	分掌事項
業務	有線電信電話事業の業務規定、監督、官應用及私設電信電話の監督、有線防空通信、豫算の經理、給與、共済等に關する事項
調査	有無線電信電話事業の各種基本的調査及資料統計に關する事項
規畫	有無線電信電話事業の取扱局所及有線電信電話回線の開廢、有無線電信電話事業に屬する通信官署の職員の設定、定率並に服務等に關する事項
無線線	無線電信電話の業務規定、監督、官應用及私設無線電信無線電話の監督、無線防空通信、電波統制、無線通信士、放送協會の監督等に關する事項
外信	外國有無線電信電話事業の條約、業務規定、監督、國際電氣通信株式會社の監督に關する事項

工務局

課名	分掌事項
庶務	電氣通信施設の工事に從事する選信手、工務員機械工員並に線路工員の定員、定率及服務に關する事項、豫算の經理、給與、共済等に關する事項
線路	電信電話線路及海底線の建設並保存工事の設計及施行、水底線の鍍裝作業に關する事項

電氣通信事業の地方機關については、之を業務運営方面と設備の建設保守方面とに分つて述べることゝする。先づ業務運営方面としては地方監督機關たる逓信局と現業機關たる通信官署とを擧げることが出来る。

(一) 地方監督機關

地方に於ける業務の監督は初め電信局直接之に當つてゐたのであるが、逓信省創設の翌十九年三月新に地方逓信官署官制を定め、全國須要の地に逓信管理局を置き一府縣乃至數府縣を管轄せしめ茲に漸く地方逓信業務の形態が整ふに至つた。其の後屢次の改正が行はれたが大正八年には全國を七管區にすると共に逓信局を東京、名古屋、大阪、廣島、熊本、仙臺及札幌の地に置いた。其の後大正十三年逓信局官制が制定され更に昭和十一年に至り東京都市逓信局を増置すると共に從來の東京逓信局は東京地方逓信局と改稱し、以て益

口、地方機關

機械	無線線	調査	試験	市内建設	市外建設	標準電波建設所
電信及電話機械並に附屬品の装置及保存工事の設計に關する事項	無線電信、無線電話及搬送式電信電話の建設並に保存工事の設計及施行、官應用及私設の無線電信並に無線電話装置の検査に關する事項	電氣通信施設の技術調査及統括、設備の技術的調査及設計、工事用品の調査及仕様並に發明の特許出願、電氣通信技術者の資格審査等に關する事項	長距離及國際回線の障導及試験統括、電氣通信の試験に關する事項	市内電話の建設請負工事の設計検査に關する事項	電信、市外電話、無線電信及無線電話の建設請負工事の設計並に検査、電信及電話中繼設備搬送式電信及電話の装置請負工事の設計並に検査に關する事項	標準電波の建設に關する事項

監督制度の完璧を期し今日に及んでゐる。其の所在地及管轄區域は左の通りである。
 逓信局所在地及管轄區域

逓信局別	所在地	管轄區域	府縣數
東京都市	東京市	東京府、神奈川縣	一府一縣
東京地方	東京市	新潟縣、埼玉縣、群馬縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣、靜岡縣、山梨縣	八縣
名古屋	名古屋市	愛知縣、三重縣、岐阜縣、長野縣、福井縣、石川縣、富山縣	七縣
大阪	大阪市	大阪府、京都府、兵庫縣、奈良縣、滋賀縣、和歌山縣、德島縣、高知縣	二府六縣
廣島	廣島市	廣島縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、山口縣、香川縣、愛媛縣	七縣
熊本	熊本市	熊本縣、長崎縣、福岡縣、大分縣、佐賀縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖繩縣	八縣
仙臺	仙臺市	宮城縣、福島縣、岩手縣、青森縣、山形縣、秋田縣	六縣
札幌	札幌市	北海道一圓	縣

尙逓信局補助機關として左記の如きものがある。

(1) 現業監察事務司掌局 (約五〇局)

府縣廳所在地の普通郵便局 (同一地に二以上の普通局ある場合は其の内の一) を指定して司掌局と

し、所在地府縣に於ける現業監察の事務を掌らしめてゐる。北海道に在つては國又は郡を以て區域を定め、同區域内に於ける普通局を司掌局とする。但し逓信局所在地の府縣又は國には司掌局を置かない。

(2) 電信回線通信監視措置局 (約一三〇局)

全國主要普通局電信官署を指定して通信監視措置局とし、當該局の擔當電信回線の狀況等を監視して線路障碍其の場合臨機適當の措置を爲さしめてゐる。

(3) 電信通信監査局 (約七〇局)

全國主要普通電信官署を指定して電信通信監査局とし、電信監督機又は其他の方法に依り管轄内各局所に於ける電報送受事務運行の適否を監査し、事故の防遏其の他業務成績の改善に努めしめてゐる。

(4) 市外通話取扱監視措置局 (約六〇局)

全國主要普通電話官署を指定して市外通話取扱監視措置局とし、市外交換監査機又は其の他の方法に依り、當該局の擔當回線に接続せられる各局所の市外通話の取扱及疏通狀況を指導監視せしめ、以て市外電話回線の能率の向上を圖り通話の疏通を一層迅速正確ならしめる爲、臨機適當の措置を爲さしめてゐる。

(二) 現業機關

電氣通信事業の現業機關としての最初は、明治二年電信業務を取扱つた傳信機役所に始まる。其の後幾多の變遷を経たが明治三十六年從前の諸官制を廢し、新に通信官署官制を制定して各種現業機關の組織名稱等を整備統一し、通信官署を通信管理局、郵便局、電信局、電話局及鐵道郵便局に分ち、郵便局は通信官署中最も普遍的なものとして郵便及爲替貯金の外、電信並に電話事務をも取扱はしめ得ることとして其の等級を一等乃至三等とし、新に特定三等局の制を設けて在來の普通三等局の渡切制度と一、二等局に於ける經費直轄制度とを加味した組織に依り地方小都會地の局を之に指定した。其の後明治三十八年郵便電信受取所及郵

便受取所を改めて従来官設のものは二等局に、請負のものは無集配三等局とした。
 明治四十三年官制改正に際し通信官署を郵便局、電信局及電話局としたが其の後大正二年再び管理機關と現業機關とを合同して新に地方逓信官署官制を公布し、地方逓信官署を逓信局、郵便局、電信局及電話局とした。然るに大正十三年復々官制を改めて、逓信局に關しては別に逓信局官制を、郵便局、電信局及電話局に關しては再度通信官署官制の公布を見た。而して昭和十六年二月に通信官署官制に改正を加へ、等級別を廢止し従來の一、二等郵便、電信、電話局は普通局に、特定三等局は指定局に又普通三等局は特定局に夫々改正せられた。

此の間一般通信事業の増進に伴ひ局所は間斷なく増加し、明治三十六年請願電信規則を定めて請願により町村に電信局所を新設するの途を拓いたが、大正四年其の範圍を擴張し郵便局所の新設並に電信、電話事務の開始等にも及ぼした。又無線電信の實用化と海運業の發達に伴ひ明治四十一年五月銚子無線電信局及天洋丸無線電信局を設置したのを始めとし、陸上及船舶無線局所を開設せらるるもの漸次多きを加へ、昭和十年十二月従來電話通話のみ取扱つた電話所に電信をも取扱はしめることとして其の名稱を電信電話取扱所と改正した。

現在電氣通信事業の現業機關として、郵便局、電信局、電話局、無線電信局、電信電話取扱所、電信取扱所、無線電信取扱所があるが、之等に關しては別に掲げる電信取扱局所、電話取扱局所、無線電信取扱局所無線電話取扱局所の各項を参照されたい。

次に建設保守方面であるが、之が地方機關としては逓信局、電信電話建設事務所等がある。即ち電氣通信施設の建設並に保守工事中無線電信、無線電話及海底線工事並に市外電話線路特殊工事等特別のものを除く外は總て逓信局の工務課に於て之が執行の任に當り、更に工事執行上必要の地には工務出張所を設けてゐる現業局所に於ける電氣通信施設の建設保守、試験調整等は凡て此の工務出張所によつて掌理されてゐるのである。

又逓信局とは別に地方に電信電話建設事務所を置き電信電話請負工事を専ら現場に於て指揮監督するの外之等工事の準備計畫等を爲さしめて居り、其の他電信電話回線保守試験の完璧を期し良好な通信状態を保持せしめる爲本省に試験課を設置してあるが、實務機關として地方に試験課出張所を置き夫々所管區域を定めて専ら長距離及國際回線の試験施行に當つてゐる（朝鮮に京城釜山の二）。而して電信及市外電話回線試験規程によれば、此の回線の試験を施行する局所を試験局と稱し、試験局は試験統制局、試験統制支局、試験統制分局、地方試験局の四つに分つことが出来るのであるが、前三者は統制回線（國際通信回線及數箇所の試験局に互り特に試験統制を必要とする回線を謂ふ）の試験を施行するものであつて、地方試験局は統制回線を除く一般回線の試験に當るものである。前掲試験課出張所は此の統制回線の試験に當るものであつて、試験統制局は此處に置かれ同局管内の支局及分局を指揮してゐる。又地方試験局は逓信局の管轄に屬してゐる。今之等の諸機關の名稱、所在地及管轄區域等を挙げれば左の通りである。

(1) 逓信局工務出張所數

逓信局別	都	市	地	方	名	大	廣	島	熊	本	仙	臺	札	幌	計
出張所數	九	一一	一一	一一	一三	一一	一一	一一	一一	一一	六	一一	一一	一一	八三

(2) 電信電話建設事務所及試験課出張所の名稱、位置並に管轄區域

區	別	位置	管	轄	區	域
電信電話建設事務所	東 京 大 阪 福 岡	東京市 大阪市 福岡市	福井縣、岐阜縣、三重縣以東、北海道一圓	京都府、滋賀縣、奈良縣、和歌山縣以西、島根縣、岡山縣以東、四國一圓	廣島縣、山口縣以西、九州一圓	

區別	位置	管轄區域
試驗出張所	東京市 大阪市 福岡市 長崎市	名古屋以東（名古屋を含まず） 名古屋以西（廣島を含まず） （大北電信會社長崎端局關係のみ）

(3) 試驗局

區別	電話		電話	
	試驗統制局	地方試驗局	試驗統制局	地方試驗局
統制回線	東京 大阪 福岡	東京 大阪 福岡	東京 大阪 福岡	東京 大阪 福岡
支局	札幌 仙台 名古屋 廣島	札幌 仙台 名古屋 廣島	札幌 仙台 名古屋 廣島	札幌 仙台 名古屋 廣島
分統制局	青森 函館 岡山 下關 長崎 嚴島	青森 函館 岡山 下關 長崎 嚴島	青森 函館 岡山 下關 長崎 嚴島	青森 函館 岡山 下關 長崎 嚴島
一般回線	東京 信都 管内	東京 信都 管内	東京 信都 管内	東京 信都 管内
工務	東京 信都 管内	東京 信都 管内	東京 信都 管内	東京 信都 管内

一、職員

イ、官職

逓信部内の職員は他の一般官廳に於けると同様の制度に立つことは勿論であるが、然し通信事業の特殊性は自ら諸般の特例を生じてゐる。以下現行官制の定める所に従ひ逓信部内殊に通信關係職員の概要を概説すれば次の如くである。

逓信省の職員は各省官制通則（明治二十六年十月勅令第二二二號）逓信省官制（明治三十一年十月勅令第二九五號）等に規定せられ、其の職名左の通りである。

職名	官等	配置年月	職名	官等	配置年月
局長	勅任	明治一九、三	逓信技師	勅任又は奏任	明治三一、一一
書記官	奏任	明治二六、一一	逓信技師	判任	明治一九、三
課長	高等官	明治一九、三	逓信技師	判任	昭和一一、九
逓信監察官	勅任又は奏任	昭和四、七	逓信技師	判任	明治三一、一一
逓信省事務官	奏任	明治三一、一一	逓信技師	判任	昭和一一、九
電信官	奏任	昭和一一、九	逓信技師	判任	昭和一一、九

逓信局の職員は逓信局官制（大正十三年十一月勅令第二七二號）、逓信官署雇員規程（昭和十四年三月公達第三〇四號）、逓信官署特務雇員規程（昭和十四年三月公達第三〇六號）、逓信官署傭人規程（昭和十四年三月公達第三〇七號）等に規定せられ、其の職名は左の如くである。

職名	官等	配置年月	職名	官等	配置年月
逓信局長	勅任		逓信局書記補	判任	明治二三、七
逓信局書記官	奏任		逓信局書記手	判任	昭和二三、三
逓信局事務官	奏任		逓信局事務員	判任	
逓信局放送検査官	奏任	昭和二三、一〇	逓信局事務員	判任	
逓信局技師	奏任		逓信局技師	判任	
逓信局技師	奏任		逓信局技師	判任	
逓信局技師	奏任		逓信局技師	判任	
逓信局技師	奏任		逓信局技師	判任	
逓信局技師	奏任		逓信局技師	判任	
逓信局技師	奏任		逓信局技師	判任	

通信官署の職員は通信官署官制(大正十三年十一月)及逓信官署職員規程(前掲)、逓信官署特務職員規程(前掲)、逓信官署備人規程(前掲)等に規定せられ、其の職名は左の如くである。

職名	官等	配置年月	職名	官等	配置年月
通信事務官	奏任		技術員	雇員	
通信技師	奏任		電話主事補	雇員	
通信書記	判任		電話事務員	雇員	
通信技師	判任		運信員	雇員	
通信書記補	判任	明治二三、七	集配員	特務雇員	
三等郵便局長	判任		機械工員	特務雇員	
通信技師	判任	大正六、一一	線路工員	特務雇員	
通信技師	判任	昭和一一、三	取締役	特務雇員	
通信技師	判任		給仕	特務雇員	
通信技師	判任		小使	特務雇員	

口、任用

明治新政府は官職世襲の傳統を廢して公選の方法に依つて廣く人材登用の途を開き、各其の趣旨の下に夫々任用制度を設けて來たのであるが、其の後之を整備統一するの必要を認め、明治二十年七月及同十一月一般文官及教官、技術官の任用に關する基幹を定めた。次いで明治二十六年十一月公布の文官任用令は之を承け爾來屢次改正を加へて今日に至つてゐる。

現在に於ける大體の任用制度を述べれば、勅任官は高等試験合格者又は其の他の一定の資格を有する者で、一年以上勅任官の職に在つた者又は奏任官として一年以上高等官三等の職に在つた者等より任用せられ、奏任官は主として高等試験合格者より、判任官は主として中等學校又は文部大臣に於て其と同等以上と認められた學校の卒業生、普通試験合格者若しは四年以上雇員であつた者等より、又技術官は高等又は普通試験委員の銓衡を経て高等官又は判任官に夫々任用し得ることになつてゐる。

之等に對して別に逓信職員の特任任用制度があるが、これは電信従業員に關し明治六年布達を以て「年齢十二、三歳ニテ格別伶俐強壯即今洋學無之ト雖モ屹度成業ノ見込有之者ハ試験ノ上入寮差許候事モアルヘシ」として汐留電信修技學校へ收容の端を開いたのを始めとし、次いで郵便電信學校卒業生を直に判任官に採用すべく、技手に關しては明治二十一年、其の他に關しては二十四年勅令の公布を見、又二十三年官制改正に際し書記補の制を設けると共に之が特別任用に關する勅令の公布を見た。其の後幾度か改正せられたが、更に昭和十四年判任官待遇の逓信手の制を設け、年齢二十年以上の者で特務雇員として一年以上在職し所屬局長の推薦を経て別に定める逓信手試験に合格した者、又は特務雇員として十年以上在職し取締役若しは之に準ずる職に在る者は逓信手試験委員の銓衡を経て夫々逓信手に任用し得ることになつてゐる。高等官に關しても明治三十一年逓信省事務官、通信事務官、通信事務官補特別任用令の公布を見、爾來屢々變更せられたが大正九年各廳奏任官の特別任用制度を統一せられ、現在五年以上行政事務に在職した判任官で五

級俸以上の俸給を受ける者は、高等試験委員の銜を経て逓信省事務官、逓信局事務官又は通信事務官に任用することが出来るのである。

三、給 與

給與とは一般に職務の遂行に對する報酬として勤勞者の得る所得を總稱するが、茲に所謂給與とは官廳が官吏、公務員其他に對し俸給、給料、手当、日當、宿泊料、被服等を支給することを謂ふのである。給與は之を一般給與たる俸給、給料と特別給與たる勤勉手当、年功加給等に分つことが出来る。

イ、一般給與

高等官官等俸給令(明治四十三年三月)及判任官俸給令(明治四十三年三月)等の規定に依り大體各省の文官共通であり、高等官は年俸一千五百圓(奏任十一級俸)より六千八百圓(大臣)まで、判任官は月俸二十圓より百八十圓まで、判任待遇の逓信手は月俸三十四圓より百四十五圓までを給せられる。

雇員、特務雇員、傭人の給料は原則として日給であり、夫々左の最高限まで昇り得ることとなつて居る。

雇員	事務員、電話主事補、電話事務員	日給月額	八十五圓以内
	工務員及技術員		百二十圓以内
	運信員		四十圓以内
特務雇員	集配員		百二十圓以内
	機械工員、線路工員		百三十圓以内
傭人	給仕		三十圓以内
	小使		七十五圓以内

ロ、特別給與

逓信職員は其の業務の性質上比較的多数の現業職員を包含し、殊に雇員、特務雇員及傭人が其の主な部分

を占めるのと、勞賃相伴はしめる趣旨より左表の如き特別給與制を生じて來たのである。

名 稱	創 始 年 月	摘 要
夜 勤 料	明 治 四 年	宿直又は徹夜勤務をした者に支給す但し勤勉手当の給與を受ける者には支給せず
年 功 加 給	明 治 十 八 年	逓信局又は通信官署の雇員及特務雇員に對し給與する
取 締 役 給	明 治 十 九 年 十 一 月	逓信手、特務雇員及傭人の取締役に對し月手當を給與する
交 通 至 難 地 在 勤 手 當	明 治 三 十 年 七 月	交通至難の場所に在勤する通信官署等職員に月手當として給與する
在 外 逓 信 職 員 手 當	明 治 三 十 四 年 三 月	在支那、香港帝國領事館附を命ぜられた職員及在外電信局に在勤の職員に對し給與する
現 業 員 勤 勉 手 當	明 治 三 十 六 年 三 月	逓信局及通信官署に於ける現業員で其の職務に勤勉な者に給與する
船 舶 内 在 勤 手 當	明 治 四 十 二 年 八 月	船舶内に設置した電信及電話官署等に在勤する職員に給與する
特 殊 有 技 者 勤 勉 手 當	大 正 九 年 十 二 月	電信事務、電信試験事務、電信信號に依る市外電話交換事務の一に熟達し職務に勤勉な者に給與する
現 業 員 産 婦 手 當	昭 和 五 年 十 月	現業事務に従事する雇員、特務雇員及傭人の女子で分娩の爲缺勤した場合に給與する
出 納 員 手 當	昭 和 十 年 十 二 月	現業局に於ける現金取扱事務に従事する者に給與する
家 族 手 當	昭 和 十 五 年 十 月	扶養家族を有する判任官以下の職員(月收百五十圓を超えざるも但し外地は二百圓)に給與する
代 務 者 手 當	昭 和 十 五 年 十 二 月	缺員、缺勤又は缺務に依る後補充の爲勤務時間外の常在員をして代務せしめたる場合に給與す

四、養成機關

イ、逓信官吏練習所

明治四年十月新にモールス印字機の渡來するに及び、其の操技を修得せしめる爲翌月工部省に修技教場を設け生徒六十名を入學教習せしめた。之が今日の逓信官吏練習所の權輿である。其の後名稱を修技學校、電信修技學校、東京電信學校、東京郵便電信學校、通信官吏練習所と順次改められ、通信技術のみならず逓信事業全般事項を教授するに至り明治四十二年現在の逓信官吏練習所に改稱された。

逓信官吏練習所は逓信事業に従事する者に對し事業上必要な學術技藝を教授し、併せて人格の陶冶徳性の涵養を圖るを以て目的とし、其の分科入學資格及修業年限は左の如くである。

分科	修業學藝及技術	入學資格	修業年限
第一部行政科	郵便、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保險事業其の他逓信行政上必要な學術	部内外の志望者で入學試験（中學卒業程度）に合格したるもの	二年
第二部行政科	電信、無線電信事業其の他逓信行政上必要な學術及特殊電氣通信術	部内者で一年以上勤務し入學試験（中學卒業程度）に合格したるもの	二年
第三部行政科	電話、無線電話事業其の他逓信行政上必要な學術	部内外の志望者で入學試験（中學卒業程度）に合格したるもの	二年
技術科	電信、電話、無線電信無線電話其の他電氣通信の技術並に業務上必要な學術	部内外の志望者で入學試験（中學卒業程度）に合格したるもの	三年
特別科	逓信事業に關する専門の學術	所屬局長の推薦に依る吏員中より逓信官吏練習所長の選定に依り入學を命ぜられたもの	約二年

特別技術科	電氣通信に關する専門の技術	大學の工學部又は専門學校に於て電氣工學を専修したる者	約六月
專修科	逓信事業に關する特殊事務又は學術	逓信官吏練習所又は逓信講習所高等科卒業者 中所屬部局長の推薦に依る吏員中より逓信官吏練習所長の選定に依り入學を命ぜられたもの	約六月
技術補習科	電信及電話に關する學術	所屬局長の推薦に依る吏員中より逓信官吏練習所長の選定に依り入學を命ぜられたもの	約六月
無線通信科	無線通信に従事するに必要な學術	部内者で一年以上勤務し入學試験に合格したもの	一年

（備考）專修科は更に外國郵便科、無線電信技術科、外國電信業務科並に無線電信通信科に分つ。

ロ、逓信講習所

電信通信技術者の養成に關しては、明治二十年五月東京電信學校の設立に伴ひ同六月電氣技術見習生取扱規則を制定し、逓信管理局長に於て臨時見習生を募集したのが逓信講習所の始まりである。

逓信講習所は通信官署の通信事務に従事する吏員の養成を目的とし、逓信局所在地（東京地方逓信局逓信講習所は静岡）に之を置き、金澤、下關、長崎及那覇の四箇所に同支所を置く。而して東京地方逓信局逓信講習所は、設備の關係上普通科第二部の一部分を養成するのみにして他は全部之を東京都市逓信局逓信講習所に依託養成してゐる。

昭和十六年逓信講習所機構の整備を圖り郵便科を普通科第一部、從來普通科を普通科第二部と改稱し、高等科は之を三部制とし、郵便科に對する高等科を新設して之を第一部とし從來の第一部及第二部を夫々第二

部及第三部と改稱した。
現在講習所の所在地、入學資格並に修業年限は左の如くである。
(1) 所在地 (所在地下欄は支所)

選信局別	所在地	選信局別	所在地
東京都市	東京	名古屋	名古屋
東京地方	静岡	名古屋	名古屋
廣島	廣島	札幌	札幌
熊本	熊本	札幌	札幌
仙臺	仙臺	計	八
	下關、那覇、長崎		

(2) 入學資格及修業年限

分科	修業年限	及技術	年修業	備考
普通科	第一部 郵便、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保険及郵便年金其の他選信事業に必要な學術 第二部 普通電氣通信術及選信事業に必要な學術	入學試験(高等小學校卒業程度)に合格したもの	一ケ年	静岡を除く各本所に置く
高等科	第一部 郵便、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保険及郵便年金其の他選信事業に必要な學術 第二部 高等電氣通信術及選信事業に必要な學術 第三部 高等電氣通信術及選信事業に必要な學術	普通科第一部卒業後一年以上郵便、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保険及郵便年金の實務に従事したもので入學試験(中學校三學年修業程度)に合格したもの 普通科第二部卒業後一ケ年以上電氣通信の實務に従事したもので入學試験(中學校三學年修業程度)に合格したもの 入學試験(中學校四學年修業程度)に合格したもの	一ケ年	東京、大阪及廣島に置く

ハ、其の他の養成機關

(一) 電話事務員見習養成制度

電話事務員は他の事務に従事する者と異り、電話交換業務に關する特殊の技能と知識とを必要とするので現在人員に缺員を生じた場合と雖も直に新規採用者を以て之に充てることが出来ない。必ず一定の見習課程を経て電話交換實務を練習した特殊技能者であることを要する。従つて圓滿なる電話業務の運行を測らんが爲には常に補充人員として一定割合の電話交換業務見習者を養成して置く必要がある。この養成人員は豫め既往に於ける缺員状況を基礎とした見込缺員補充人員及事業増進に伴ふ所要人員並に令達豫算額等を併せて考慮の上決定するのである。現在現業各局に於ては専ら電話交換手見習養成準則(大正九年十一月通信局長)に基き電話事務員見習を養成してゐるのである。

(二) 工務員、機械工員及線路工員見習養成制度

本制度は電信、電話、無線電信及無線電話の建設並に保守に従事する工務員、機械工員及線路工員の缺員補充及増員要員の見習養成を目的とするものであつて、毎年度初頭見習採用方針、養成期間及教育程度等の養成基準要項を當該年度所要豫算額と共に本省から令達し、選信局に於ては右指示事項に基き、令達豫算額の範圍内に於て養成人員を決定の上工務課若は同出張所に於て養成するものである。而して其の養成方法は學課教育實習に分ち、養成中は室内教育を主とするが工事現場に於ても實務に付いて指導するのである。

五、會議

イ、大東亞電氣通信會議

本會議は別項重要事項の解説に於ても述べた通り、昭和十七年十月二日大東亞電氣通信會議規約の約定に依り従來の東亞電氣通信協議會と東亞電氣通信業務協定會議とが統合、合體されて生れたものであるが、之

が施行されるのは昭和十八年一月からである。

東亞電氣通信協議會は東亞新秩序建設の大業に占むる電氣通信事業の使命の重大性に鑑み、昭和十四年秋東亞各地域に於ける電氣通信の業務及技術の緊密なる連繋の保持を目的として、逕信省外東亞各地域の電氣通信關係十七業者（内、華北廣播協會、中國放送協會、廈門電氣通信株式會社は昭和十六年加入す）相集り之が連絡協議機關として設置され、爾來毎年一回會議を開催し、又東亞電氣通信業務協定会議は昭和十六年初頭協議會の示唆に依り東亞に於ける電信電話連帶業務の改善發達を圖る目的を以て、逕信省外外地及滿支の電氣通信經營者九業者に依つて、東亞電氣通信に關する業務協定を締結し、該協定に基き隔年に一回會議を開催し共に東亞電氣通信の有機的綜合的發達に努めて來たものであるが、大東亞戰爭の進捗に依る事態の變遷に即應して、大東亞に於ける電氣通信の有機的連繋を保持し事業の綜合的發達を企圖せんが爲には、之等兩機關を一體として活動せしむるの必要切なるものがあり、各事業者に於ても均しく痛感し居つた處であつたので、昭和十七年九月東亞電氣通信協議會第四回會議に於て全業者の同意を得て前記會議規約の約定を見た譯である。

本會議は大體年に一回開催されることとなつて居り、會議は該規約及該規約に附屬する協定等の改正又は各業者の相互協力事項の協議を爲すを目的とするものであり、業務會議技術會議に分れ、總會は規約の改正其の他會議の運行に關する重要事項並に電氣通信の業務及技術の双方に關聯する事項を協議し、業務會議は業務協定の改正其の他主として電氣通信の業務に關する事項を、技術會議は主として電氣通信の技術に關する事項を協議する爲必要に應じて夫々會議を開催し得ることとなつてゐる。

尙本會議附議事項で繼續調査研究を要する事項に付ては委員會を設けることが出来るのであるが、現在總會及業務會議には委員會がないが技術會議には從來の協議會第二部會の各分科委員會が其の儘技術會議の委員會に轉移する譯である。

尙本會議の構成員を示せば次の通りである。

- (1) 日 本
逕信省、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳、南洋廳、國際電氣通信株式會社、日本電信電話工事株式會社、日本放送協會、朝鮮放送協會、臺灣放送協會
- (2) 滿 洲
滿洲電信電話株式會社
- (3) 華 北
華北電信電話株式會社、華北廣播協會
- (4) 華 中
華中電氣通信株式會社、中國放送協會
- (5) 南 支
廈門電氣通信株式會社
- (6) 蒙 疆
蒙古自治政府交通總局、蒙疆電氣通信設備株式會社

業務協定は本規約の附屬書となつてゐるが、右十八業者の中通信經營者のみを以て締結されてゐることは從來の通りである。

又本會議の庶務其の他の事務を掌る爲大東亞電氣通信事務局が設置されたが、本事務局は從來逕信省電務局調査課及工務局調査課で掌つてゐた協議會の庶務事項と業務協定の庶務機關たる東亞電氣通信事務局の事務とを併せ掌握する譯である。

口、國際電氣通信聯合

國際電氣電話の發達と共に國際的協力機關の必要が感ぜられるのは當然であつた。現在國際間には國際電氣通信聯合なる機關が存在し、現行の國際電氣通信制度は右聯合に依る各國間の行政的協力に依つて圓滿なる運行を見てゐるのである。

國際電氣通信聯合は一九三二年マドリッドに於て締結せられた國際電氣通信條約に依り成立したものであるが、其の本體は従前より存在した萬國電信聯合及國際無線電信聯合の統合せられたものである。

(1) 萬國電信聯合 萬國電信聯合の萌芽とも云ふべきは國際通信に關し一八五〇年獨逸、奧太利等の間に結ばれた聯合であつて、其の後歐洲諸國間に電信業務に關し各種の條約が締結せられたが、年月の経過に伴ひ新たな國際規定の必要が感ぜられた結果一八六五年三月佛國巴里に國際的會合が開催せられ、茲に萬國電信聯合の創立を見るに至つた。

この電信聯合の當事國は普、奧、佛、伊、露等の歐洲に於ける二十箇國であつたが、其の他の國も其の希望に依り聯合に加入し得る様同條約に於て規定し、且電報取扱の細目に關する條約附屬規定を制定した。本邦としては一八七二年（明治五年）羅馬會議に始めてオプザーヴァーを參列せしめ、一八七九年（明治十二年）本聯合に加入して同年倫敦會議に始めて正式委員を派遣した。

巴里會議以後開催せられる會議に付ては前回の會議に於て其の日時及場所を決定することゝせられ、一八六五年（慶應元年）の巴里會議以來別表記載の如く屢次會議を開いたが、一八七五年（明治八年）聖彼得堡會議に於て議決した條約は其の後修正を加へられず、一九三二年（昭和七年）迄其の效力を存続したのである。

(2) 國際無線電信聯合 國際間に於ける無線通信統制の必要は夙に認められ、一九〇三年先づ伯林に豫備會議を開き、次いで一九〇六年初めて同地に正式の國際無線電信會議開催せられ茲に無線電信聯合の發

生を見、英、米、獨、佛、伊以下世界の主要國二十箇國が之に加盟したが、我國は最初より本聯合に加盟した。其の後開かれた國際無線電信會議は一九一二年の倫敦會議及一九二七年華府會議等である。

無線電信聯合を有線電信聯合に併合すべしとの説は既に第一回の伯林無線電信會議當時より行はれた處であるが、有線及無線の關係國の利害が必ずしも一致しなかつた爲其の實現を見なかつたが、其の後兩聯合を併合すべき機運濃厚となり、一九二五年の巴里電信會議、一九二七年の華府無線電信會議等に於ける討議を経て一九三二年のマドリッド會議に至り遂に之が實現を見るに至つた。併合直前に於ける電信聯合の加盟國は八四箇國、無線電信聯合の加盟國は一五六箇國であつた。兩聯合合併の結果有線及無線に共通の規定を單一條約の下に統合し、其の附屬規則として電信、電話及無線通信の三業務規則を定め、加盟國は之等三規則中の全部又は一部に調印することを要することゝなつた。斯くして本會議に参加し條約に加盟した國は世界の殆んど總ての國を網羅し、其の通信系統は地球を覆ひ完璧に近い世界聯合を形成するに至つた。

聯合の主な任務は適時會議を開き時運の進展に應じ、且通信機器の發達進歩に伴ひ國際電氣電話及無線通信の運用上最も合理的且利便な制度を制定し之が運用に國際協力を圖るに在つて、國際電氣通信事業運用の基準たる國際電氣通信條約は締約國政府の全權委員を以て構成する會議に依り、又條約附屬諸規則は該規則を承認した締約國政府の代表委員を以て構成する主管廳會議に依り改正することが出来るのである。但し條約の改正は前回の全權委員の會議に於て決議を爲した場合、又は少くとも二十箇國の締約國政府が聯合の事務局所在國政府（現在では瑞西國）に改正の希望を表明した場合に於てのみ行ひ得べく、又附屬規則改正の爲主管廳會議の場所及期日は前回の主管廳會議に於て之を決定することに定められた。因みに最近の國際通信會議は一九三八年（昭和十三年）二月カイロに於て開催せられた國際電氣電話會議及國際無線通信會議である。

尙右の外に國際電氣通信條約に基いて電氣通信業務に關する問題を研究する爲設置せられた機關に、國際電信諮問委員會、國際電話諮問委員會及國際無線通信諮問委員會等があり、之等委員會の會議が屢々開かれ

て居る。

從來開催せられたる會議の年月及開催地を示せば左表の通りである。

(一) 萬國電信會議

回数	年次	開催地	備考	回数	年次	開催地	備考
第一回	一八八二年(明治十五年)	巴里		第八回	一九〇三年(明治三十六年)	ブタペスト	
第二回	一八八六年(明治十九年)	維納		第九回	一九〇五年(明治三十八年)	倫敦	
第三回	一八八七年(明治二十年)	羅馬		第十回	一九〇六年(明治三十九年)	リスボン	
第四回	一八八八年(明治二十一年)	聖彼得堡		第十一回	一九〇八年(明治四十一年)	パリ	
第五回	一八八九年(明治二十二年)	倫敦		第十二回	一九〇九年(明治四十二年)	ブラッセル	
第六回	一八八九年(明治二十二年)	伯林		第十三回	一九一〇年(明治四十三年)	マドリッド	
第七回	一八八九年(明治二十二年)	巴里		第十四回	一九一〇年(明治四十三年)	カイロ	

(二) 國際無線電信會議

回数	年次	開催地	備考	回数	年次	開催地	備考
第一回	一九〇六年(明治三十九年)	伯林		第四回	一九三三年(昭和八年)	マドリッド	
第二回	一九〇九年(明治四十二年)	倫敦		第五回	一九三六年(昭和十一年)	カイロ	
第三回	一九一二年(明治四十五年)	華盛頓					

六、防空通信

防空の重要性は電氣通信主管廳たる逓信省としても豫てより充分之を認識し、昭和三年六月大阪市及其の附近に實施せられた防空演習に際し市外電話回線の専用を承認したのを嚆矢とし、爾來各地の防空演習には

事實上積極的に協力して來たのであるが、陸海軍の防空に即應して所謂國民防空の實を擧げる爲昭和十二年防空法關係諸法令の制定實施を契機とし、且又支那事變の勃發に因る實際上の要求とに基き、逓信省の防空に對する自主的且積極的協力範圍を明確ならしめると共にその取扱方法を全國的に統一して、防空實施上必要な緊急通信の疏通を一層迅速圓滑ならしむる爲昭和十三年一月防空通信規則を制定し、防空通信取扱に關する基本的事項即ち防空通信の種類及之が優先無料取扱、防空通信の爲の通信施設に關する料金の減免、防空通信取扱の爲の私設及官廳用電信電話の供用等を規定し其の廣汎な運用の細則に付ては防空通信取扱規程及通牒に依り、補充せられてゐる。其の後昭和十五年三月には航空機を搭載した敵艦艇の行動を報告する通信を情報とし、更に翌十六年五月には内外地間に於ても軍防空上直接必要なる通信にして緊急を要するものは之を防空通信として取扱ふことに外地各主管廳と協定の上實施すると共に軍防空實施上特に緊急を要する指揮連絡報として一般のものに優先して取扱を爲すの要あるを認め之に伴ひ右規則及規程の改正を行つた。斯くして本制度は軍防空たると國民防空たると將又官廳防空たるとを不問、防空實施上必要な關係通信の取扱に或は防空通信の爲必要な通信施設等に適用せられ、大東亞戰爭勃發以來彌々國防の第一線に防空上の重大な役割を演じつゝある。

2 電 信

一、電信の起源

我國に電信機の渡來したのは、安政元年（西曆一八五四年）米國水師提督ペルリが來朝した際携帯したエ
ンボツシング・モールス電信機に始まる。是より先歐洲各國は早くも電氣の時代に入らんとし、十八世紀の
中葉フランクリンが紙風に依る電氣の實驗は事既に古く、英人ホキートストーン電信機（一八三七年）に至
つて漸く實用の緒に就き、之に關する發明各國を通じ六十有餘名を算するの状況であつたが、之を機械的に
完成したのは實に印字機の鼻祖モールスである。ペルリに依つて我國に渡來したのは之が完成後十八年のこ
とである。

而して我國に於ける電信事業は、明治二年八月先づ横濱燈明臺役所と横濱裁判所との間に電信線を架設し
ブレゲー指字電信機を装置して専ら官用通信を試み、次いで同年十二月（當時の我が國の曆法は太陰曆に依つて
一月に）築地に開設した東京傳信局と横濱裁判所内に設置した横濱傳信局との間に公衆電報の取扱を開始し
たのを以て嚆矢とする。

二、電信取扱局所

明治二年創業の際東京及横濱に傳信機役所を設置したのが電信局所の濫觴である。其の後名稱を傳信局、
電信局、電信分局（當時の監督官廳たる工部省電信寮を電信局）と順次改められ、明治十八年までは電信單獨の局
所を設けてゐたのであるが、同年一部は電信分局として殘存せしめ大部分は郵便局と合して郵便電信局とな
す方針に改められた。同二十年再び電信分局を電信局と改稱した。これより先、明治十九年警察用又は鐵道

用の如き諸官廳にある電信分局を電信取扱所と改稱したが、明治二十一年十一月鐵道電信取扱所に公衆通信の取扱を開始したのである。

而して局所数は逐年増加を見たが郵便取扱局所の如く急激な増加はなく、明治五年郵便局數千百餘を算したのに拘らず電信局は十八局、明治二十年に至り郵便局數四千五百餘に對し電信は二百二十六局に過ぎなかつたが、明治二十一年に至り鐵道電信取扱所に公衆電報の取扱を開始することとし、又同三十六年には請願電信の制度が設けられる等電信網の普及されるに伴ひ漸次増加し、明治末期には四千局を超え、次いで特に歐洲大戰の影響、昭和九年度の通信特別會計の實施等に依り局所普及上一段の飛躍をした。尙昭和十年には電信電話取扱所を創設、同十二年には郵便取扱所でも電信電話を取扱ひ得ることとした。而して昭和十五年十二月に至り郵便取扱所は總て郵便局に改定され、現在電信取扱局所としては電信局、郵便局、電信電話取扱所及電信取扱所がある。

昭和十七年三月末現在に於ける局所數は一萬四千八百八十局所に達し、一局所當の面積は二十六平方杆九十八、人口は五千百五十六人である。(現業機關五三頁、電信取扱局所統計二二九頁参照)

三、電信線路

電信線路は明治二年東京、横濱間に始めて布設せられ、其の後漸次増延長し同二十年に至り全國樞要の地を聯ね爾來逐年増加を見るに至つた。

電信線路の建設は創成期においては主として官有地道路等を使用した。電信の回線の普及と共に到底これらのみにより得なくなり、一方土地收用法の制定もあり、明治二十三年電信電話線建設條例を制定し電信線路建設の圓滑を期するに至つた。恰もこの年までの電信線は鐵の裸線のみであつたが、始めて硬鋼線を東京大阪間に用ひた。爾來高速度電信回線は漸次これに改められ、又明治三十七年には全國に魁けて東京本局

品川間に地下ケーブルが敷設せられたが、昭和十六年三月末現在では架空裸線線條延長二十一萬杆に對し地下ケーブルの心線延長十萬杆に及んでゐる。そのほかに大正時代になつて用ひ初めた架空ケーブルも今では心線延長三萬杆に上り、我國土上には實に延長約三十七萬杆の電信網が張り廻らされてゐるわけである。最初ケーブルは大都市内に使用するのを主として來たが、近來天災地變相次ぐに及んで通信確保のため主要電信線路のケーブル化が急速に進行しつゝある。一方海底線は明治五年下關海峡に敷設したのが始めてであるが、明治二十九年ケーブル化が急速に進行しつゝある。一方海底線は明治五年下關海峡に敷設したのが始めてである。最初の長距離海底線敷設を始めて邦人の手により敢行し、明治三十九年には東京小笠原島間に敷設し米國商業太平洋海底電信會社の敷設したガム小笠原島間の電線に接続され、其の後長崎臺灣間、長崎上海間に夫々海底線を敷設して内地と外地又は海外との直通電信連絡を完成し昭和十五年三月末現在これら海底電信線の延長は約二萬杆である。昭和十一年松江元山間の海底線通信を大阪まで延長し北鮮對阪神地方發着電報の速達を圖つたが、これは長距離海底線の都市集中に先鞭をつけたものである。なほ最近長距離電話ケーブルの發達と共に、通信安固にして動作確實しかも經濟的に多數の通信路を得られる搬送式電信の通信方法が出現したが、我國においては實用的なものとして昭和三年名古屋大阪間に行はれたジーメンズ式音聲周波多重電信を以て嚆矢とする。その後青森函館間、吉見釜山間、東京大阪間、大阪對下關、福岡間に相次いで實施、更に昭和十三年末には日滿長距離電話ケーブル竣工に伴ひ福岡對奉天、京城間に搬送電信路を作成し内鮮間及日滿間直通電信回線の増設を見るに至つた。越えて昭和十四年以降東京對名古屋、福岡、仙臺、盛岡、青森、函館間及大阪對金澤、岡山、廣島間等の國內主要幹線を始め他の小區間にも相次いで實施せられ、斯くして我國の主要電信回線は長距離電話ケーブル網の完成に伴ひ遠からずして全部搬送電信化せられ、回線數の増加と俟つて電信の電話化即ち交換集信による電信通信の方法も可能となる氣運に向ひつゝある。次に右線路に依つて構成せられる電信回線の發達變遷を見るに、明治十九年末に於ては其の數僅に百十五

回線に過ぎなかつたが、明治三十五年一千回線、同四十四年二千回線、大正九年三千回線と逐次増加し、昭和十七年三月末現在に於ては一萬八百八十七回線の多數を算するに至つた。之を通信方式別に見るときは、手送回線（單信、二重、結合單信、四重、交直二重双信）は二千三十六回線で總數の二割を占め、高速度電信回線たる自動現波及印刷回線等は僅々百七十九回線で總數の一分八厘に過ぎず、爾餘の七千九百七十二回線は電話回線である。接続局數別の回線は二局接続のもの最も多く、其の數六千八百三十六回線で過半を占め三局接続回線之に次ぎ、以下接続局數の増加するに従ひ回線數減少し七局接続回線は僅に一回線である。（電信線路統計二四六頁参照）

四、電信機械

電信通信に始めて採用せられた機械は「ブレゲー」指字機で極めて幼稚なものだつたが、モールス印字機の出現に依つて明治四年以來之に代へられ、更に明治二十八年に至り音響機を東京市内に使用してからその通信速度等において音響機の優ることが實證せられるに及んで漸次これに配備替をなし、これと前後して電報送受のための電話機も漸増し、昭和十六年三月末現在に於ては全國を通じ音響機は六千座、電話機は一萬座を超える實況である。これらに先ち明治十三年には二重電信機を横濱神戸間に始めて装置し重要回線は單信通信から二重通信へと進んだが、次いで明治十五年にはホキートストン自動電信機、明治二十五年には四重電信機等何れも東京大阪間に通信能率高い機械を採用し、漸次主要地間電信の四重通信化乃至自動電信化が實現せられて電報疏通に一大威力を發揮し初め、明治三十年には大隅臺灣間長距離海底線のため現波機が採用せられた。その後明治四十三年東京横濱間にフェルンドルツカー電信機が試用せられたが、これは印刷電信機の一つで我國印刷電信機の草分けをなすものである。大正十一年にはテレタイプ、ウエスタン・エレクトロリツクス式、スタート・ストップ式等の歐文印刷電信機が使用せられ、稍々後れて昭和二年には和文印刷

電信機が東京大阪間に始めて使用せられ、爾來全國主要都市局に漸次印刷電信設備を増加して來た處、昭和十二年十一月國産貼附式和文印刷電信機の運用が東京大阪間に實施せられた。又昭和五年には東京、大阪間に寫真電信機を始めて装置してこゝに電信通信方法は符號通信から文字電信へ文字電信から寫真通信へと三段跳的に進展し、通信用字に制約せられてゐた我が國電信の將來に一大光明を認められるに至つた。これら高級電信機械のみでも、昭和十六年三月末現在に於ては自動電信機百六十七、現波電信機十五、印刷電信機百八十、寫真電信機五を算する狀況で、創業當時の機械と技術とを顧みるとき隔世の感がある。

一その他電信交換機を明治三十二年より、又大都市内各局相互の電報送受用として氣送管設備を明治四十二年より夫々東京に施設し、又東京株式取引所と附近仲買業者との間にチツカー電信機を施設したのは明治四十三年のことである。なほ昭和八年來東京、廣島、横濱、福岡の各局に逐次施設せられた電信集信機は、局舎設備の經濟と作業能率の向上とを圖る等相當効果を擧げて居り、又大正十三年以來全國主要局に於いて電報受信用としてタイプライターの使用を開始し電信通信上重要な役割を演じてゐる。更に最近に於ける電話託送電報の利用増加及電話線利用による電信取扱局所の増加に伴ひ、之等回線の集中局に於ける電報送受用電話機装置（集信装置を有する）が昭和十二年より主要局に施設せられるに至つた。而して昭和十六年六月秋田局に於て本集信機に收容せられるモールス回線に始めて調音式電信集信機を採用することになつた。之は在來の音響受信の代りに可聽周波の交流即ち調音の斷續符號を受話器に代り受信するもので之に依れば在來の音響機に依る通信室内の躁音を全く一掃し得るのみならず本集信機に電話回線をも集信すれば同一座席に於て電信電話回線を自由に選擇して通信し得る利點があり實施成績も極めて良好なので全國の集中局に次々に實施せらるゝ計畫である。

五、電信従事員

電信従事員の増加は其の電報取扱數量の消長に影響されること當然であるが、電報の増加に比例して増加してゐない。これは使用機器の改良進歩と事業運営の合理化に一因を有するも大なる理由は成立豫算の不足と相次ぐ節減によるものである。

今電報取扱通數を見るに、最近に於ける電報取扱數量最低の昭和七年度の内外電報發着中繼信合計二億一千四百五十萬通を指數で一〇〇とすれば、昭和十六年度では指數一七三で七割三分の増を示してゐるが、従事員では昭和七年三萬七百名（指數一〇〇）に對し昭和十六年度三萬六千七百名（指數一二〇）で二割の増加を示してゐるに過ぎないのである。昭和十六年度末現在では普通局及指定局に配置のもの一萬九千五百三十六名、特定局以下に配置のもの一萬七千六百五十五名、合計三萬六千七百一名であるが、支那事變勃發に伴ひ電信有技者の應召又は從軍、其の他軍需工業等へ轉向するものあり、之に對處する爲に遞信講習所養成定員の増員を計り戦時下に於ける電報取扱に遺憾なきを期してゐる。（電信従事員統計二四八頁参照）
尙電信従事員の養成に關しては別項一般事項中養成機關（六二頁）に述べてある。

六、電信制度

イ、法令關係

電信に關する法令は明治二年十一月發布された「傳信機に關する七項」に始まり爾來幾多の變遷を経たが明治三十三年法制整備の必要に基き新に電信法を制定して在來の法規に代へ、その後事業運用の實際と社會の實狀とに適應せしめるため大正五年に小改正を見たのみで今日に及んでゐるのである。而して電信法制定と同時に從來電信條例に規定せられた事項で、これを命令に委ねる方が便利なものについては別に電報規則等を設けてこれに移しその他舊規定の整理を圖るところ少くなかつたが、現行電報規則は大正十四年の改正にかゝるものである。

近年電報の増勢益々激化の情況に鑑み利用規正を強化する必要を生じ昭和十六年三月遞信省令第二十七號以下を以て電報規則其の他に改正を加へ、市内電報制度及「時間外」特殊取扱制度を廢止し、加入電話に依る電報の託送を事前請求制に改め、慶弔電報制度を一時中止し、又内國歐文電報に付ては署名制度を設ける等相當廣範圍に亘つて制度の變更を行つた。而して更に同年七月には遞信省令第七十四號を以て當分の間電報の取扱に關し廣汎な制限が加へられることとなつたが其の主要なる點は慶祝又は見舞の内容を有する電報及内容不急と認めらるゝ電報の取扱中止、返信料前納、受信報知、追尾、再送、同文（一括通數五通以内のものを除く）及夜間配達の特種取扱の中止等である。

而して一般電報に關する制度には現在左のものがある。

- (1) 至 急 電報は急速送達を要する業務に利用されることは言ふまでもないが、一層の速達を期さんとするものゝために至急の制度が明治十二年に創設せられた。
- (2) 返信料前納 返信に要する料金を發信人において前納し得る返信料前納の制度は明治六年に設けられた。而して當初にあつては現金を以て受信人に交付したが、後證券或は電信切手、郵便切手を用ひるの制を経て明治二十四年に至り返信料前納證書を發行使用することとなつた。
- (3) 照 校 電報は正確、迅速なことを使命とするところであるが、之れが送達は電氣的作用によるものであるから誤りなきを保し難いので、送受手續において全部反覆し正確を期する制度を明治六年に設けられた。
- (4) 受信報知 電報が受信人に送達せられた時刻の通報を受ける受信報知の制度は明治六年に創められ、當初は別に報知依頼電報の名がありその後受信報知電報となり、明治十八年に受信電報と改められたが大正十四年再び受信報知電報と改稱せられた。本制度には電報受信報知郵便受信報知の二種がある。

- (5) 追尾 受信人の居所を追つて送達する追尾電報の制は明治九年に開始せられた。
- (6) 再送 追尾に類似の制度であるが、受信人又は宛所の者が電報を受信人を追ふて更めて送達する制で明治十二年に創められ、創始當時は改追尾と稱してゐたが明治三十三年に再送電報と改稱せられたのである。
- (7) 同文 多數の者に同時に同一内容の電報を送達するの制度は明治六年に設けられ當初は連名電報と稱せられたが十八年に同文に改められた。明治三十三年に一組を十通に制限したが昭和二年通數制限を撤廢した。而して現在は昭和十六年七月遞信省令第七十四號を以て五通に制限されてゐる。
- (8) 夜間配達 午前零時後電報取扱時間開始前に著信局に到着した電報で直ちに配達を要するものについては「夜間配達」する制を大正十四年に創設したのであるが、昭和十五年七月から午前零時を午後十一時と改められた。
- (9) 留置 旅行者が旅行先の局で電報を受領することを發信人と打合せ、旅行先の局に電報を留置かんとする制度は明治二十四年に創始せられた。
- (10) 別使配達 電報の配達は配達局の直配達區域内は電報配達人により、直配達區域外宛のものは郵便で配達することゝなつてゐるが、直配達區域外宛のものを別使を以て配達する制は明治八年に開始せられた。
- (11) 解船配達 別使配達と同様在港艦船に宛てたものは郵便を以て送達するのを建前とするのであるが、明治六年横濱、神戸、長崎の碇泊船に送達すべき電報に對し別に一定料金を徴するの制に創まり明治十二年一般の船舶に及ぼすことゝなつたのである。
- (21) 電話送達 電報の送達を圖る一方法として電話託送の請求のない電話加入者に宛てた電報に對し、電話による送達方を發信人において請求し得る制を昭和九年より創められた。

- (13) 局待 發信人が發信局で返信を待つてゐることを通報する局待電報の制は明治十八年の創始にかゝる。
- (14) 親展 受信人以外の者の披見を憚るものに對し親展と爲すの制は明治三十三年に開始せられた。
- (15) 電話託送 明治二十三年十二月に電話交換業務開始と共に加入電話によつて電報を頼信し或は送達を受ける現在の電話託送制度が實施せられた。
- (16) 略號登記 自己の居所氏名に代へる略號を名宛に使用し得るの制度は明治三十三年に開始せられた。
- (17) 配達先特定 電報の受取人を特定し或は配達すべき場所を特定するの制度も明治三十三年に開始された。
- (18) 局渡 受信人が電報の配達を待たずに局で電報を受取るの制度は明治二十三年に創設せられた。
- (1) 新聞電報 (新聞電報認可規則)
新聞通信に對する料金の低廉を圖り新聞の文化的使命を助長するため、新聞電報制度が明治三十九年に制定せられた。次いで新聞通信送達上の便を圖るため一年を通じ毎日發著するものゝために豫約制度を又料金の後納制度を翌四十年に設けられた。
- (2) 船舶通報 (船舶通報規則)
航行中の船舶との連絡又は船舶の遭難狀況を知得するため、船舶通報制度 (通過報、信號報、海難報の三種に分つ) を明治四十年に制定し海運業者と船舶との連絡に役立たしめた。

(3) 氣象通知電報 (氣象通知電報規則)

公衆の請求に基き、中央氣象臺及測候所において公示する氣象に關する事項を電信局所より電報にて知らせる氣象通知電報制度(事項は全般天氣豫報、全般氣象特報、全般暴風警報、地方天氣豫報、地方氣象特報、地方暴風警報、全般氣象實況報に分つ)は、明治四十二年に設け漁業者、農蠶業者等の便に供することゝなつた。

(4) 寫眞電報 (寫眞電報規則)

昭和五年電信の花形として登場し東京大阪間にその業務を開始した。寫眞電報は寫眞、繪畫等をその儘受信人に傳へる即ち從來の電信と郵便との特徴を兼備したるものと云ふべく電氣通信界に新境地を開拓し、當初は甲號、乙號に限られたが、昭和六年に丙號更に昭和九年に小形の丁號寫眞電報を設けてからは利用頗る増加し、航空郵便とのコンビによつて外地との間にも利用せられてゐる現狀である。

(5) 慶弔電報 (慶弔電報規則)

當初は年賀電報制度として昭和十年の年頭よりデビューし、而も特殊の途達紙を使用する爲大いに好評を博したが、社交上の儀禮たる慶祝弔慰の意を表する電報もその電文が略一致してゐる點に徴し、昭和十一年十二月年賀電報と併せ慶弔電報制度の實施を見るに至つたのであるが、支那事變の影響に依る電信激増の爲此の種制度の利用を控へ現在は取扱つてゐないこと既述の通りである。

(6) 同報電信 (同報電信規則)

電信局より一定の事項をツッカー機で同時に各加入者に通信する制は明治四十三年に設けられ、相場通信に便し、當初は東京株式取引所及附近仲買業者を加入者として實施し翌四十四年に大阪にも實施せられ今日に至つてゐる。

口、料、金、關、係

電報料金制度は電信創始以來明治十八年に至る迄距離制を採用しつゝあつたが、十八年之れを均一制に改め、其の後數次に亘り小改正を経て今日に及び現行基本料は次の通りである。

區 間	和 文		歐 文	
	基 本 (十五字以内)	累 加 (五字以内を 増す毎に)	基 本 (五語以内)	累 加 (一語を増す 毎に)
一 内地と臺灣、樺太、朝鮮及南洋群島間のもの	官報 四十錢 私報 四十五錢	七 錢	四十 錢	七 錢
二 前號以外のもの	官報 四十錢 私報 四十錢	七 錢	四十 錢	七 錢

ハ、取 扱 時 間

次に電信局所に於ける取扱時間に關しては當初より相當制限があつたが、明治三十六年電報取扱の寡少な局に對し夜間の取扱を閉鎖することに改めた結果不便甚しいものがあつたので、幾程もなく受付時間を午前六時又は七時から午後十時迄とし、其の後大正七年、同十二年、昭和十五年の改正を經、更に昭和十六年八月に全面的に改正されて現在の電報取扱時間は左の通りである。

郵便局(通信官署官制第十六條第一項但書の規定に依り逕信大臣の特に指定する郵便局にして郵便集配事務及電報配達事務を取扱はざる郵便局を除く)電信局及電報配達事務を取扱ふ電信電話取扱所	自 三月 一日	自 午前 七 時
至 十月 卅 一日	自 午後 六 時	
自 十一月 一 日	自 午前 八 時	
至 二月 末 日	自 午後 六 時	

前項以外の郵便局及電信電話取扱所

十二月廿九日より同卅一日迄を除くの外休日	自午前八時 至午後六時
及休日に限り	正午迄
但し遞信局長の指定した局所に於ては休日及休暇日等に於ける取扱を爲さず	

電 信 取 扱 所 (午前八時より午後六時迄)

- (備考) 一、電報取扱時間を特定するとき又は休日又は休暇日等に於ける取扱をしないときは別に之を公示す。
- 二、至急、艦船發着無線、新聞及外國電報は郵便局(無集配特定郵便局を除く)、電信局に於ては取扱時間に制限なく取扱ふ。
- 三、朝鮮宛は午後六時より翌午前八時(冬季は九時)迄は至急電報の外は取扱はない。但し通常電報と雖も早朝の受付に限り内地受付時間内は之を受付ける。

七、電報利用狀況

明治二年電信創業以來昭和十六年度迄の七十有二年間を通觀するに初年度は僅かに三千通に過ぎざる状態であつたが其の後各地間の電信網の擴張と局所の普及及電信に對する一般の周知竝に明治十年の西南戰役に於ける電信に對する世人の認識を深めるに到りたる等に依り電報利用は漸次促進され創業後僅か十年に滿たざる明治十一年に於て早くも百萬通に達するの盛況であつて實に三十五割増を示すに至つた。

其の後逐年躍進の一路を辿り反動らしいものは明治十五年から同十九年迄に漸落したこと、彼の第一次歐州大戰後全世界を襲つた不景氣の影響を蒙つた大正九年より昭和七年に亘るの二回に過ぎない。最近に於ける電報利用は滿洲事變勃發を契機として我國の政治、經濟、軍備、産業、文化等あらゆる部門に亘る飛躍的

發展に照應し逐年増嵩を続け殊に昭和十二年七月の支那事變勃發は此の増勢に益々拍車をかけ國內生産擴充軍需景氣の勃興と相俟つて異狀な活況を呈し、翌十三年度に於ては日華電報取扱開始等もあつて内國發信(有料)通數は六千七百三十八萬餘通で長年の最高記録であつた前歐州大戰景氣當時の大正八年度發信通數を凌駕すること實に三百三十萬餘通であつた。更に昭和十四年九月勃發せる第二次歐州大戰は彌が上にも増勢を刺戟し昭和十四年度同十五年度と連續的に記録を更新する状態となり、遂に昭和十五年度は八千七十一萬餘通を示し電信創業以來驚異的超記録を樹立したのである。

然るに本年度は昭和十六年七月に於て實施せられたる一般電報の取扱制限、統制經濟強化等に因り前年度より稍々減少を示すに至つた。即ち内國電報(東亞電報を含む)の總通數三億六千九百四十七萬餘通の中發信有料は七千八百六十萬餘通であつて前年度に比し二百十萬餘通、二分六厘の減率であるが、電信創業以來の増加順序より見れば尙第二位を占めるの狀況であつて、支那事變發生前の昭和十一年度に比較しても二千十五萬餘通即ち三割四分五厘の増率を見てゐる譯であり、更に昭和十二年度に對しても尙二割一分、千三百六十五萬餘通の増加となつてゐる。

又約十八年の長年月に亘り最高記録であつた大正八年度に於ける夫を凌駕すること實に一千四百五十一萬餘通、二割二分七厘の激増振りである。

斯くの如く前年度に比し稍々減少を示した昭和十六年度の電報通數は前述の通り一般電報利用規正等に因るものと思考せらるゝのであるが尙電信創業より昭和十四年度に於ける各取扱通數に比し著増し居るのは滿洲事變に端を發したる大陸政策の飛躍的發展に伴ふ時局産業の殷賑及區域貿易と東亞電報發着地の擴大、時局下緊急重要通信等の激増に基因して居るものであつて實質的に見て此等は一般電報利用制限にも拘らず遙かに補つて餘りある事實を物語つてゐるものと考へられる。他面客年十二月勃發せる大東亞戰爭は政治、經濟、文化等各部門に影響し之が反映として電報利用に拍車をかけたるは勿論歐州各國に於ける頻繁なる變動

の國內經濟界に及せる影響或は日ソ中立條約、佛泰和平條約成立、皇后陛下關西行啓、滿蒙國境確定、汪主席來訪、獨ソ宣戰布告、第二次近衛內閣總辭職及同第三次內閣成立、日英米和蘭各國相互の資産凍結、近衛第三次內閣總辭職東條內閣成立、外人關係取引取締規則の實施等の特殊事情が外國電報に代つて東亞電報の利用を促し或は依然として増嵩を齎らしたものと思考せらる。

而して前年度各月に對する月別狀況を述べれば昭和十六年は四月一厘、七月一割六分九厘の増率を示したる外大體各月三分乃至九分程度の減少であるが、昭和十六年九月及昭和十七年二月以外は毎月六七百萬の取扱通數を示し、七百萬通以上の取扱ありたる月が三回に及びたる盛況であつて、殊に昭和十七年三月は七百七十四萬餘通にして創業七十有二年間に於ける第三位の記録を示してゐるのである。

年 月 別	發 信 有 料 通 數	年 月 別	發 信 有 料 通 數
大正 九年 三月	七、二七四、五八八 <small>通</small>	昭和十五年十二月	七、二一二、二六九 <small>通</small>
同 四月	七、〇八一、〇八二	同 十六年 三月	八、〇一六、七六五
同 五月	七、一九二、一九四	同 四月	七、五四〇、三五三
昭和十四年十二月	七、一九四、五九四	同 七月	七、六一七、九〇七
同 十五年三月	七、七六三、六七〇	同 十七年 三月	七、七二五、六九六
同 四月	七、五三三、三八八		

以上の狀況より今後の電報利用を觀察するに一般電報は利用制限及料金値上により或る程度の減少は必至と豫想せらるゝが東亞電報の發著地の擴大と南方占領地域に對する電報取扱開始並に大東亞範圍内貿易の振興と時局産業の殷賑及時局重要通信の増嵩は前者を補ひ益々増加するものと思考せらる。

八、電信收入狀況

電信收入の歳入科目には切手で收納する切手收入と現金で收納する電信收入との二つの目があつて電信收入は更に内國電報料、外國電報料、電信專用料、請願電信費納付金及電信雜收の五節に區分されてゐる。

昭和十六年度の收入は總計六千二十四萬圓で前年度に比し三百九萬圓、割合にして四分九厘の減收を示した。

昭和十五年度は國內の好景氣及歐洲大戰の影響等に依り十四年度に比し五百九十一萬圓の増加を示し昭和十六年度當初も引き続き増加を示し七月迄の累計にては約一割の増收であつたが、七月末日に於ける英米等敵性國家群の資産凍結及國際情勢の急迫等に依り外國電報料が激減した爲年度末に於て約五分の減收となつた。

以下内國電報、外國電報料及其の他に付て概要を述べることとする。

イ、内 國 電 報 料

昭和十六年度の内國電報料は四千三百八十六萬圓にして前年度に比し發信通數に於て二分六厘の減を示したが收入額に於ては一割二厘の増加となつた。次に之を月別に見れば七月迄は概ね二割弱の増加を示したが八月より急減し四分毫となり十月より再び増加割合を増し一割程度となりたる爲結局前記の如き割合に止つたのである。

十七年度に入つてからは引き続き増加の一途を辿り六月を除いては二割乃至三割の増加にして八月迄の累計では前年に比し一割七分三厘約三百三十四萬圓の増加を示してゐる。

ロ、外 國 電 報 料

外國電報料は内國電報料と異り料金は金法で定めてあるので收入狀況を見る場合には先づ第一に一金法を

日本貨幣何程として徴收したかを知つて居らねばならぬ。一金法の邦貨相當額は平價即ち金の純分比價では四十錢となつてゐるが料金の徴收は國際間の收支差額の受拂を爲す場合に於ける外國爲替相場を考慮して別に一金法相當額を定める事になつてゐる。昭和十六年度は一金法に付四月から六月迄は七十錢、七月から六月十五錢に改正され十七年度も引き續き六十五錢を徴收して居る。次に外國電報料収入状況を見るときは、國際間の收支決算の結果受取る金は爲替で送られて來るので爲替相場と平價との差額に付ても考慮せねばならぬ。故に外國電報料の収入状況を見る場合には現實の収入と平價に換算した収入との兩者を併せ見る必要がある。

以上の事を念頭に置いて扱昭和十六年度の収入を見ると外國電報料は一千五百六萬圓で前年に比し金額に於て八百二十一萬圓、割合で三割五分の減收であつた。然し之を平價で見れば九百一萬圓で前年度に比し四百三萬圓割合で三割九厘の減收となる。平價と徴收料金との差額は外國へ支拂ふ場合に於ける平價と爲替相場との差額を補填する爲に徴收するもので嚴密な意味の収入ではないから以下述べる場合は凡て平價で比較することとする。

外國電報料は第二次歐洲大戰勃發後急激に増加しつゝあつたが、十六年度に入つてからは次第に増勢を減じ七月に至り遂に九分の減少となり八月以降は約四割、二月以降は約七割の激減となつた。之は先に述べた如く國際情勢が次第に急迫し七月には遂に資産凍結が行はれ十二月には大東亞戦争が勃發した爲である。十七年度も引き續き減收の一途を辿り約七割の減收を持續してゐる。

ハ、其の他

其の他の収入としては電信専用料が十六年度十八萬圓、電信雜收が百十三萬圓あつた。専用料は十五年度より寫眞電信の専用が開始されて新しく現はれたもので主として新聞社及通信社が納付したものである。

九、官應用及私設電信

イ、官應用電信

官應用電信は明治三十三年八月制定に係る「官應用ノ電信及電話ニ關スル件」の勅令に基いて官廳が事務執行の爲（軍用電氣通信法に依るものを除く）逓信大臣の定めた規定即ち同年九月一日公布の官應用電信電話規程に依り施設するものであつて、一般の公衆通信に供用することも出来る。

而して其の施設範圍としては電信法第二條及私設電信規則第二條の外に警察事務及刑事訴訟事務の専用に限るものを加へ、其の他の出願、届出及施設方法等に關しては殆ど全部私設電信規則を準用し、又この施設の監督に關しても私設電信電話の監督に關する規定を準用してゐる。

次に昭和十七年三月末現在に於ける本施設の全貌を窺ふに、回線數は五八八、線路亘長五五、四九八軒、電信機數二、五五一箇で前年度末に比し線路亘長に於て一二%の減少を示してゐる。更に之を施設目的別に見ると事業専用（現在は鐵道省所屬の鐵道事業用に限られてゐる）が回線數四八一、線路亘長五四、六三二軒、電信機數二、四〇九箇で本施設の大部分を占め、他は警察事務用及電報送受用の施設である。尙電信施設ではないが、火災報知、正午時報用の信號施設も相當ある。（官應用電信統計二六八頁参照）

ロ、私設電信

私設電信は電信法第二條の規定に基き公布せられた私設電信規則に依り施設するものであるが、其の沿革を尋ねると國家の機密保護の趣旨より明治五年九月一般私線の架設は一切禁ずることとしたが明治七年七月には工部省布達を以て官線の本線へ接続する支線に限り其の施設を許可することとし同年八月電信私線規則が制定せられた。其の後電信條例の改正、私設電線規則の創設、電信電話線私設條規の制定等の變遷があつたが電氣を應用する各種事業の勃興に伴ひ之を監督保護すると共に、取締を一定する必要に基き明治三十三

年十月電信條例を廢止して新に電信法並に私設電信規則が制定せられ私設範圍及施設上の出願又は届出、施設方法、架設上の諸制限等を規定し今日に至つた。又同時に私設電信に依る公衆通信取扱規則も施行せられた。

次に昭和十七年三月末現在に於ける私設電信の全貌を見るに回線數四二、線路亘長一五四軒、電信機數九三箇で昨年度末に比し殆ど増減がない。尙此の外に官廳用の場合と同様の信號施設があり前記電信施設に比し十數倍の多きに達してゐる。

3. 電 話

一、電話の起源

電話は古くから各國に於て研究の對象となり既に西曆一八三七年頃から各種の發明が發表されたが、これが實用に供されたのは西曆一八七六年即ち明治九年のことで、グラハム・ベルが米國ボストン市で始めて電話によつて通話を行つたのが其の濫觴である。

次に我國に電話が始めて輸入せられたのは明治十年十一月で、ベルが發明した其の翌年である。當時の主管廳である工部省では直ちに之が模造に着手し、同月東京横濱兩電信局間に試用し非常に成功したので、同年十二月には宮内省と工部省との間に線路を新設し電話回線が作られたのである。之が我國に於ける電話實用の最初である。

二、電話取扱局所

明治二十二年東京熱海間に於て一般公衆通話の取扱を開始したのが電話取扱局所の濫觴である。次いで翌二十三年東京、横濱に電話交換局を設置し加入者相互の電話の取扱を開始すると共に兩市内に十六箇所の電話所を設置し公衆通話の取扱を開始した。斯の如く創業當時は電話交換局二、電話所十六の十八箇所に過ぎなかつたが其の後逐年増加し明治三十三年には新橋、上野兩停車場其の他二箇所に自働電話所即ち現在の公衆電話所の設置を見、次いで明治三十五年地方小都市の加入者の普及を目標として特設電話制度が制定されたのである。越えて明治三十六年従前の諸官制を廢し新に通信官署官制公布せられ、通信官署中郵便局は最

も普遍的なものとして電話も取扱ひ得ることゝなつたので、電話交換局は東京、大阪に中央電話局を置き其の他は主として一等郵便局に合併した。爾來通信官署官制や電話制度上にも屢次の變遷あり、其の間常に電話取扱局所の増置に努めて來たのであるが昭和十年從來の電話所にも電信事務を開始し電信電話取扱所と改めた。更に又昭和十二年度改定の電話擴張改良五箇年計畫に於ては郵便局のある所必ず電話通話事務の取扱を爲さしめる方針を樹立して實施すると共に、同年郵便取扱所に於ても電話事務を取扱ひ得ることゝせる爲通話局普及に大なる飛躍をなした。

而して右郵便取扱所は郵便取扱所制度の廢止に伴ひ昭和十五年十二月一日以降一齊に郵便局に改定せられ、其の結果昭和十六年度末現在に於ける電話取扱局所は一萬二千五百三十六局所になつた。又通話局所と共に電話通信の獨特なる機關として街路、驛構内、公園、百貨店内等に設置せられる公衆電話所も亦累年増設せられ昭和十六年度末に於て五千八百八十九箇所となるに至つた。之等の電話通話機關を合し現在の全國的普及狀況を觀るに面積に於ては一局所當約二一、六平方キロ米、人口に於て一局所當四千二百二十五人と云ふ狀況にして昭和十五年度末に比すれば一局所當面積は約〇・一平方キロ米、人口は九十一人を減じた即ち夫だけ取扱機關が普及したのである。電話取扱機關の配置は地勢、産業、交通等種々の要素に支配されるのであるが假に面積と人口とに於て府縣別の電話取扱機關普及狀況を検討すると面積に於て東京、神奈川、埼玉、千葉、静岡、茨城、愛知、三重、石川、大阪、京都、兵庫、和歌山、廣島、岡山、山口、香川、長崎、福岡、佐賀の二十府縣が又人口に於て東京、愛知、三重、福井、石川、大阪、京都、兵庫、滋賀、和歌山、高知、廣島、鳥取、島根、岡山、山口、大分、北海道の十九道府縣が全國平均以上に普及してゐることゝなるのである。

尙電話加入者收容の電話交換局は電話利用上の一集團と認めらるゝ地域毎に一區劃を設定して土地の狀況に即應せしめてゐるが之を電話加入區域と稱してゐる。加入者多數ある大都市に於ては同一集團の加入者を

機械設備の關係上分局を設け分割收容してゐるのである。大都市に於ては地況の發展及電話加入者の増加著しきを以て加入區域を擴張し或は隣接局を併合する等の方法に依り電話利用上に於ける實情と加入者の集團を可及的合致せしむる様計畫すると共に、他面地方にも電話加入の便を供與せしむる趣旨の下に極めて少數加入者收容の交換業務開始を毎年度相當多數實施してゐるのである。其の結果加入數十七萬名餘を收容する東京中央電話局より加入者一名收容の小交換取扱局所に至る迄併せて昭和十六年度末に於て七千八十六局所に及び前年度末に比し二百十六局所の増加を示してゐる。(現業機關五三頁、電話取扱局所統計三三頁參照)

三、電話線路

電話線路は明治十年十二月宮内省と工部省との間に線路を建設し電話回線が作られ、電話の實用に供されたのに始まる。

電話創業當時の市内電話線路は總て單線式架空裸線であつたが、明治二十六年架空ケーブルを併用し、又單線式は電話の明瞭を缺くので明治三十年に至り複線式に改められた。而して此の間交叉架線法、或は硬銅線の製造等も亦案出せられ通話距離は大いに擴張されるに至つた。尙明治三十年には始めて地下ケーブルとして百對鉛被紙ケーブルを採用し、大都市に於ける主要幹線は漸次機會ある毎に地下ケーブルとすることになつた。斯くして多對ケーブルの必要性年と共に高まると同時にケーブル製造技術も著しく進歩し、大正十年には八百對、同十一年には千二百對のものを採用するに至り、現在に於ては市内電話は加入者の密集地の殆んど全部が架空又は地下ケーブルとなつてゐる。

次に市外電話線路に於て見るに、明治二十二年東京熱海間に始めて公衆用市外通話が開始され、明治三十三年には東京大阪間に始めて長距離市外電話線路を開設し、更に明治三十七、八年日露戰役に際しては東京佐世保間に於て市外通話を爲し得ることゝなり、市外電話線路建設技術上長足の進歩を示した。而して之等

市外線は何れも架空裸線であつたが、明治四十二年大阪局下淀川間約六軒の區間にコンボジット鉛被紙ケーブルを敷設して以來、市外電話線路にも亦ケーブル使用の機運を作り、大正十一年大阪堺間約十六軒の區間及門司黑崎間約二十六軒の區間に無裝荷地下ケーブルの開通を見た。尙同年十月大阪神戸間に裝荷重信ケーブルが竣成し我國市外電話用ケーブルに一新紀元を劃するに至つた。更に技術の進歩に伴ひ主要幹線のケーブル化が計畫せられ其の第一歩として昭和三年御大典に當り先づ東京神戸間を、昭和五年岡山地方大演習舉行前に神戸岡山間を夫々ケーブル化し東京岡山間五百哩を完成した。

斯くの如く市外電話幹線のケーブル化は年を逐うて着々實現せられ、現在東京を起點とし北は宇都宮、仙臺、盛岡、青森を経て函館に及び西は一は横濱、静岡を経て名古屋に至り他は甲府を経て名古屋に達する二ルートあり、此處より更に三分して一は岐阜、彦根、京都を経て、他は四日市奈良を經由して夫々大阪に至る之より山陽鐵道に沿うて下關近くに至り關門海峽を通過し北九州を経て福岡に達し、此處より一は南下して久留米の南に達するものと、別に鳥栖より分れて佐世保に至るものとあり、他は北上して朝鮮を經由し滿洲國新京に達し東京新京間を連絡する蜿蜒三千軒に及ぶ安固堅牢なケーブルの完成を見たのである。尙此の中甲府奈良廻り東京、大阪間ケーブル及福岡安東間ケーブルは國際電氣通信株式會社の施設である。

此の外海底ケーブルは大正十一年備讃海峽、大正十五年津輕海峽、昭和八年朝鮮海峽、昭和九年宗谷海峽に敷設せられ、内地と朝鮮及樺太等外地との間の連絡は完成した。

次に市外電話回線も亦線路の發達に伴ひ著しく進歩し昭和十六年度末現在に於て其の總數一萬七千二百十八回線、回線延長約七十三萬軒に達してゐる。其の中實線は總回線の八十五%（内電信電話共用線は總回線の二十四%）、重信線は十三%、搬送線が二%、其の他双信若干といふ狀況である。今之等回線に付いて述べれば

(1) 電信電話共用線

其の構成が單なる電話回線で、電話通話に使用する電話機に依り電報をも送受するもので現在四千七百七十五回線ある。

(2) 重 信 線

電話線を増加しないで既設電話線を利用する即ち既設實線二回線を以て之を作成し通話をなすものを云ひ、明治二十七年大阪神戸間に於て實驗の結果好成绩を得てより廣く採用せられた。昭和十六年度末現在に於ては二千二百七十五回線、回線延長十一萬九千九百六十八軒の多きに達してゐる。

(3) 双 信 線

同一の線條に電信機と電話機とを取付け電信及電話回線を各別に作成し、以て電信と電話とを同時通信し得るもので現在四十三回線ある。

(4) 搬 送 線

實線一回線に周波數を異にする數種の高周波電流を重疊せしめ、各高周波電流をして通話電流を搬送せしめて、同時に多數の通話をなし得る經濟上有利な回線である。昭和二年東京名古屋間に始めて實施されてから全國重要區間に之が實施を見るに至つたが、殊に昭和十三年より實施せられた大阪奉天間、同十四年よりの東京及福岡對奉天間、大阪天津間、更に昭和十五年よりの東京對天津、大連及新京間各回線は何れもこの搬送式を利用されたのである。又現在放送中繼線の一部は此の搬送回線を使用して居り海底線にも亦昭和八年津輕海峽に之を實施したのを始めとして朝鮮海峽、宗谷海峽其の他主要區間の海底線は殆んど之を使用して居るのである。而して昭和十六年末現在に於ては二百六十七回線、回線延長十一萬八千四百八十五軒に及んでゐる。

又市外通話のサーヴイス向上に關しては市外回線の擴充と併行的に努力を拂ひ、其の通話接續方法等についても、大都市市内局と其の近郊地局との間には市内交換と同様に待合時間を殆んど要しないで接續せられる

即時及準即時市外通話方式が採用せられることとなつた。即時市外通話方式は大正十二年京都伏見間に實施せられて以來、昭和十六年度末現在に於ては東京及大阪附近其の他の地に於て百三十四區間に實施せられ、準即時市外通話方式は昭和八年大阪神戸間に採用せられて以來現在東京、阪神及北九州方面等に於て六十七區間に實施せられて居る。殊に昭和十年始めて荏原局に於て對東京發信に用ひられた自動接續即時市外通話法は、現在二十區間（外に自動接續準即時市外通話法採用區間一區間あり）に之を採用して居るが、此の方式は都市近郊自動式局加入者から交換取扱者の手を経ないで、自局加入者を呼出す場合と同じ様に直接相手都市局加入者を呼出すことの出来るもので、大都市市内局と近郊局との市外通話接續は益々迅速且簡便化せられるに至つた。（電話線路統計二八〇頁参照）

四、電話機械

世界最古の電話機は一八七六年ベルの發明にかゝり、我國に於ては明治十一年始めて國産電話機を製造し、其の後種々改良を加へ明治三十年より現在使用してゐるデルビル電話機及ソリッドバック電話機を用ひるに至つた。

次に電話交換機は當初より加入者宅内に電池を裝置し加入者自身呼出の信號を爲す磁石式交換機が用ひられ、今日尙この方式は地方小都市に存在してゐる。これに對し電源を交換局に置き加入者の爲便利な共電式交換機は明治三十六年京都局に於て始めて實施せられ、聽て全國の主な都市の電話交換機は共電式化せられんとしたが、技術の進歩は更に交換上人の操作を要しない自動式交換機を出現し、我國に於ては偶々大正十二年の關東大震災により壞滅した電話局の復興を機として大正十五年始めて東京横濱に自動式交換機を採用し、現在に於ては六大都市及其の近郊地は勿論全國の重要都市に之を採用し、昭和十六年度末現在に於て局數約百局、加入數三十九萬餘に及んでゐる。尙別に自動交換方式の中特異性のあるのは小自動交換裝置で、昭

和八年度から實施を見るに至り昭和十六年度末現在では四十局餘に過ぎないが、全然交換人員を要しないことと、少數加入者の場合でも經濟的運營が出来るので地方小都市の電話交話方式として活用されてゐる。（電話機械統計二八〇頁参照）

五、電話従事員

電話加入數及市外電話回線數又は利用通話數の増加に伴ひ之が運用の衝に當る電話従事員も亦逐年増加しつゝあるが電話技術の發達に因り全然交換取扱者を必要としない自動交換機或は能率高き交換機の採用等により電話従事員の増加率は設備の増加と必ずしも併行しない。昭和十六年度末に於ける電話従事員は指定局以上四萬二千二百三十四名特定局以下二萬二百七十二名、合計六萬二千五百六名にして昭和七年度末に於ける四萬一千八百十名に比し五割の増加に對し加入者は三割九分、市外電話回線は八割、市内通話六割六分、市外通話一三割七分の増加を示してゐる。斯様に設備の増加率よりも通話量の増加率が大なる結果従事員の負擔は相當増加してゐる。殊に最近は時局の影響を多分に蒙り勞務者の拂底は勢ひ熟練勤続者の退職を増加すると共に従事員の採用難を招來し之に伴ひ新規採用者の素質は低下の傾向にあるを以て、之等の事象と取扱數の増加と兩々相俟つて従事員の服務を強化せざるを得ないこととなつてゐるのである。（電話従事員統計二八一頁参照）

六、電話制度

イ、法令關係

本邦に電話機の輸入せられたのは明治十年であるが、電話に關する最初の法令は明治十八年に改正された電信條例で、之より電話事業を國家が專掌することを明かにしたのである。然し乍ら電信條例は元來電信に

關する事項を規定對象としたものであるから、明治二十三年に電話事業を創始されて以來電話の基本法として見るには少からず不充分の點があり、又電信としても其の後に於ける發達狀況より見て内容整備の要に迫られるに至つたので、明治三十三年三月新に電信法を制定して電信及電話を一態様としたのである。而してこの電信法は事業運用の實際と社會の實情とに適應せしめる爲、大正五年に内容の一部に改正を施したのみで今日に及んで居るのである。

電話の利用に付ての實際の取扱に關する規定は右の基本法に根據を置いて省令以下の形式を以て制定されるのが例であるが、その最初のもは明治二十一年に制定された電話通信手續で、之により東京電信局熱海電信局間に電話通話を開始した。一般公衆通信の用に供する爲のものとしては明治二十二年に定められた電話取扱心得が最初のもので、東京熱海間の公衆通話を取扱つた。而して電話交換即ち加入電話に關するものとしては明治二十三年電話交換規則が制定せられ、東京及横濱兩市に電話交換業務を開始するに至つたのであるが、同規則は單に加入關係に付て規定するのみならず、通話に關する事項をも併せ規定し、電話利用に關する一切の事項を包含して居た。此の規則は明治三十九年電話規則の制定と同時に廢止され、電話規則は大正八年及昭和十二年の兩度に亘る大改正の外、社會の進運に應じ屢々部分的の改正を行つて現在に及んでゐるのであるが、その規定内容は電話利用に付ての社會の要望が高まり又電話技術の進歩に伴ひ逐次變更されることとし、特殊的利用形態及電話通話に關する規定は別體系によることとなつて今日に及んでゐる。今電話規則の規定する加入電話制度の主な内容に付て略述すれば次の通りである。

一、加入種類

現在は單獨加入と共同加入の二種類のみであつて連接加入の制度は昭和十二年の大改正によつて廢止された。

二、加入區域

普通加入區域及特別加入區域に分けられるが區域外と雖も特に加入を認められる場合がある。この區域外加入制度は明治三十年から官廳又は公署に限つて認められて居たが、一般的には大正八年に初めて認められたものである。

三、加入申込及受理方法

(1) 普通加入申込受理

普通加入申込に付ては受付期間の定めがあり、受付期間中の加入申込が受理豫定數以上になつたときは抽籤によつて受理を決定し、受理されたものは必ず設備費を納めることになつて居る。電話事業創始以來昭和十二年十二月迄は何時でも加入申込を受付け、その受付順番に従つて無料で架設する所謂順番開通制度が加入申込に關しての大原則であつたのである。

然し乍ら實際には此の方法のみでは加入申込の希望を充たすことが出來ないので、色々な開通制度が實行された。即ち明治二十三年交換業務開始後數年を経過した頃より電話加入の申込數は常に電話架設の豫定數を超過する現狀となつたので此の供給不足の状態を緩和する爲に明治三十五年には特設加入電話規則（明治三十八年特設電話規則と改稱）を制定して地方の小都市及農山漁村の電話普及を企圖し、明治四十年には電話規則を改正して加入申込者が電話開通に要する物件を寄附するときは順番によらず開通する寄附開通制度を設け、又明治四十二年には六大都市の加入申込者中政府の定める一定の至急開通料を納付するものには、申込の受付順番によらず必ず受付けた年度内に開通する制度として電話至急開通規則を制定實施した。然しそれでも尙電話供給不足状態を緩和するに至らなかつたので大正八年には電話規則による電話の加入申込は原則として之を受付けないことにすると共に、電話至急開通規則を改正して加入申込者以外の者も至急開通の申請をなし得ることとし、更に大正十

四年には受付期間を設けること、抽籤により受理を決すること、設備費を納付すること等を骨子とする電話特別開通制度を全国的に實施し此の制度は昭和十二年迄存続したのである。

現行電話規則の加入申込及受理方法は電話特別開通制度の方針を踏襲したものであつて、形式上のみ存在し實際上は大正八年以降に於て全然行はれなかつた臨時申込無料架設制度を廢止したものである。

(2) 公益受理

公益受理制度は官廳、公署又は公益事業の用に供するものは受付期間に不拘加入申込を受理して架設するものであつて、明治三十一年に加入申込順番に拘らず優先的に架設する制度を設けたのが本制度の始まりである。

(3) 臨時電話

臨時電話の申込も又何時でも受付けるし又設備費納付を要しないのであるが、これは冠婚葬祭、競技會、各種會議等の場合臨時的に短期間利用を希望するものゝ爲に、昭和十一年七月に臨時加入電話規則を制定實施したのに始まるのである。

(4) 特別受理

電話規則上は加入電話の申込方法は右の三種に限られて居るのであるが、昭和十二年今次支那事變が勃發し、その進展に伴つて物資の使用制限が強化され電話擴張用資材が不充分となつて來たので、戦時下の國家的要請に應じて、昭和十三年度以降は新規の加入者増設は時局上緊要と認められる事業の用に供せられるものに限ることゝなつてゐる。

四、電話設備及特殊装置

加入電話設備維持は政府に於て行ふを原則とし、特殊の場合にのみ加入者が負擔することになつてゐる。

政府が設備維持を行ふことは事業創始以降一貫した原則であるが、開通制度に付て前述した通り特設電話制度、寄附開通制度等、加入者をして設備を行はしめることを原則として認めた制度も過去に於ては一時的には存在して居たのである。

特殊装置と云ふのは増設機械、接續電話、發着信専用、卓上電話機及特別市外通話装置の如きものであつて、明治三十年乃至大正八年の間に於て社會的要望と技術の發達とに伴ひ順次之等を認め、其の後も利用狀況に應じて適宜の改正を行つて居るのである。

五、電話加入の譲渡及電話機設置場所の制限

電話の加入の譲渡は逓信局長が公益上支障ありと認められた時は之を承認せず、又電話機の設置場所は原則として加入者の居所住所又は業務に使用する場所に限り、なつて居る。

事業創始以來昭和十四年一月迄は、大體に於て加入者が自由に譲渡をなし又設置場所を定め得ることになつて居たのであるが、これが爲に電話供給不足の状態と相俟つて電話加入に交換價值を生じ、電話は賣買、貸借又は金融擔保の目的物として取扱はれるに至つた。而して支那事變勃發以來電話供給の不均衡は一層甚だしくなつて來たので、この需給不足の間隙に乗じて不正取引爲が増加する傾向を示し、電話を射利目的に供する思想が一般に彌蔓して電話の公正な普及を紊し、事業の健全な發達を阻害する恐れがあるに至つたので、事業の公益性を擁護して電話利用形態の正常化を圖り電話取引を公正ならしめると共に、戦時下低物價政策に順應して電話市價を適正ならしめる指導精神の下に電話統制を行ふ必要ありと認め、昭和十三年十二月前述した通り加入譲渡及電話機設置場所に付て制限する爲電話規則中一部の改正を行ひ昭和十四年一月十日より之を實施したのである。

次に電話通話に關する規定は前述の通り事業開始當初は電話規則中に包含せられて居たのであるが、大正三年之より分離獨立して新に電話通話規則が制定され、其の後必要に應じ部分的改正を経て今日に及んでゐる。

る。その主な規定事項は次の通りである。

一、通話種別

普通通話、至急通話及定時通話の三種である。

定時通話は特に定時通話区域と定められた区間で、通話請求者の指定した時間に通話をなさしめる制度であつて、大正三年に始めて設けられたものである。尙夜間通話は昭和十七年三月限りで廃止された。

二、通話時

市外通話の通話時間は三分間を単位として定められて居り之を一通話時と謂ふ。而して通話は原則として三通話迄しか繼續出来ない。大正十三年四月の改正迄は一通話時は五分間であつたが、技術の進歩により電話設備の利用効率が高くなつたので三分間に改めたのである。

三、通話区域

市内と市外に分れ通話取扱局別に定めらるることになつて居る。市外通話区域に普通及特別の二種があるが、特別市外通話区域といふのは明治三十二年に東京大阪間の通話を開始するに當り設けられた長距離市外通話制度が始めてであつて、市外回線又は局内設備等の關係で通話損失の多い區間を指定するものである。昭和十三年一月からは現在の名稱に変更すると共に、磁石式局が一方の相手方となる場合に限られることゝなつた。

四、呼出通話

尙公衆電話からの市外通話は普通通話料六十五錢以下の區間に限られて居る。通話の相手方が加入者でない場合に先方の局へ相手方を呼出して通話する制度であつて、明治三十三年八月に始めて設けられたものである。

通話制度は右の電話通話規則による外に特殊の通話制度に關して各別に規定がある。即ち内地と外地との間の通話に付ては外地電話通話規則、新聞紙掲載事項の通信に關しては豫約新聞電話規則、取引所相場通信に關しては豫約取引所電話規則が存するのである。

一、外地電話通話（外地電話通話規則）

外地電話通話制度は昭和九年六月制定されたものであるが、之は昭和八年一月に内鮮間に電話連絡を実施するに當り、内鮮電話通話規則を制定したのを、昭和九年六月に内臺間にも電話連絡の途が拓かれるに及んで内外地間の電話通話關係は一體系とするのが便宜であつたので統合規定したものであり、その後昭和九年十二月の内樺間電話連絡實施及昭和十六年五月の内地南洋群島間の電話連絡實施に伴ひ一部改正したのである。其の規定内容は殆んど内地の電話通話制度と異なるところはない。

二、豫約新聞通話（豫約新聞電話規則）

豫約新聞通話制度は明治四十年八月に創設されたものであつて、新聞社又は新聞通信社相互間に於て新聞紙掲載事項を通信する爲、自己の加入電話によつて一年間を通じ毎日一定の時間に通話するものを謂ひ、一般市外通話の請求と異なり右に該當する資格者が豫め豫約通話の申請書を提出し遞信大臣の認可を受けなくてはならぬものであり、取扱の方法も特殊の制度であるが爲に一般通話とは種々異なるところがある。

三、豫約取引所通話（豫約取引所通話規則）

豫約取引所通話制度は大正三年の創設に係り取引所又は其の指定する者相互間に於て、相手取引所市場に公示する取引所相場を通信する目的を以て、自己の加入電話によつて一箇年を通じ毎日一定の時間通話するものであり、その取扱は略々豫約新聞通話と同様である。

電話の一般的利用形態に關する諸制度は上述の通りであるが此の外に尙次の通りの特殊の利用形態に屬す

る、制度がある。内容を略述すれば

一、鑛業特設電話（鑛業特設電話規則）

同一人又は同一組合の經營に係る鑛業及其の直接附帶事業の用に供する爲、鑛業者の申請によつて政府の施設する電話を鑛業特設電話と謂ふのであるが、この電話の設備維持は凡て専用者の負擔とせられて居るから實質上は私設電話と殆んど異なることなく、明治三十八年に設けられたのである。尙詳細は別掲官廳用私設電話の中鑛業特設電話（一一四頁）を参照されたい。

二、市内専用電話（市内専用電話規則）

同一の電話加入区域内に於て同一人（原則として）の専用に供する爲政府の施設する電話を謂ふのである。勿論これは専用を希望する者からの申請を俟つて逓信局長が許可を與へると同時にその設備をして利用せしめるのである。この制度は明治四十五年に制定されたもので、私設電話を施設し得ない者とも本制度により専用通信設備を設け得るので大いに利用されて居る。

三、市外専用電話（電氣通信施設の専用に関する件）

市外通話區域に屬する地域に於て同一人（原則として）の専用に供する爲政府の施設する電話を謂ふもので明治三十九年に電話規則中に電話線を専用せしむることある旨の簡單な一條文を設けられたのが最初で、昭和十二年十月の電話規則改正の際電話規則中より之を除き別に單行省令が制定され、昭和十六年七月電話通信施設の専用に関する省令中に統合されたのである。其の利用條件料金等は許可の都度定めることとなつて居り、從來許可されて居たものは大體に於て軍、官廳とか新聞社、銀行等公共的事業の用に供せられるものに限定せられてゐる。

四、岸壁電話

岸壁又は棧橋に繋留する船舶と陸上との間の電話連絡の爲に船舶内に設置する電話を謂ふもので大正十五年に制定されたものである。この電話は一般の加入電話と同様市内通話市外通話も自由に出來、繋留中の船舶は本制度によつて多大の利便を享けて居るのである。目下本制度を實施して居る所は横濱、神戸、大阪、名古屋の四港である。尙港灣内の浮標に繋留中の船舶と陸上との電話連絡を認め様とする浮標電話も近く實現される筈である。

口、料金關係

電話料金制度は複雑多岐を極めてゐるが、電話料金の根幹をなす使用料と市外通話料とに付てその沿革を概観するに、先づ使用料は創業當時は都市別に定めたが、明治二十五年から同三十年迄は均一制を採用して居た。然し電話は都市の大小、加入数の多寡等によつて享便程度に差異があるので均一制は不適當と認め、明治三十年より土地によつて段階を設け使用料額を異にすることとし今日に及んで居る。ただ段階を定める標準については當初は都市の大小、電話設備の程度及加入者数の多寡等を考慮することとしてゐたが、大正五年四月以降は加入数の多寡によるを原則として、例外的に設備の關係を考慮することとして現在に至つてゐる。市外通話料は事業創始以來一貫して距離主義によることとし均一制は全く採用されて居ない。現行の電話料金は次の如くである。

局種別	基本料年額	加入料
一級局	六〇圓	二〇圓
二級局	五〇圓	一〇圓
三級局	四〇圓	一〇圓
四級局	三〇圓	一〇圓
五級局	二〇圓	一〇圓
六級局	一〇圓	一〇圓
七級局	一〇圓	一〇圓
八級局	一〇圓	一〇圓
九級局	一〇圓	一〇圓
一〇級局	一〇圓	一〇圓
二級局以下	四錢	一〇圓
市外通話	一度毎に一錢	一〇圓
市内通話	一度毎に四錢	一〇圓
均一料金制施行局	單獨加入 二〇圓	一〇圓
加入區域設定なき局	共同加入 七圓	一〇圓
加入區域設定なき局	年額八圓別に關係電話線路百十米迄毎に年額三圓を附加す	一〇圓

局種別といふのは交換局の階級を局別に定めたものであつて、明治三十九年に始めて採用したときは土地種別と稱し甲乙丙の三種であつたが、其の後丁戊己庚辛壬を加へて九種としたが昭和十年更に二段階を追加するに際し十干による稱呼を廢して一級地より十一級地とし、昭和十三年土地種別を局種別と改め更に一段階を加へ一級局より十二級局迄の十二段階としたのである。

次に度數料金制度は大正九年四年に實施されたもので、それ迄は同一段階の加入者は同一額の料金を負擔したのであるが、加入數の増加すると共に料金の負擔が不公平となり電話サービスも低下し、従つて電話の普及發達上支障を及ぼすに至つたので、加入數の多い地には度數料金制を施行することとしたのである。當初は六大都市のみであつたが昭和九年には廣島、福岡兩局に及び其の後金澤、札幌、岡山、函館、和歌山を逐次加へ、現在は十三局に達してゐる。

以上略述した通り電話使用料は其の時代に順應して幾多の變遷を見たが、尙此の外加入電話に關する料金の主なものとしては、明治三十三年創設の加入料（昭和十二年迄は加入登記料と言ふ）電話線設備料（昭和十二年迄は電話線接続料と言ふ）、機械移轉料、卓上電話機に對する附加使用料、同三十五年創設の私設電話一年創設の電話番號簿掲載料、同四十五年創設の市内専用電話接続に對する附加使用料等がある。之等も電話制度の改變に伴ひ其の内容は漸く複雑化し料金額も幾度か變遷したが、昭和十三年一月より現行の如く改められるに至つた。市外通話料は通話區間の料程に應じ局別に定められるのであつて、現行規定に於ては最低は四軒迄十錢で最高は二千四百軒を超えるもの四圓五十錢となつて居り、全部で三十一段階を置き各段階によつて五錢乃至三十五錢の差を設けて居る。創業當初は市外回線が局部的であつた爲に、例へば東京横濱間、京都大阪間の如く一々區間に定めて居たのであるが、市外回線の整備と技術の進歩に伴ひ漸次通話區域が全国的に擴大されるに至つたので明治三十九年里程によつて段階を設ける制度とし爾後多少の段階を

追加したのと昭和三年の里程を料程に改正したのみで現在に至つたものである。

外地通話は朝鮮及樺太に對するものは、内地との連絡線が海底線であるのでこの海底線部分を連絡料（内鮮間は一圓二十錢、内樺間は九十錢）とし、陸地部分に付ては首尾料として内地は下關及稚内を朝鮮は釜山樺太は大泊を基點とし是より百軒又は百二十軒以内毎に一定の料金を加算する所謂帶域料金制度を採用してゐる。又臺灣及南洋群島との通話は東京臺北間及東京パラオ間無線連絡によつてゐるので均一料金制になつてゐる。

七、電話加入狀況

創業當時の電話加入數は東京電話交換局（東京中央電話局の前身）百七十九名、横濱電話交換局（横濱中央電話局の前身）四十五名に過ぎなかつたが、爾後電話の利用價值一般に認識せられるに及び加入希望者は逐年増加し、殊に最近に於ては愈々熾烈となり擴張に次ぐに擴張を以てするも到底之に及ばず、昭和十三年度の特別開通の申込者は九十六萬餘を算した狀況である。

政府に於ても之等の熾烈なる要望に副ふべく昭和十二年度以降五箇年繼續の大電話擴張改良計畫を樹立し五箇年間に加入者三十五萬名を増設することとし、第七十帝國議會の協賛を經、之が實施に着手して其の初年度に於ては五萬五千名を増設したのであつたが、第二年目たる昭和十三年度に於ては支那事變の長期化に對應する物動計畫の改定に伴ひ擴張計畫も相當縮少するの餘儀なきに立至り、百萬に近い空前の電話加入申込も軍事上又は國家總動員上必要とするもの僅かに二萬五千名を開通したるに過ぎなかつた。昭和十四年度に於ても時局上必要なる事業の用に供する者に限定し、其の加入申込九萬三千餘に對し僅かに二萬五千名を増設した。而して昭和十五年度も略前年度の方針を踏襲したのであるが特別受理の申込期間外に於ける突發的な需要に對處する爲所謂期間外申込の制度を新に設けた。此の結果受付期間内の申込數十三萬一千餘、期

間外一千三百餘に對し一萬九千名を増設した次第である。昭和十六年度に於ても亦略前年度の方針を踏襲し此の結果受付期間内申込數十萬二千餘に對し五千八百名を増設した次第である。

昭和十六年度末現在加入数は百六萬九百六十四名にして單獨百四萬二千七百三十六名、共同一萬七千二百六十九名、連接九百五十九名である。連接加入は昭和十三年一月一日實施の改正電話規則に依り廢止せられたが工事上の都合にて前記の如く約一千の未整理加入を残し其の名残を止めてゐる。

今電話普及状況を見るに全國平均は面積に於て百平方キロ米當二七七加入、人口千人當一四、五加入にして之を更に府縣別に検討すれば人口に對する普及率に於て全國平均を凌駕するものは東京、神奈川、愛知、福井、石川、大阪、京都、兵庫の八府縣にして主として大都市を有する府縣に限られて居る。之は加入電話が大都市に集中し居る事實を如實に示してゐるのである。今具體的に人口千人當加入者數を示せば東京府二九、四、大阪府二八、四、京都府二八、四、兵庫縣二一、六、愛知縣一八、四、石川縣一六、三、福井縣一五、二の順位で最も普及率の低いのは沖繩縣の二、二、鹿兒島縣五、五、茨城縣六、一である。(電話加入數統計二九一頁参照)

八、電話利用狀況

1、内地 通話

我國の電話は明治二十三年東京及横濱の兩地に交換業務を開始したのに源を發するが、當時此の文明の利器に對する世人の知識は意外に乏しかった爲、加入者は僅かに東京百七十九名、横濱四十五名に過ぎず、一加入當平均一箇年間の市内通話利用度數も二千度内外にして、創始年度に於ける總度數は二十五萬餘度であつた。然し乍ら日清、日露、歐洲大戰及日支事變を経て我國は戰爭の都度劃期的に飛躍し、政治、産業、文化等の發展に伴ひ電話の利用も漸次増加して來た。

創業以來明治二十八、九年及大正九年以降大正十四年頃迄の間に於て稍利用度數の減少を見た以外はすべて増勢を辿つて來たが昭和十六年度に於ては前年度に比し一分減少、一加入當り一箇年利用度數は五千五百四十四度一日平均一五、四度である。

最近十箇年間に於ける一加入當平均通話度數及對前年度増加割合は左表の通りである。

年 度	加 入 數	市 内 電 話 通 話 數	對前年度 增加割合	一加入當平均通話度數	
				一箇年	一 日
昭和七	七六、一五	三、三三三、八七、四七	〇・三	四、二六三	一一・七
八	七六、五八	三、六〇一、四六、三三	一一	四、五三一	一二・四
九	八三、〇四	三、八四一、二九、八九	〇・六	四、六〇七	一二・六
一〇	八七、四七	四、〇二九、〇六、三六	〇・五	四、六三九	一二・七
一一	九四、三〇	四、四四一、二四、三九	一一	四、八八三	一三・四
一二	九八、〇〇	四、七九一、一七、六六	〇・六	四、八三六	一三・三
一三	一、〇〇六、四九	四、九七七、三五、七五	〇・五	四、九五四	一三・五
一四	一、〇三三、三三	五、〇七九、二九、二〇	一・〇	五、二九三	一四・五
一五	一、〇五三、七六	五、九一九、一七、〇八	〇・八	五、六三六	一五・四
一六	一、〇七〇、四四	五、八八一、七〇、三〇七	〇・一	五、五〇四	一五・二

(備 考) 市内電話通話數は加入者相互間發信、非加入者發信の有無料合計とす。

次に市外通話は明治二十二年東京熱海間に公衆通話が開始されてより漸次全國に普及したのであるが、其の利用は市外回線及通話局の増設或は即時通話、準即時通話等の新方式採用に伴ひ逐年激増し、明治二十三

年度には僅に八千通話に過ぎなかつたものが同四十三年には九百三十七萬通話となり、二十箇年間に千倍以上の増加であり、更に次の十年後、大正九年には四千八百八十六萬通話、昭和五年には一億六千七百十七萬通話と、十年毎に四倍以上の激増振りを示し、昭和十六年には實に四億五千二百萬通話に達し創業以來今日に至る迄五十年間終始増嵩の一途を辿り、一回も前年度より通話数の減退を見たことがなかつた。即ち大正九年は大戦景氣の反動を受け、凡ゆる經濟統計は前年より低下し、内外電報通話数も亦急減したが、市外通話のみは八年度の三千九百萬通話に對し九年度は四千二百萬通話と増加してゐる。又大正十三年度は從來の一通話五分制を三分制に改め實質上相當の値上げを行つたにも拘らず、通話数は前年の六千二百萬通話より七千四百萬通話と約二割の増加を示してゐる。此の一事を以てしても市外電話の増進振りが容易に察知し得られる。尙最近十箇年間の市外電話の對前年度増加割合を示せば左の通りである。

年 度	市外電話通話數	對前年度増加數	同 上 割 合
昭和七	一〇、六五、三六八	一〇、六〇一、七五九	〇・六割
八	一一、六四、五〇〇	二〇、六九、一七二	一・二
九	二二、六九、五二四	一一、一八、九四〇	一・二
一〇	二七、六九、八六三	三、〇〇〇、三三九	一・一
一一	三〇、七、七三三、四三九	三、九四三、五七六	一・二
一二	三三、五、〇〇、三三三	三、八、七、七九	一・一
一三	三六、九、〇、三九九	一、九、一〇〇、一七七	〇・六
一四	四一、〇、一、八〇三	五、〇、一、一、三三三	一・三
一五	四四、五、六、七、二九五	三、八、五、九、九二二	〇・八
一六	四五、六、六、〇、三三六	一、二、七、五、〇、七	〇・二

(内地通話統計)

(頁参照)

口、外地通話

内地朝鮮間の通話は昭和八年一月十五日より開始せられ、其の通話状況は昭和八年度に於ては發著信總通話數八萬餘に過ぎなかつたが、昭和十二年度に於ては十七萬餘となり、更に今次事變の勃發以來大陸との關係密接の度を加ふるを反映して昭和十三年度には一躍二十七萬餘に上り、僅々五箇年間に三倍以上の躍進的累増となつたが昭和十六年度は更に激増し五十三萬餘に達した。

内地臺灣間の通話は昭和九年六月二十日より開始せられ昭和十年度に於ては發著信總通話時數二萬八千餘に達し、其の翌年には約七分を増加し三萬を突破した。昭和十二年度に於ては二萬六千餘となり前年度より約一割二分減少を示したが昭和十三年度以降は再び増勢に轉じ昭和十六年度に於ては五萬四千餘に達した。

内地樺太間の通話は昭和九年十二月十二日より開始せられ昭和十年度發著信總通話時數は四萬二千餘であつたが逐年増加し昭和十六年度に於ては十六萬六千餘となつた。

内地南洋群島間の通話は昭和十六年五月十四日より開始され、昭和十六年度の發著信總通話時數は五千餘である。

九、電話收入狀況

電話收入の歳入科目は電信收入と同様切手收入と現金で收納する電話收入の二目があり、電話收入は更に市内電話料、市外電話料、外國電話料、専用電話料、公衆電話料、加入料、請願電話費納付金及電話雜收の八つの節に細分されてゐる。

昭和十六年度に於ける切手及現金收入の總額は二億九百三十九萬圓で通信事業特別會計業務勘定全收入五億五千百一萬圓の約三割八分を占めてゐる。

而して右の中市内電話料は一億五百九十一萬圓で全電話収入の五割六厘、市外電話料は九千五百九十五萬圓で四割五分八厘、外國電話料は二百二十二萬圓で一分一厘、専用電話料は四百六十萬圓で二分二厘、電話雜收は六十三萬圓で三厘を占め、他の合計は九萬圓であつた。茲では本収入の根幹をなす市内電話料及市外電話料に付て其の概要を述べることとする。

イ、市内電話料

本収入は切手収入の市内電話料、名義變更料、電話機移轉料及現金収入の市内電話料並に公衆電話に依る市内通話料より成り年々電話加入者の増加及電話通話取扱局並に公衆電話所の増設に伴ひ累増するものである。従つて國際關係の緊迫に基く物資の統制が電話擴張にも影響し施設の擴張は意に委せぬので市内電話料収入も前年度に比し百五十四萬圓即ち僅か一分五厘の増加であつた。

ロ、市外電話料

市外電話料は切手に依る市外電話料、現金収入の市外電話料及公衆電話に依る市外通話料を合計したもので主として市外電話回線の増設に伴ひ年々増加するものであるが、市内電話料と異り社會狀勢の推移に左右されることが多いのを特色とする。

昭和十六年度は前に述べた通り九千五百九十五萬圓で前年度に比し五百九十五萬圓、六分六厘の増収であつた。

増収額の主なものとしては市外電話料の五百七十九萬圓であつて市外電話料の増加原因は回線の増設と時局産業の利用増加が挙げらる。

十七年度は引き続き増加を示し八月迄の累計に於ては二割八分六厘の増加で時局産業の利用増加に依るものと認めらる。

一〇、官應用及私設電話

イ、官應用電話

官應用電話は官應用電信と同様明治三十三年八月制定された勅令「官應用ノ電信及電話ニ關スル件」に基いて施設するものである。而して我が國で電話が始めて實用に供せられたのは明治十年十二月本省と宮内省との間であるが、其の後間もなく鐵道警察の官廳でも施設し漸次増加して來た。

其の施設狀況を昭和十七年三月末現在に於て見るに回線數七三、五二六、線路亘長五三五、一五二杆、電話機數一二三、〇八一箇で前年度末に比し亘長は一%、電話機數は二%の増加である。尙之を施設目的別に見ると線路亘長に於て、鐵道、軌道、火防、營林等の事業専用が全體の五九%、警察及刑事訴訟事務用が三九%で大部分を占め、他は電報送受用及近接地連絡用施設である。

ロ、私設電話

私設電話は私設電信と同一の制度に依り施設するものであるが、此の制度は明治十八年七月改正の電信條例中に電機私設の章を設け電氣の機器を以て通信傳話及號報を爲すものに付規定されたのに始まる。而して同條例に基き私設電線規約電信電話線私設條規等制定せられたが、三十三年に至り現在の制度となつた。

私設電話の昭和十七年三月末現在に於ける施設狀況は回線數二五、〇七五、線路亘長一一七、六〇七杆、電話機數五八、一二二箇にして前年度末に比し〇、七%程度の減少となつてゐる。

次に線路亘長を施設目的別に見ると、電氣工作物規程本則第九十一條に依り施設する電氣施設の保安通信用が全體の六六%、鐵道、軌道、高壓電氣、水道等の事業専用が二九%で大部分を占め、他は近接地連絡用公共團體事務用、電報送受用の施設である。

ハ、鑛業特設電話

鑛業特設電話とは鑛業者の申請に依り同一人又は同一組合の經營に係る鑛業及其の直接附帶事業の専用に供する目的を以て逓信省の施設する特殊の電話利用制度である。

本制度は明治三十八年の創設に係るもので、専用を許可せられた者は逓信省の指示に従ひ電話施設に要する機械線路其の他一切の物件を供給し、其の設備維持を爲すものである。

今其の施設の現況を見るに電話所數三八七、回線數一七、三二一、線路亘長一〇五、〇一五軒にして前年度末に比し線路亘長のみは八%の減少を示してゐる。

4 無線電信

一、無線電信の起源

本邦に於て無線電信の研究に着手したのは明治二十九年（西曆一八九六年）であつて、即ち「マルコニー」氏が無線電信を發明した翌年である。當時逓信省に無線電信研究部が設けられ、鋭意研究の結果一の独自の方式を考案するに至り、明治三十年東京灣に於て海上一哩を距て、本邦最初の無線電信實驗に成功した。其の後種々改良工夫を施して遂に所謂「逓信省式」と稱する優秀な一方式を完成し、明治三十六年には長崎基隆間海上六百三十哩の長距離試驗通信に成功するに至つた。

一方陸海軍に於ても逓信省と相前後して研究に着手したが、明治三十三年には軍艦に無線電信機を装置して移動通信の試験に成功し、斯くて明治三十七年の日露の國交斷絶するに及び始めて實用に供せられ、殊に明治三十八年日本海々戰に於ては哨艦信濃丸が無線電信を以て「敵艦見ゆ」の通信を發して海戰の勝因を爲した。而して明治四十一年には海岸無線局及船舶無線局を設置して、船舶陸地間に本邦最初の無線電信に依る公衆通信の取扱を開始するに至つた。

二、無線電信取扱局所

本邦に於ては當初無線通信事業は凡て之を政府專掌とした爲無線電信に依る公衆通信取扱局所も凡て官設のみとし、明治四十一年銚子に海岸無線局を、又東洋汽船所屬天洋丸に船舶無線局を設置して船舶對陸地間の公衆通信に利用したのを嚆矢とし、漸次海岸無線局及船舶無線局を増設したのであるが、其の後無線電信の進歩發達に伴つて船舶の航行安全上竝に船舶對陸地間通信の必要が急激に増大したのに鑑み、政府は之が

普及を圖る爲、大正四年從來の無線事業の國營主義に幾分の修正を加へて無線電信法、私設無線電信規則及私設電信私設無線電信公衆通信取扱規則等を制定實施し、日本郵船所屬豊橋丸及若狭丸に本邦最初の無線電信取扱所を設置したが、其の後漸次普及するに至り、更に大正十四年船舶無線電信施設法の實施並に昭和九年船舶安全法の實施に伴つて船舶無線電信の施設は急激に増加した爲公衆通信を取扱ふ局所も急増を見るに至つた。又昭和十三年には比較的小型の漁船及貨物船等に對し特に簡易な無線電信取扱所の設置を勸奨して其の普及を圖つた。之が爲船舶無線電信中公衆通信取扱所を設置しあるもの現在約六割に達し、更に漸次増加の趨勢にあるのであるが、未だ十分ではなく更に一段と之が普及を圖る爲對策考中である。又之等の船舶無線電信局所に對應する海岸無線局も漸次普及し、官設局の外私設、官廳用又は軍用の無線電信を供用したもの等を設置し、更に漁業無線の發達に伴つて漁業通信専用の海岸無線局をも開設した。

陸上相互間の通信には有線電信の代用又は補助として國內主要都市連絡、小島嶼連絡、對外地連絡並對外連絡等に利用することとし、大正五年本邦最初の固定無線局として海軍軍用無線を供用して船橋無線電信局を設置し、又三重縣鳥羽、答志及神島に所謂小規模無線局を開設したが、大正六年には本邦最初の陸上無線電信取扱所としてラサ島無線電信取扱所を設置し、又舞鶴海軍軍用無線を供用して本邦最初の軍用無線に依る陸上無線電信取扱所を開設した。又航空通信用には昭和四年東京外六箇所に航空無線局を開設したのを始めとし、航空路の擴大に伴ひ漸次其の數を増加し、更に昭和十二年には内臺間定期航空の「ふじ」號及「いたか」號に本邦最初の無線電信取扱所を設置した。航空機の無線電信取扱所の普及率が僅なのは蓋し船舶通信に比し航空通信の特異性に因るものである。

三、無線電信機械

明治四十一年事業創始當初に於ける無線電信の機械は、送信機に火花式と稱する減幅電波送信機を用ひ、

又受信機にはコヒラー又は水銀檢波器と稱する極めて幼稚なものを使用してゐたので、その通達距離も僅々百裡内外に過ぎなかつた。然し間もなく鑽石檢波器が發明され受信機の能率は著しく向上し、次いで大正二年瞬滅火花式送信機が發明されるに及び無線通信は急激な進歩を見るに至つた。その後電弧式、發電機式の如き持續電波送信機が發明されるに伴ひ、通達距離は益々擴大し國際間長距離通信にも利用せられるに至つたが、更に無線通信に革命的發展を齎したのは三極真空管の發明に伴ふ真空管式送受信機の實用であつた。殊に放送無線電話の如きは真空管の出現に依り始めて實用の域に進んだと言つても過言ではない。水冷式真空管の發達は大電力送信の可能となり、商用通信に、放送に、受信品質は著しく改善せられ、無線通信の確實性は一段と増進した。次いで四極管、五極管と多極管の出現となり、高度の選擇性と増幅度とを有する優秀な受信機が製作せられるに至つた。更に水晶片を發振子とする水晶式送信機が發明されるに至り、發射電波の安定度、純粹性は愈々高度化された。

四、無線電信従事員

無線電信に依る通信は電波の特性上深遠な學理と高等の技術を會得する通信従事者に依り行はれるのを必要とするのみならず、海上又は空中に於ける人命財貨の安全上重要な責務を帯ぶるものであるから、國際電氣通信條約附屬無線通信規則及我無線電信法規に於ても、當初から無線通信に従事する者は必ず所定の學術技能を有し、且一般私設無線電信の通信に従事する者は政府の交付する資格檢定合格證書を有する者たることを要求してゐる。

現在私設又は官廳用無線電信の通信に従事し得る者の資格等級は第一級、第二級、第三級、航空級及聽守員級であつて、夫々其の通信に従事し得る範圍を異にし、又船舶に於ては當該無線電信主任通信士となるには航路、旅客定員等に應じ一定の實務經歷を要することとなつてゐる。

無線通信士の養成は官設無線局の従事員に付ては當初より逓信官吏練習所に於て養成して來たのであるが、其の他の私設、官廳用無線電信の通信従事者に付ては政府は、大正八年以降社團法人電信協會をして無線電信講習所を設置せしめて無線通信士の養成に當らしめ、大正十四年以降毎年補助金を交付して之が事業を助成し、無線通信士の需給調節に資してゐるのである。又世界に誇る我國水産事業の發達を助成する爲漁船に對しては特に簡易な無線施設を極力奨励すると共に、之が通信従事者を各地に於ても養成せしむることゝし之に對しては講師の派遣並に檢定試験の臨時施行等漁船無線通信士の需給調整には特別の措置を講じて來たのであるが、現下の諸情勢は、船舶、航空機及陸上各方面に於ける無線施設の急激なる擴充を促し之が運用に當るべき無線通信士の極度の拂底を招來せると共に無線通信士の職責亦愈々重要性を加へ從來の施策を以つてしては到底量質共に時局の要請に副ひ得ざるに至りたる爲昭和十七年四月一日當省所管の官立無線電信講習所を創立前記電信協會管理無線電信講習所を接收して其の養成施設を擴充し大東亞共榮圈全般の需要に應ずべく一貫した計畫養成に依り優秀なる無線通信士の豊富なる供給を圖りつゝあるのである。

五、無線電信制度

本邦に於ては當初無線事業の國營主義を採用することゝし、明治三十三年電信法中私設に關する事項を除くの外、之を無線電信に準用する旨の逓信省令を公布して無線電信の政府專掌の趣旨を明にした。次いで大正四年には無線電信法及私設無線電信規則（昭和八年私設無線電信無線電話規則となる）を制定して無線電信私設の制度を設け、更に大正十四年には船舶無線電信施設法を制定して一定船舶には無線電信施設を要することゝし、更に昭和九年には船舶無線電信施設法を廢止して新に船舶安全法を制定し、船舶無線電信施設の強制範圍を擴大した。之より先明治四十一年には無線電報規則を制定したが、爾來無線電信の利用範圍擴大に伴ひ漸次本規則に

改正を加へ、或は船舶氣象觀測報告規則、無線方位測定規則等關係法令の整備を行ひ、又大正九年には一般電報料の値上と同時に無線電報料金制度をも相當改正して今日に及んでゐる。

今無線電信に關する特殊制度に付て概略を述べれば次の如くである。

- (1) 氣象通信 船舶又は航空機の航行安全上氣象通信は特に重要なものであつて、「海上ニ於ケル人命ノ安全ノ爲ノ國際條約」に依り各國は此の種氣象通信設備をなすを要するものである。本邦に於ては明治四十三年中央氣象臺より發する暴風警報を各海岸無線局より海上艦船宛放送したのを嚆矢とし、其の後中央氣象臺、海洋氣象臺其他地方の支臺、測候所等の無線電信に於ても毎日定時に實況氣象報を放送することゝなつた。而して又航行中の船舶は毎日定時に其の觀測した結果を中央氣象臺宛通報することゝなつてゐる。
- (2) 報時 明治四十四年東京天文臺より銚子の海岸無線局を通じて毎日日本標準時に依る午後九時の報時信號の放送を開始し、其の後東京無線局よりも同様の報時放送を開始することゝなり、現在右兩無線局より長波、中波及短波の三周波數に依る同時放送に依り、日本標準時午前十一時及午後九時の二回に亘り日本式及學用式に依る報時信號を放送してゐる。
- (3) 放送無線電報 大正十三年には航行中の艦船又は交通不便の離島に在る受信人に宛て、無線電報に依る「ニュース」放送を開始し、現在は長波及短波の同時放送に依り同盟通信社發信の内外重要「ニュース」を日本語及英語を以て一日四回放送してゐる。
- (4) 航行警報放送 大正十五年には海上船舶の航行上の危險警戒に備へる爲、暴風警報及水路告示中緊急を要する事項を東京無線局より毎日定時に一般艦船宛に放送し、其の後各海岸無線局に於ても之を取扱ふことゝした。又航空通信に於ても之に倣ひ實施してゐる。
- (5) 無線方位測定通信 濃霧等に際して船舶又は航空機の航行安全に資する爲之等の無線施設より電波

を發射し、此の電波の到來方向を無線方位測定機に依り探知して船舶又は航空機の位置を測定する無線方位測定通信は、本邦に於ては大正十五年試驗的に無線羅針業務を開始したのを嚆矢として漸次普及し、現在無線羅針局十三局に達してゐる。又一方無線標識業務は昭和二年の開始を嚆矢とし、漸次發達して現在其の數三十二局に達してゐる。又無線方位測定機を裝置する本邦船舶數は漸次増加して現在其の數四百隻に達して居る。

- (6) 漁業通信 漁船無線施設は大正八、九年頃より漸次其の施設を見ることになつたのであるが、遠洋漁業の發達に伴ひ急激な増加を示し、今や漁船無線數内外地を併せ一千を越え、之が對應陸上施設も道府縣水産試驗場又は漁業組合等により各地に設けられ、其の數二十九箇所に達してゐる。之等の漁船は無線を活用して、漁業氣象其他航行上の緊要な通信を爲すと共に、或は漁場附近の陸上無線施設より漁獲の指導を受け、或は海洋上他の漁船との間に漁況海況等漁獲操業上必要な通信を交換し、極力漁獲確度の向上に資してゐる。一面防空機關として頗る重要な使命を有してゐるのである。
- (7) 航空通信 昭和四年我國最初の商業定期航空の開始と同時に東京外六箇所に航空無線局を開設して航空無線通信の取扱を開始したが、更に昭和十五年には現在の發達せる航空事業の圓滑な運行に資し、以て特異性を有する航空通信の基礎的の確立する爲航空無線電報規則を制定した尙現在に於ては航空無線局十九、航空機の無線電信施設數は増加の趨勢顯著なものである。
- (8) 醫療無線電報 昭和十三年に創設した制度であつて、航行中の船舶内で船員、船客等に傷病者の發生した場合、船長は醫師の乗組んで居る他の船舶又は遞信大臣の指定した陸上病院に對し醫療手當上の指示を求めるもので、之が關係電報は特に優先順位と低額料金を以て取扱ふものである。
- (9) 同報無線電報 昭和十五年に創始した制度であつて同盟通信社本社から全國主要都市に在る同社支社局に宛て發する「ニュース」並に中央官廳から全國地方官廳に宛て發する緊急指令通信等を取扱ふ

爲無線電信を以て東京より送信し之を全國同時に受信するものであつて、現在受信箇所内地三十四、外地十に達し之が料金は其の特質に鑑み特に低額となつてゐる。

六、官應用及私設無線電信

イ、官應用無線電信

官廳が事務執行の爲施設するものであつて、大正九年官應用無線電信無線電話に付いては勅令第三百五十六號「官應用ノ電信及電話ニ關スル件」を準用する旨制定せられ、之に基き同年十一月省令を以て其の施設範圍並に出願、届出方法等を規定したのであるが、現在主として鐵道事業、氣象事務、警察事務又は水産事業の監督若は指導の爲陸上又は船舶に施設するものが大部分を占め、大學又は専門學校等に於て學術研究の爲にする實驗用施設も亦相當多數ある。

ロ、私設無線電信

大正四年無線電信法及私設無線電信規則を制定して私設を許可することゝして以來船舶に施設するもの漸次増加し、殊に大正十四年船舶無線電信施設法並に昭和九年船舶安全法等の實施に伴ひ其の施設は急激な増加を示し、又航空機に於ては昭和五年日本航空輸送所屬の「しらさぎ」號外六機に施設したのを嚆矢とし其の後航空事業の急激な發展に伴ひ其の施設數は之亦増加の一途を辿りつゝある。

一方陸上に於ては大正六年實驗用として許可したのを嚆矢とし、大正十年には事業用無線電信施設を許可した。而して現在事業用としては道府縣又は漁業組合等に於て施設する水産事業用のものを大多數とし、其の他は各種鑛工業用のものである。又實驗用の施設を許可せられてゐる者は無線機器製作者各種工業學校及一般素人研究者（無線機器製作者の従業員を大多數とす）等である。

5. 無線電話

一、無線電話の起源

本邦に於ける無線電話は明治四十年頃より之が研究に着手したのであるが、鋭意研鑽の結果明治四十五年二月には遞信省電気試験所に於て鳥潟、横山、北村の三氏に依り所謂T・Y・K式無線電話機が發明せられ、海上三十哩の通話試験に成功するに至り世界の賞讃を博した。その後一層の改良工夫を施して大正五年四月之を伊勢灣口神島及答志とその對岸鳥羽とに装置し公衆電報の送受を開始したが、之こそ世界に於ける無線電話實用の最初のものであつた。

二、無線電話取扱局所

無線電話局所はT・Y・K式無線電話により大正五年鳥羽、答志、神島に所謂小規模無線として設置し、相互間電報送受の目的に使用したのを嚆矢とする。又對船舶通話は大正十二年神戸中央電話局と神戸灣内碇泊船舶との間に開始したのを嚆矢とし臺灣航路及鐵道省關釜連絡船との間に試験的に通話を取扱つたが、昭和三年之を制度化して無線電話に依る公衆通話の取扱を開始した。又昭和八年には山形縣飛島酒田間に本邦最の超短波無線電話に依る通話を開始した。

三、無線電話機械

本邦に於ては明治四十五年所謂T・Y・K式と稱する無線電話機即ち特殊の火花間隙を利用した單信方式無

無線電話が發明せられたが、その後三極真空管發振器の出現を契機として無線電話装置は飛躍的進歩をなし我國に於ては大正十年神戸中央電話局に装置し約一年半の實驗を行つた後、大正十二年先づ神戸灣内碇泊船舶と神戸市内電話加入者との間に通話の取扱を開始した。その後大正十五年頃より短波無線電話の實用を見るに及び、長距離無線電話業務の發達を促し、更に秘話装置を附加することにより通話の祕密を保持し得るに至つた。本邦に於ける短波無線電話の實用は、昭和五年頃より屢々對外中繼放送等に使用せられたことはあつたが、廣く公衆通話用としては國際電話株式會社の設立後である。尙小島嶼等の連絡用として超短波無線電話の實用を見るに至つたが、更に昭和十五年には青森函館間に海峽横斷超短波に依る搬送式多重無線電話を完成し、一装置を以て有線電話回線六回路に相當する通信路を設定して多重通信を爲し得るに至つた。

四、無線電話従事員

無線電話に依る通信に従事し得る者は無線電信に依る通信従事者と同様所定の資格を有する者たることを要し、其の資格等級は無線電信に依る通信従事者と共通資格たる第一級、第二級、第三級及航空級の外、無線電話に依る通信のみに従事し得る電話級の五種がある。

電話級通信士は主として小型漁船施設の無線電話通信に従事するのであるが食料増産と海上情報網整備の見地から政府は極力此の種施設を獎勵助成しつゝあり其の爲電話級通信士の需要は近頃増加を見たので之が養成に付ては特別の措置が講ぜられてゐる。

五、無線電話制度

大正三年電信法中私設に關する規定を除き、之を無線電話に準用する旨の省令を公布して無線電信と同様政府專掌の趣旨を明にし、又翌大正四年には無線電信法及私設無線電信規則を制定して無線電話の私設許可

の途を拓いた。一方無線電話に依る公衆通話は、大正十二年神戸中央電話局に無線電話を装置して神戸市内加入者と同港内碇泊中の船舶との間に通話の取扱を開始したのを嚆矢とし、昭和三年無線電話通話規則を制定した。其の後遠洋航路の優秀船舶に無線電話が施設せられたのに伴ひ、昭和十一年新に船舶無線電話通話規則を制定して國際電話と同様の優秀なサービスを提供することとし、料金も陸地船舶間通話は有線單一料金制とし、船舶の位置に依り一通話三圓、十二圓及二十一圓の帯域料金制を採り、船舶相互間は一通話三十五錢に改正した。次いで神戸、門司の兩無線電話局及近海航路以下の船舶に装置した中波無線電話設備を短波に改式し、之が通話料金に關し全面的改訂を加へるの必要を生じ、昭和十三年七月船舶無線電話通話規則を改正したのであるが、通話料金は原則として關係船舶の有する航行區域に依り遠洋、近海、沿岸各船舶通話に區別すると共に船舶の移動性を考慮し料金の合理化を圖つた。(尤も昭和十六年七月以來船舶通話の取扱は中止せられてゐる。)

六、官應用及私設無線電話

官應用及私設無線電話は、無線電信と同様大正四年無線電信法及私設無線電信規則の制定並に大正九年「官廳ノ電信及電話ニ關スル件」の勅令の改正に伴ふ官應用無線電信無線電話規則の制定等に依り、漸次増加した。而して官應用無線電話事務用としては主として鐵道事業、各種研究所又は警察事務等の爲に利用せられた。實用のものには各種學校又は研究所等に於て利用せられてゐる。私設無線電話は事業用としては主として水産事業又は各種鑛工業等の爲に利用せられ、實驗用のもは大體無線電信の場合と同様である。

6. 放送無線電話

一、放送無線電話の起源

放送無線電話は西曆一九二〇年（大正九年）十一月、米國ピッツバーグ市ウエスチングハウス電氣會社がKDKA放送局より音楽、ニュース等を放送したのを以て濫觴とし、其の偉大な效用は忽ち各國の視聽を惹くに至り佛國、英國、獨逸等相亞で放送を開始するに至つた。我國に於ては大正十四年三月放送を開始した東京放送局を以て嚆矢とする。

二、經營主體

我國に於ては大正十年初頭より放送無線電話に關する制度及經營方法等の調査研究に着手したが、大正十二年民營を許可するの方針の下に放送用私設無線電話規則を制定公布したのである。然し乍ら放送事業の機能並に國家的使命に鑑み、營利會社の經營を排し之を公益法人に委ねると共に之が經營は飽く迄不偏公正ならしめ、公共的國家的使命を達成するに努めしむる必要よりして、之を政府の嚴重な監督の下に運營せしむる方針を確立し、大正十三年末より同十四年初頭にかけて社團法人東京放送局、同大阪放送局、同名古屋放送局に對し設立及施設の許可を與へ、同年三月より七月迄の間に於て夫々放送業務を開始せしめたのである。

事業創始の當時に於ては、一般にラヂオは娛樂機關視せられ其の經營は相當困難と思考せられたので、先づ地域、人口、文化の程度等を參酌し之を前記三都市に許可したのであるが、放送開始以來僅かに一年有餘の大正十五年九月末迄に聽取者數三十四萬五千餘人に達するの盛況を示した。而して之等聽取加入者の大部

分は放送局所在の大都市市民に限られ、放送局より遠い地方に於ては聴取施設及其の維持に多額の費用を要する爲其の普及十分ならず、従つて之等各地方に在つては放送局設置に對する要望極めて熾烈なものがあつた。然し乍ら各地方に於て放送事業が獨立することは經濟的に經營困難であるのみならず放送材料にも行詰ること明らかなことであつたので、放送事業は之を全國的に統一し鞏固な基礎の下に經營せしめるのを適當なりと認め、大正十五年八月既設三放送局を合同し新に社團法人日本放送協會の設立を許可し、茲に内地に於ける放送事業は全く統一せられるに至り今日の隆昌の基礎を築いた。

三、放送施設

放送設備の擴張改善は、全國を實用聴取区域内に置くことに主目標を置き、放送局の増設、放送電力の増大、中繼連絡線の整備等の全國的放送施設擴張計畫等を樹立して爾來之が達成に努めて來た。即ち昭和三年に廣島、熊本、仙臺、札幌の四主要局を開設したのを始めとし、各地の感度、地形、地勢、人口の分布状態等を考慮して續々と主要地に放送局を建設した。昭和十七年九月末に於ける全國放送局数は四十五局に達して居る。又放送局の使用電力は最初一キロワット以下のものを原則としたが其後簡易な受信機に依り聴取し得る様感度を増大する爲昭和三年には東京、同四年には大阪及名古屋の三局の放送電力を一〇キロワットに増力すると共に、新設の廣島、熊本、仙臺、札幌の各局は何れも一〇キロワットとした。更に二重放送實施の爲、昭和六年には東京、同八年には大阪及名古屋も夫々一〇キロワットの第二放送設備を増設した。然るに近時國際情勢の推移は尙一段と放送電力の増大を緊要とするに至つたので大電力放送施設計畫を樹立し既に東京は昭和十二年十二月より一五〇キロワット大電力二重放送を實施するに至つたが更に大阪及福岡にも實施の計畫である。かくて昭和十七年九月末現在に於て、放送電力は總計四〇八・九キロワットに達し、中繼連絡線の整備と相俟つて大放送網を結成してゐる。

次に放送技術の新分野を開拓する有線放送はラヂオ普及上且又無線放送が敵機の誘導を招來するといふ國防上の理由から其の急速なる實施が要望せられるに至つた。我が國に於ける有線放送は既に昭和十五年末前橋市に於て電燈線利用の有線放送の第一回實驗が行はれ、技術的可能性が略立證せらるゝに至り、其後數次に亘り、電燈線利用の實驗と併行して電話線利用の實驗が行はれて來たが、最近更に電話線及電燈配電線併用方式に依るもの發見せられ之に依れば電話一回線を以て聴取者數十を包含し得ることとなり其の普及性に期待せらるゝものあり、本格的有線放送網の完成を期し目下具體的計畫を進めてゐる。

又テレビジョンは歐米に於ても搖籃時代を脱せぬが我が國に於ては日本放送協會が中心となつて數年前より鋭意研究に努めた結果最近は歐米の技術に比肩し得る程度に進歩したものが出来るやうになり既に數度の公開實驗を試みた。未だ本格的にテレビジョン放送の實現を見る迄には至つてゐないが、然しテレビジョン研究に基く副産物は通信界のみならず諸方面に及ぼす影響が甚大であるので一層技術の向上を圖る爲鋭意研究を進めてゐる。

次に短波に依る對外連絡設備は、初期に於ては遞信省の設備を使用してゐたが國際電氣通信株式會社設立後漸次同社の國際無線電話回路が設定せらるゝに及び之を使用することとなり昭和九年三月以降外地及滿洲國の定期連絡放送が可能となつたのみならず其の他の各國との國際放送も優秀なる成績を示すに至つた。而して昭和十年六月よりこの短波設備に依り海外放送をも實施するに至つた。

四、聴取施設

聴取加入者数は逐年増加の一途を辿り創業七年後の昭和七年に百萬に達した。其後放送局の増設、聴取料の値下、受信機の改良等によつて益々加速度的な増加を示し十年四月には早くも二百萬を突破し、十二年五月には三百萬に達した。更に支那事變勃發以來はラヂオの機能が最高度に發揚せられ、十二年度には一年間

に六十七萬九千の増加を示して事業初期の五ヶ年間に略相當する加入増加を見るの活況を示した。然るに三年度に於ては戰時體制下に於ける種々止むを得ない外部事情に因つて加入増進の機運は多少減殺され、増入は再び上昇に轉じ十四年一月四百萬を突破した加入者数は其の後僅々一年四月を經過した十五年五月五萬を更に一年二月を經過した十六年八月初旬に六百萬を突破し十七年八月現在では六百七十五萬を算するの好況を示して居る。

然し乍ら聴取加入者六百七十五萬と雖もその普及率は昭和十七年八月末現在に於て内地全世帯數の四割七分弱（都市六割六分、郡部三割三分）にして諸外國の普及状況と比較すれば我國の普及順位は世界第十三位に當り、瑞典、諾威、丁抹等の小國にも及ばない劣勢であり尙相當普及の餘地がある。（聴取無線電話施設統計三二二頁参照）

五、放送無線電話制度

イ、法令關係

大正十二年十二月無線電信法に基き放送無線電話の民營を許可する方針の下に、放送施設並に聴取施設に關する出願方法、使用機器裝置、運用方法及料金等を規定した放送用私設無線電話規則が逡信省令を以て制定施行された。其の後放送事業の發展と重要性に鑑み料金の減免、放送従事者の選任及解任、機器裝置の検査等に關する規定が追加せられたが、昭和十四年八月には公益に關する命令放送及標準受信機認定制實施に關する條項を加へた外、同一年一月に聴取施設に對する許可料の減額、施設願書の通信官署取扱、試験の容認、掲出用許可章の新設等聴取普及獎勵を目的とする改正が行はれた。次で放送の新形態たる有線放送の實施に伴ひ同年九月放送用私設無線電話規則に必要取締規定を追加すると共に「高周波電流ヲ使用スル通報信號施設ニ無線電信法準用ノ件」私設電信規則及無線通信機器取締規則等關係省令の改正が行はれた。

ロ、料金關係

(一) 特許料

特許料は（放送無線電話施設者即ち社團法人日本放送協會が放送無線電話を施設することを特許せられたのに對し政府より課せられる所謂特許料である）創始當時は放送無線電話一施設に付一會計年度毎に五百圓の施設特許料を徴收したが、昭和三年四月より一會計年度毎に當該放送無線電話に對する聴取契約一箇に付二十錢の特許料を徴收することに改められて今日に及んでゐる。

(二) 許可料

許可料は（聴取無線電話施設者即ち聴取者が聴取無線電話を施設することを許可せられるのに對し政府より課せられる所謂手数料である）創始當時一施設に付一會計年度毎に聴取特許料として二圓を課して居たのを其の後一圓に引下げた。更に聴取普及に資する爲昭和三年四月より之を改め許可料として施設許可の際一回限り一圓を課することとして來たが、時局に鑑み一層聴取者の普及促進に寄與する爲昭和十四年十一月より許可料を五十錢に減額し、且之れは特殊のものを除き日本放送協會に於て負擔し代納することに改められた。

(三) 聴取料

聴取料は（放送無線電話施設者即ち社團法人日本放送協會が聴取無線電話施設者即ち聴取者より徴收する料金である）創始當時は東京、大阪及名古屋放送局に於て各個に一定の聴取料を徴收して居た。其の後大正十五年八月日本放送協會の經營に移つてからは一律に聴取契約一箇に付き一圓を徴收して居たが、昭和三年四月より之を七十五錢に、更に昭和十年四月より現在の五十錢に値下げされた。以上が料金制度變遷の概要であるが、ラヂオの公共性に鑑み一面不法聴取施設を嚴重に取締り公平な負擔

と其の軽減を期すると共に、他面薄遇者其の他で公益上許可料及聴取料を免除するを適當なりと認められる者に對し、免除の方法を講じて之が施設を奨勵して居り、之等許可料及聴取料を免除せられるものは昭和十七年六月末現在に於て四十三萬一千四百三十八件にして中聴取料を免除せられるもの四萬一千四百九十七件に達してゐる。

六、海外放送

海外放送は、海外に對する宣傳啓發並に在外同胞の慰藉といふ純然たる國家的使命に立つ短波長に依る放送である。従て本放送には相當巨額の經費を要するのであるが、聴取者には聴取料を課することなく、日本放送協會の手に依つて運営せられて居る。此の海外放送は國際無線電話用の二十キロワット送信機を利用して昭和十年六月一日開局したのであつて、當時は、布哇、北米西部方面向けに毎日一時間の放送に過ぎなかつたが、専用の五十キロワット送信機が完成し十二年一月より歐洲向、北米東部及南米向、海峽殖民地、ジャバ及濠洲向の三方向を増設し本格的放送の基礎を確立した。其の後支那事變勃發するや放送機能を大いに發揮する爲、放送時間の延伸、使用外國語の増加等極力之が擴充に努め昭和十三年一月よりは北米東部及南米向放送を北米東部向と南米向の二方向に分離し、同十五年六月よりは布哇向、西南亞細亞向の二方向を増設し、昭和十六年一月一日よりは更に専用五十キロワット送信機一臺の完成に伴ひ新に近東向、中南米向、皇軍將兵向、濠洲=ニュージーランド向及南洋向の五方向を増設し、茲に我が海外放送は面目を一新し五十キロワット二臺及二十キロワット一臺の送信機を使用し西南亞細亞、近東、歐羅巴、中南米、北米東部、北米西部、布哇、南米、濠洲=ニュージーランド、南洋、前線、支那南洋向の十二方向に對し日、支、廣東、福建、英、獨、佛、伊、蘭、西、葡、泰、ビルマ、ヒンヅ、馬來、アラビヤ語の十六ヶ語を以て毎日四十時間の放送を行ひ、異色あるプログラムを以て國際電波戰に華々しい活躍を演じたのであるが、昭和十六年九月二十四

日より從來の地帯別編成を重點主義に改め、大東亞共榮圈に對する放送を強化擴充すると共に、「歐洲向」「近東向」等々の呼稱を廢して「第一送信」「第二送信」等々と呼稱することとなり、同時に從來の十二送信を七送信に集約せられたのである。

其の後大東亞戰爭の勃發に伴ひ戰局の推移に對應し屢次の擴充強化を見たのであつて、現在に於ては我が海外放送は第一送信より第七送信までの七方面に對し毎日延五十一時間、二十ヶ國語を以て國際宣傳場裡に目覺しき活躍を續けて居るのである。而して近々新鋭五十一「キロワット」送信機一臺を使用することとなり居るのでこれに依り我が國海外放送は更に一段と擴充強化せらるゝ筈である。

七、放送無線電話收入狀況

放送無線電話收入は、ラジオ受信施設の許可を申請する際に納付する聴取許可料と放送施設を特許された報償として聴取者數に應じ課せられる放送特許料との兩者から成つて居るもので、現在は何れも日本放送協會が納付することになつてゐる。其の收入概況を略述すれば次の通りである。(放送無線電話收入統計参照)

イ、聴取許可料

大正十三年度は創業早々であつた爲收入額は僅かに一萬二千圓足らずであつたが、翌年度には一躍三十三萬圓となつた。爾來逐年増加して來たが、昭和三年度に至り從來一會計年度毎に二圓宛納付を要した許可料が許可申請の際のみ一圓納付することに改められたので、新規聴取者數は前年度に對し約二倍半に激増したにも不拘收入額は却て三割を減じ三十萬圓に低減した。其の後昭和七年に一圓であつた聴取料を七十五錢に低減し、昭和十年には更に之を五十錢に改めたので一般的に相當利用を促したが、尙此の間放送局の増設も相次で實施せられた爲地方的にも聴取者の増加を招き相俟つて增收の原因を成したのである。就中昭和十二年度に於ては好景氣の反映と支那事變の發生とに依り前年度に比し十八萬圓即ち約三割を増加し八十九萬圓

となつた。

次いで昭和十四年度は歐洲動亂の勃發及好景氣の影響を受けた爲新規許可件数は前年度に比し一割四分の増加を見たが十一月に至り従來一圓であつた本料金を五十錢に低減された爲収入額に於て八萬圓の減收となり、更に昭和十五年度に於ては前年度に比し二十萬圓の減收となつた。昭和十六年度は大東亞戰爭勃發により十七年一月以降急激に増加し十二萬圓となり割合にして二割一分七厘の増收となつた。

ロ、放送特許料

創業當初は一會計年度毎に五百圓宛を徵收する規定であつたが、昭和二年度迄は假放送中であつた爲特に之を免除し、翌三年度より一會計年度毎に前年度末聽取者一名に付二十錢宛と改められ現在に及んでゐる。従つて本収入は昭和三年度に至り始めて生じたのである。而して同年度の収入額は七萬六千圓に過ぎなかつたが其の後聽取者の飛躍的增加に伴ひ躍進を續けてゐる。就中昭和十三年度の収入額は七十萬圓に達し前年度に比し十二萬圓、割合にして二割を増加した。之は聽取許可料の事項に於て述べた如き諸種の事情に因り右の如く増收となつたのである。昭和十六年度の収入額は百八萬圓となり更に昭和十七年度の収入額は百十七萬圓となり前年度に比し九萬圓、割合にして八分四厘の増收となつた。

7. 東亞電氣通信

一、東亞電氣通信連絡の沿革及現狀

イ、日滿間電氣通信連絡

日滿間電氣通信連絡は日露戰役中敷設した佐世保大連間海底電信線を以て嚆矢とし、爾來大正八年に至る迄日滿間通信は同海底線及朝鮮中繼に依る京城奉天線に依り取扱はれつゝあつたが、同年五月朝鮮經由の東京大連線を開設し、更に逐年激増する日滿通信の圓滑な疏通を圖る爲大正十年長崎大連間に海底線を、又其の後東京、大阪、下關の各地と奉天及大連との間に有無線連絡を設定し、我國と關東州及滿鐵附屬地相互間の通信は極めて緊密となつた。而して右地域以外の滿洲地方に於ける電氣通信は主として中華民國政府の經營にかゝり、同一地域に二箇の同種事業對立し制度及手續に格段の相違があり、公衆の不利不便甚だしものがあつたが、昭和八年滿洲電氣電話株式會社の設立に伴ひ爾後同社が滿洲國に於ける電氣通信を統一運營することゝなつたので、遞信省會社間に於て、帝國政府通信系（日本内地、朝鮮、臺灣、樺太及日本委任統治南洋群島）又は芝罘日本電信局と、滿洲會社通信系（關東州及滿洲國）との間に於ける電信電話の取扱に關し協定を締結し、兩國間通信業務は一段と飛躍を見た。當時の連絡線は海底電信三條（芝罘大連線を含む）陸上有線電信四回線（鮮滿間を除く）及無線電信三回線（鮮滿間を除く）であつたが、其の後滿洲國の基礎確立するに伴ひ彼我間通信は増嵩の一途を辿り、之に對應せんが爲有無線電信の増設を圖ると共に東京新京間及東京大連間に無線電話連絡を開設し、更に今次事變勃發により兩國間の通信は激増を見たので、曩

に昭和十一年度より建設中の日滿長距離ケーブルの完成により昭和十三年大阪奉天に待望の有線電話の開通を見、其の後逐次増設せられたが、昭和十五年九月日滿首都も直通有線電話に依り結ばれることゝなつた。尙日滿間ケーブルに搬送波を重疊する有線電信も昭和十三年十二月以來續々増設せられつゝあるのである。

ロ、日支間電氣通信連絡

日支兩國間に始めて電氣通信連絡の設定を見たのは明治四年のことで、丁抹大北電信會社の長崎上海間海底線を以て嚆矢とする。明治の初年庶政未だ充分整はなかつた時代に既に斯る高速度通信機關が出現し、單に支那一國のみならず歐米各國に對しても電氣通信の途が開けたことは我國政治、經濟、文化の發展上甚大な影響を齎したことは云ふ迄もない。然し乍ら其の後同社は英國大東電信會社と提携して東亞の對外電信を獨占し、日支兩國の自主的通信網建設を不可能ならしめた結果日支通信關係は何等進展を見ず、漸く明治三十一年に至り清國電報公司所有の淡水川石山線買収に成功し對支通信の一部を自營するに至つたのである。其の後明治四十二年には大連芝罘線、大正三年には長崎上海線、更に其の翌年には佐世保青島線を敷設し對支通信は稍改善せられたが、之等は何れも局部連絡に過ぎず而かも大北大東兩社の掣肘を受け充分其の機能を發揮し得なかつたのである。仍て我國は昭和五年支那に於ける前記外國會社の獨占權終了を機とし、之等各海底線の將來に關し支那政府と種々協議を重ねたが、支那側の事情に因り遂に正式調印に至らず暫定的に從前の状態を維持することゝなつたのである。然るに昭和十五年五月我國は大北電信會社に對する特許狀の更改を行ひ、同年六月一日より會社海底線の長崎端を遞信省に於て運用すること、會社海底線に依る日滿支相互間電報の取扱は同年末迄を限り之を廢止すること、會社海底線の長崎に於ける陸揚權を昭和十八年四月三十日迄に限ることゝし、我が對外通信に一新紀元を劃した。

他方無線通信に付いては昭和九年日支間無線連絡協定成立し、同年六月東京上海國際電臺間及十一年六月東京天津間（後本邦側連絡局を大阪に変更）の直通無線電信連絡並に昭和十一年二月東京上海間無線電話連絡を開始し、日支間電氣通信は漸く自主獨立の域に達したのである。

尙今次事變の勃發に伴ひ長崎上海線を除くの外總ての有線連絡は一時通信を中絶するの已むなきに至つたが、支那に於ける皇軍の進出に伴ひ通信連絡の應急的復舊に努め、更に北中支蒙疆の各地域に新政權の樹立せられるに及び之等各地域に於ける通信關係機關と協力し日支間通信の整備擴充に邁進しつゝある。即ち本邦と北支方面との通信に付いては滿洲、蒙疆及華北の各業者と協力し昭和十二年本邦と北支及蒙疆間に發着する電報を日滿間連絡線經由にて取扱ひ得ることゝしたが、翌十三年以降に中絶したる有線電信連絡を復舊する一方十四年には東京張家口間無線電信及大阪天津間有線電話を開設する外、内地華北の主要都市間に回線の新增設をなし、昭和十五年には天津中繼に依り内地蒙疆間の通話取扱を開始するに至つた。

本邦と中支方面との通信に付ては昭和十三年大阪上海（日本電信局）間無線電信回路を新設する外事變に因り中絶したる無線電信電話連絡を復舊した。而して其の後も引續き回線の新增設は行はれてゐるが昭和十六年には東京上海間に歐文専用無線通信回線が増設せられ次いで昭和十七年には東京南京間及大阪漢口間に直通無線電信連絡が開設せられた。

南支方面に對しては廣東、厦門（鼓浪嶼を含む）、汕頭、海口との間に臺灣經由に依る通信の途が開かれたが昭和十六年東京廣東間に無線電信連絡を開設し内地南支間に始めて直通々信をなすに至つた。

二、東亞電氣通信制度

イ、電 信

日滿間の電報は滿洲事變前に於ては關東州及滿鐵附屬地と本邦との間に發着するものは之を日華電報、其

の他は總て外國電報として各々其の取扱方を異にして居たのであるが、昭和八年九月滿洲全地域に於ける電氣通信事業を滿洲電信株式會社が統一經營することになつたので、遼寧省は同社との間に日滿間電氣通信の取扱に關し協定を爲し、この通信協定に基いて日滿間は全面的に單一電報制度を採用することとなり昭和八年九月日滿電報規則及同無線電報規則が實施された。本制度は料金及和文電報課金單位の語數制其の他若干の特例を除いては殆ど全く内國電報に準ずるものであつた。

一方日支間の電報は從來芝罘日本局に發着する僅少の例外を除いては總て外國電報として取扱はれ、其の料金もフラン建となつて居り、和文電報を利用し得る地域も上海、青島、芝罘、天津及北京に限られて居た。而して今次事變の勃發に伴ひ、北支那に於ける主要都市が新に皇軍占領下に置かれるに及んで、昭和十二年九月一日、先づ之等地域と本邦との間に於て、暫定的に日滿電報の例に依る和歐文電報の取扱を開始し逐次之を蒙疆及南支那方面にも擴張すると同時に、中支那方面との電報に付ても上海のみであつた和文の取扱を長江沿岸の大都市に及ぼすと共に料金の低減を行ふ等、其の實際の必要に應じて來た。而して昭和十三年蒙疆地域に郵電總局、北支那に華北電信株式會社、中支那に華中電氣通信株式會社誕生し夫々の地域に於ける電信電話事業を經營することとなるに及び之等の暫定的制度を統合して日滿支を通じ劃一的な新電報制度を創設する爲、之等關係機關と協議整ひ、昭和十四年一月には日滿電報規則と殆ど其の軌を一にする日華電報規則及同無線電報規則を實施した。斯して從來外國電報として取扱はれて來た日支間電報は、新制度の創始に依り日滿間電報と同様殆ど内國電報に準ずる制度に歸せらるゝに至つた。

前述の如く日滿電報規則、同無線電報規則、日華電報規則及同無線電報規則の制定に依り日滿間、日支間電報は其の取扱方法に於ては大體同様のものとなつたが業務の準則に付ては日滿間、日蒙間、日華北間、日華中間等各當事者間に個々の取扱を爲す必要があり、之は大陸内各事業者間の取扱に付ても同様であつた。而して之等協定關係は事業者の増加に伴ひ非常に複雑となり、業務の條件にも幾多煩瑣なる差異を生じ、取扱

扱上は固より利用上よりするも不利不便が尠くなかつた。殊に時代の進運に伴ふ改善の如きも極めて多角的折衝を必要とし、爲に業務の統一的刷新の如きは全く困難なる状態に置かれたのである。よつて益々緊密なる提携と協力を必要とする日滿支間電氣通信の發展の爲には之等錯綜せる協定關係を整理統合し、東亞の電氣通信事業者を網羅する共通の業務協定を制定するの必要を生じ、之に付て東亞電氣通信協議會第一回及第二回會議に於て協議を重ね更に昭和十六年一月關係事業者東京に參集して「東亞電氣通信ニ關スル業務協定」を締結し同年四月一日より效力を發生することになつた。

而して前記協定の國內實施に關して、從來對滿關係を規定し居りたる日滿電報規則、同無線電報規則及同電話通話規則並に對支關係を規定し居りたる日華電報規則、同無線電報規則及同電話通話規則は之を打つて一丸とした單行規定に整理統合し以て大陸との電信電話利用規定を一元化すると共に必要なる改正を加へることとし、昭和十六年三月十八日省令第二十六號を以て東亞電信規則を制定公布、四月一日より施行した従つて從來の日滿電報及日華電報は之を東亞電報と稱し、日滿無線電報及日華無線電報は之を東亞無線電報と、又日滿電話通話及日華電話通話は之を東亞電話通話と指稱することとなつた。

東亞電報の制度に付ては特に規定ある場合の外内國電報に關する規定を準用することになつてゐるが今其の制度の概要を述べれば左の通りである。

(1) 電報の本人が中國電報新編に依るアラビア數字四箇の集合のみより成るものは之を漢文電報として取扱ふ。

(2) 料金は原則として次の通りである。

一般電報

一	内地、臺灣、樺太又ハ南洋群島、關東州又ハ滿洲國間ノモノ	官報	十五字以内	十五字ヲ超ユル内ヲ増ス毎ニ	五語以内	五語ヲ超ユルトキハ一語ヲ増ス毎ニ
二	朝鮮ト關東州又ハ滿洲國間ノモノ	官報	四十五錢	九錢	六十錢	十二錢
三	内地、朝鮮、樺太又ハ南洋群島ト中華民國間及臺灣ト中華民國ヲ除ク間ノモノ	私報	七十五錢	十五錢	一圓	二十錢
四	臺灣ト南支那間ノモノ	私報	三十錢	六錢	四十五錢	九錢
無線電報			六十錢	十二錢	一圓	二十錢
官報及私報			二十五錢	五錢	四十錢	八錢

和文電報
十五字以内
十五字ヲ超ユル内ヲ増ス毎ニ

漢文電報及歐文電報
五語以内
五語ヲ超ユルトキハ一語ヲ増ス毎ニ

一	艦船又ハ航空機託送發受所ニ發著スルモノ	官報	一圓二十五錢	二十五錢	一圓五十錢	三十錢
二	其ノ他ノモノ	官報	一圓五十錢	三十錢	二圓	四十錢

新聞電報

新聞無線電報料
有線電報料
該電報の有線電信系上の傳送區間に従ひ一般電報の料金を課す。
中華民國宛の電報に關する料金は外國電報の豫納金を以て之に充當することが出来る。
中華民國との間に發著する電報に關する受信人の反覆請求及其の回答に對しては料金を徴收しない。
夜間配達、翌朝配達、別使配達料受信人拂及船船配達料受信人拂は取扱はない。
新聞電報に付ては料金後納の取扱はしないが料金受信人拂は取扱ふ。
寫真電報の日滿間の料金は甲號四十三圓、乙號二十五圓、丙號十五圓であり、日中支間は甲號五十五圓、乙號三十二圓、丙號二十圓である。

和文電報
十五字以内
十五字ヲ超ユル内ヲ増ス毎ニ

漢文電報及歐文電報
五語以内
五語ヲ超ユルトキハ一語ヲ増ス毎ニ

口、電 話

日滿間の電話通話は昭和九年八月東京新京間に開始せられたのを其の嚆矢とし通話制度に付ては昭和八年遼信省、滿洲電信電話株式會社間に締結せられたる通信協定中に原則規定があり、取扱方法の細目に付ては隨時兩當事者間に協定することとなつてゐたのであるが料金及連絡時間以外は大體國內電話と同様の方法に依り取扱ふこととなつて居た。又日支間の電話通話は昭和十一年二月當時の國民政府交通部を對手として我東京及大阪と上海との間に創始せられたもので、其の取扱は國際電話とし、料金は當初より日本圓建て三分間十五圓となつてゐた。其の後昭和十二年八月支那事變が上海に波及するに及び一旦休止となり、昭和十三年十月二十日新に華中電氣通信株式會社を對手方として之を復舊し、同時に日華電話通話制度なる全く新なる装を以て再開せらるゝに至つた。又昭和十四年七月一日日滿ケーブルの竣工に依り内地北支間及朝鮮北支間に電話通話の取扱を開始し、更に昭和十五年十月天津中繼に依る日蒙間電話通話の取扱をも開始したのであるが何れも其の制度は日華通話制度に依ることとなつた。其の後支那事變の進展に伴ひ大陸との電氣通信關係が愈々緊要の度を加ふると共に益々複雑化する各事業者間の協定關係を整理統合し電氣通信業務の單一制度の出現が要請せらるゝに至つた。而して前項電氣關係に於て述べた通東亞電氣通信業務協定の成立に依り國內に於ては電信電話を打つて一丸とした東亞電信電話規則の誕生を見、茲に從來の日滿電話及日華電話は東亞電話通話なる單一制度の下に取扱はれることとなつた。

東亞電話通話制度の概要を掲ぐれば左の如くである。

(1) 通話種別

普通通話
至急通話

定時通話 (中支及蒙疆に對しては之が取扱を爲さず)

豫約通話 (蒙疆に對しては之が取扱を爲さず)

年賀通話 (昭和十六年七月以降之が取扱を休止中なり)

船舶通話 (豫約通話を除く他の通話に在りては番號指定の外通話者指定制度あり)

(2) 通話に關する料金

對手地名	普通通話料(註) (三分時ニ付)		通話取消料 (一回毎ニ)	
	指名料 (一回毎ニ)	指名通話及定時通話	指名通話	番號通話 (定時通話ノ 場合ヲ除ク)
滿洲國	七・〇〇	一・八〇	〇・九〇	〇・五〇
關東州	九・〇〇	三・〇〇	一・〇〇	〇・九〇
中支那	八・四〇	二・〇〇	一・〇〇	〇・八五
北支那	一〇・二〇	二・五〇	一・〇〇	〇・八五
蒙疆	一〇・二〇	二・五〇	一・〇〇	〇・八五

至急通話料 普通通話料ノ二倍
 定時通話料 普通通話料ノ五倍
 豫約通話料 月額普通通話料ノ六十倍
 年賀通話料 普通通話料ノ二分ノ一
 年賀通話の指名料 一般通話ノ指名料ノ二分ノ一
 (註) 三分時ヲ超ユル通話時間ニ對シテハ一分時毎ニ最初ノ三分時ノ料金ノ三分ノ一ヲ課ス但シ通話一回ニ付一錢未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ

(3) 通話取扱時間

毎日午前八時より午後十一時迄（滿洲を對手地とするものは午後十二時迄）

三、東亞電氣通信利用狀況

イ、日滿間電氣通信利用狀況

(一) 電 信
日滿電報制度は昭和八年九月創設、同月一日より取扱を開始した。同年度中に於ける有料電報取扱通数は發者合計約二百萬通であつたが翌年早くも四百八萬通に達した。其の後滿洲國の基礎確立と日滿兩國關係の緊密化に伴ひ兩國間通信は毎年一割程度の増加を示したが、昭和十四年度に於ては七百九十九萬餘通の取扱があり平均一箇月六十六萬餘通に上つた。之を前年度に比較すれば一躍二割五分六厘の激増であり本制度創始以來僅々數年にして當時の約二倍の通信量に達したのである。

昭和十六年中に於ける總通数は八百四十四萬三千通で前年に比し一分一厘の減少を示した。

最近の利用狀況を見るに本年一月乃至六月中の取扱通数は四百五十三萬五千通で前年同期の四百十七萬一千通に比し約八分七厘の増加を示してゐるが東亞共榮圈の擴大進展に伴ひ兩國間の紐帶益々鞏固となりつゝある現下の情勢より推測すれば斯る増勢は將來尙繼續するものと思はれる。（日滿間電報統計二五七頁参照）

(二) 電 話

日滿間電話通話は我國最初の對外電話として昭和九年八月創始された。同年度中の取扱時数は發者合計一萬五千であつたが翌年早くも三萬二千に達した。其後滿洲國に於ける政治、經濟、産業等各方面に於ける急速なる發展に伴ひ逐年著しい増加を示し更に支那事變の勃發以來兩國關係は一層緊密の度を加ふるに至つた

ので昭和十四年七月日滿間長距離回線を増設し利用の激増に即應してゐる。

昭和十六年度中に於ける取扱通話時分數は四十六萬三千餘に達した。之を前年度に比較すれば殆んど増減なきも創始の翌年即ち昭和十年度に比較すれば約五倍と云ふ増加振りである。尙最近の利用狀況を見るに本年九月中に於ける取扱は前年同期に比し約二割五分の増加を示してゐる。（日滿間通話統計三〇九頁参照）

ロ、日支間電氣通信利用狀況

(一) 電 信

日支兩國は政治上、通商上或は文化上甚だ密接な關係に在るは今更多言を要しない處で、従つて我對支通信の利用も極めて多數に上り對外電信創始以來常に諸外國中最も優位を占めつゝあるの狀況である。今昭和元年以降に於ける對支通信の利用狀況を概観するに、元年は百萬通を突破し、同年の外國電報總數二百三十萬に對し約四割三分強に當つてゐる。其の後日支兩國の外交關係悪化の影響を受け毎年一萬五千乃至八萬を減じ、五年後には八十六萬三千餘通に減少した。次いで六年九月には滿洲事變勃發し爾來通信數は激減の一途を辿り、他方昭和八年九月新に日滿電報制度制定せられ、滿洲國に發着するものは總て該制度に依ることとなつた爲、九年は五十六萬となり、十年は稍増加して五十八萬七千となつたが十一年は又も五十四萬八千に減少し、僅々十年間に約二分の一の激減振である。

更に十二年には支那事變の影響に因り各直通連絡線は一時中絶の已むなきに至つたが、同年九月より滿洲經由に依り北支との間に低料金による取扱の途を開いた爲、之が取扱數十二萬を加へれば十二年中の取扱數は合計六十一萬通となり、前年に比し稍活況を示すに至つた。次いで十三年に入るや皇軍占領地域の擴大と治安の恢復に伴ひ、邦人の進出目覺ましく通信利用頗に激増し、同年の總通數は直通線經由のもの八十萬通滿洲經由のもの六十六萬五千通、計百四十六萬五千通を算し、一日平均約四千通に上り事變前の約三倍に達するの狀況であつた。之等通信が事變勃發以來軍事上、政治上乃至經濟上貢獻した處は蓋し大なるものがあ

つたであらうが、他面第一線將士への激勵、慰問或は銃後への報道等各般に亘り演じた役割も亦決して輕視し得ない處である。

斯くの如く日華間に於ける通信の需要はまことに熾烈なものがあつたのであるが、電報制度の上に於ては或は外國電報制度によるものあり、或は日滿電報制度に準ずるものあり、加之其の料金も比較的高額で而も區々に亘つて居た爲、日滿支間電信は凡ゆる角度から之が整理統合の必要急なるものがあつて、遂に昭和十四年一月一日日華電報制度の制定を見るに至つたのである。爾來日華間電信は外國電報制度より離脱し統一した新制度の下に極めて低料金に依り取扱はれることとなり、他方對支直通連絡線も着々増設を見るに至つた爲め取扱數量は急激に増加するに至つた。之を實績に徴すれば昭和十四年中の取扱總數は二百五十八萬通、昭和十五年中の總取扱通數は三百四十五萬通で昭和十三年の其れに比し約八割乃至十四割の著増振である。昭和十六年中に於ける總取扱通數は三百六十一萬四千通に達し之を前年に比較すれば四分六厘の増加を示してゐる。最近に於ける取扱状況を見るに本年一月乃至六月迄の取扱通數は百七十七萬一千通で之を前年同期に較べれば一割六分七厘の減少で稍下り坂の傾向を示してゐる。

(二) 電

話

日華間通話は昭和十一年二月本邦上海間無線連絡に依り取扱開始、翌十二年八月支那事變が上海方面に擴り分離し日華通話なる制度の下に取扱はることとなつた。

而して十四年七月大阪天津間並京城天津間に有線電話回線新設せられ北支方面との通話も取扱はることとなり、翌年十月蒙疆方面との通話も可能となつた。

昭和十六年度中に於ける取扱時分數は、二十九萬四千餘に達し之を前年度に比較すれば約五割の増加を示してゐる。

尙最近の利用状況を見るに本年九月中の利用は前年同期に比し五割五分の増加を示し今後益々増加の一途を辿るものと思はれる。(日華間通話統計三一〇頁參照)

8. 南方電氣通信

一、南方電氣通信の沿革及現状

大東亞戰爭勃發以前に於ける本邦とフィリッピン諸島、マレー、スマトラ、ジャワ等所謂南方諸地域に對する電氣通信は外國電報として總べて國際電報制度に依り取扱はれて來た。然るに之等各地が我が皇軍の武威に懾伏するや其の建設工作、文化工作の先驅として日本式假名文字電報を現地に進出せしむることとなり昭和十七年二月一日には早くも本邦香港間電報の取扱が開始せられた。

次いで同年七月一日には對ジャワ、同十五日には對マレー、スマトラ、同八月一日には對フィリッピン諸島間に連絡が開始せられ、他の方面に對しても順次開設せられる運びとなつてゐる。尙現在に於ては之等各地への通信は電信のみであるが近く電話通話も開始せられる筈である。

二、南方電氣通信制度

南方諸地域に對する電報制度は昭和十七年六月三十日省令第七十八號及告示第九六四號を以て公布、同年七月一日より實施せられた。

南方電報は香港を除き内國電報とも東亞電報とも又外國電報とも異なるいはゞ南方電報制度とも謂ふべき新制度が採用せられてゐる。

但し香港は其の位置が南支に近い關係上特に東亞電報制度が採用せられてゐる。今其の制度の概要を説明すれば左の通である。

(1) 電報の取扱種別は和文電報及歐文電報の二種である。

四、日本—香 港		間	
官報	私報	官報	私報
一圓五十錢	四十五錢	四十五錢	四十五錢
五十錢	七十錢	七十錢	七十錢
三十五錢	七十錢	七十錢	七十錢
二圓七十五錢	四十五錢	四十五錢	四十五錢
七十五錢	七十錢	七十錢	七十錢
三十五錢	七十錢	七十錢	七十錢
三十五錢	七十錢	七十錢	七十錢

五、日本(南洋群島ヲ除ク)

一、日本(關東州ヲ除ク以下同ジ)		間	
官報	私報	官報	私報
一圓五十錢	六十五錢	六十五錢	六十五錢
五十五錢	八十錢	八十錢	八十錢
三十五錢	八十錢	八十錢	八十錢
二圓八十錢	八十錢	八十錢	八十錢
七十五錢	八十錢	八十錢	八十錢
三十五錢	八十錢	八十錢	八十錢
三十五錢	八十錢	八十錢	八十錢

二、日本—マレー、スマトラ

三、日本—シヤワ

- (2) 私報は日本語の普通語を以て記載せねばならない。
 - (3) 但し特に電信官署の承認を受けた場合は此の限りでない。
 - (4) 私報に付ては特殊取扱を爲さない。
 - (5) 電報は發信人の危険に於てのみ取扱ふ。
 - (6) 右以外は内國電報の例に依つて取扱ふ。
- 料金は左の通である。

9. 國際電氣通信

一、電 信

1. 對外電信連絡の沿革及現狀

我國の對外電信連絡は、明治三年丁抹の大北電信會社が帝國政府の免許を受け、長崎上海間及長崎浦鹽間に各一條の海底線を敷設して本邦と諸外國との間に發着する電報の取扱を開始したのに其の端を發して居る。其の後明治十六年に至つて右の兩海底線は各二條に増加せられ爾來三十年間我國唯一の對外電信連絡線であつたが、領臺後の三十二年には清國電報公司より淡水川石山間海底線を買收し、又明治三十九年に至つては小笠原島及グワム島を経由する日米間海底線連絡の開通を見、茲に本邦對外通信は一方の活路を見出すに至つた。同線は米國商業太平洋海底電信會社との協定に依り同社が有する桑港より布哇、ミツドウエー、グワムを経て馬尼刺に至る海底線と、東京より小笠原島までの本邦敷設の海底線とを小笠原島及グワム間を接ぐ前記の海底電信會社の海底線に依つて連絡するものである。

次いで明治四十一年の日清電信協約に依り明治四十二年芝罘大連間海底線、大正三年朝鮮及樺太國境に於ける日ソ連絡陸線の開設を見だが、對支通信に於ては別項に於て詳しく述べるが如く、大北電信會社が日本及支那に於て享有する對外電信の獨占權に妨げられ我國獨自の連絡線建設の機を得ず、永年外國會社の羈絆を脱することを得ざる状態に在つた。然るに明治四十五年大北電信會社へ付與した獨占權が消滅するのを機とし、先づ長崎上海間に政府の海底線を敷設し大正四年より通信を開始した。又同十四年には佐世保青島間海底線の開設に依つて有線連絡に依る對支電信業務は漸次改善せられるに至つたのであるが、世界各國との

自主的通信網の設定は未だ容易に實現の運びに至らなかつたのである。

然るに無線電信の發明發達は別項記述の如く、各國を驅つて此の有力な新通信方法に依る自國電信系の建設に邁進させ國際電信界に一大革新を招來したのであるが、我國も此の機運に乗じ大正四年落石ベトロバプロウスク間に最初の國際無線連絡を開設し、次いで大正五年海軍所屬の船橋無線局を利用して布哇との間に無線連絡を開き、之を通じて日米間に新たな通信連絡を設定した。其の後大正九年五月より翌十年三月にかけて、福島縣原ノ町を送信所とし同富岡を受信所とする大規模の警城無線電信局を新設して對米無線電信を充實し我國對外電信事業は之に依り劃期的躍進を見たのである。

其の後政府は世界の大勢に鑑み、大無線局を建設して我國独自の國際通信系統を組成し對外通信自主權の伸長を企圖したのであるが、之には巨額の經費を要し、當時の財政状態を以てしては實現困難とせられたので民間資本に依り此の目的を達する方策を樹て、遂に大正十四年特別法に依り日本無線電信株式會社を設立し無線電信設備は同社をして建設せしめ、政府が之を使用して必用な諸國との間に無線連絡を開始することとした。而して同社は政府の命令に基き創立以來對米、對歐、對極東南洋の通信に充つべき無線設備を建設し政府亦之に並行して諸外國との無線電信連絡開設に努力した爲、今や我國の對外無線電信連絡は對滿支回線を除き（對滿支回線に付ては別掲日滿、日支電氣通信の項参照）三十餘回路に及ぶ直通通信路を有するに至り、國際電信界に於て確固たる地位を占むるに至つたのである。

然るに第二次歐洲大戰並に大東亞戰爭の勃發に伴ひ、國際電信通信界は深刻なる打撃を被り多數の無線通信回線が連絡杜絶を餘儀なくせられた外、有線回線は殆んど總てが其の機能を喪失し運用を繼續しつゝあるに僅かに樺太線一線を餘すのみと言ふ状態に立到つた。之が爲時に疏通上の圓滑を缺ぐが如きことも免れなないのであるが、蓋し戰時下に於ける必然の現象であつて、當局としては事態の變化に即應して現存回線の擴充強化を圖り殘されたる中立國との間に新なる通信路を開拓すると共に戰後經營の進捗せる各地との間には

可及的速に杜絶回線の復活を圖る等適宜の措置を怠らず戰禍を最小限に止めんが爲諸種の對策を講じつゝある次第である。

以下之等對外有無線電信連絡線別に其の概況を述べることにする。

(一) 有線電信

有線電信連絡としては現在對滿支關係（別掲一三五、一三六頁に述べてある）を除き大北電信會社の長崎浦鹽斯德間海底線、朝鮮國境及樺太國境に於ける日ソ連絡線、東京グワム間海底線がある。其の各連絡線別の概況は次の通りである。

(1) 大北會社の長崎浦鹽斯德間海底線

本線は丁抹國大北電信會社の施設に係り明治四年使用開始したもので浦鹽斯德に於てロシア橫斷陸線と連絡し、レニングラードに於て更に同社の海底線と連絡して英國其の他歐洲諸國に通ずるものである。本線は同社の長崎上海間海底線と共に從來長崎端の運用も會社側に於て運用し來つたのであるが、昭和十五年五月締結の遞信省及大北會社間の約定に基き同年六月一日より長崎端の運用は我が方の長崎電信局に於て行ふこととなつた。大東亞戰爭勃發後昭和十七年一月三日浦鹽灣附近に於て斷線となりたる儘今日に及んでゐる。

(2) 朝鮮國境及樺太國境に於ける日ソ連絡線

本連絡線は大正三年の各電信連絡に關する日ソ間約定に依り、朝鮮國境に於ける連絡は朝鮮慶興と沿海州ノウオキエフスクとの間に造里山及ポドゴルノエを經由して建設せられ、又樺太國境に於ける連絡は敷香（ナイロ附近）とオノールとの間に建設せられたもので、大正三年より通信の取扱を開始した。日露戰役後の協商に依り兩國間の國交は親密の度を加へ、殊に鐵道の連絡存在する關係上兩國間に發著する電報の數も漸次増加し來り、大北電信會社の長崎浦鹽斯德線及支那經由キヤクタ線の外に更に滿

洲、朝鮮及樺太等の國境に於て日露陸線の連絡を設け、低廉な料金で通信の出来る途を開くことの必要を痛感するに至つたので、先づ以て露國の免許を有する大北電信會社を説得して其の同意を得た上、露國政府と協議し前記電信連絡に關する日露約定の締結を見た次第であるが、滿洲に於ける連絡に付ては支那政府に於て同意しない爲め遂に實現するに至らなかつた。尙右の中朝鮮線は昭和十三年七月三十日(張鼓峰事件當時)連絡杜絶の儘現在に及んでゐる。

(3) 東京グワム間海底線

本線は明治三十八年九月十二日附帝國政府と米國商業太平洋海底電信會社との間の協約に依り、政府は東京より小笠原群島中の父島迄商太會社はグワムより父島迄夫々海底線を敷設し、父島に於て兩線を接続して東京グワム間直通と爲すものであつて、明治三十九年通信の取扱を開始した。

本線は主としてアメリカ通信を取扱ふことを目的とし其の大部分は本線を通過した處、日米間無線連絡の開設並に特に最近では本邦側の無線利用宣傳施設の徹底化により大打撃を受けて取扱通數激減し今や昔日の面影を失ふに至つた。尙本線は毎日一定時間東京父島間の通信を取扱ふ爲其の時間中日米直通は之を休止して來たのであるが大東亞戰爭勃發と共に連絡杜絶し現在に及んでゐる。

(二) 無線電信

無線電信連絡としては現在左表の通り多數の直通通線有して居るが、之等回線の大部分は國際電氣通信株式會社の提供する設備を政府に於て運用して居るものであり、設備及運営共に政府の手に依るものは地方的一部回線に過ぎない。(左表※印を附したのは設備運営共政府の手に依るものである)

方面別	對手局所在地	本邦局所在地	通信開始年月日
桑港(RCA通信會社)	東京	東京	昭和三年九月一日

亞米利加方面	歐羅巴方面	東京	大阪	通信開始年月日
桑港(マツケイ無線電信會社) 桑港(プレスワイヤレス會社) ブエノスアイレス メキシコ リオデジャネイロ サンチアゴ リマ 桑港(RCA通信會社) ブエノスアイレス	倫敦 巴里 ウイニペグ 伯明翰 ワシントン 壽府 羅馬 阿姆斯特ダム オーストロ モスコ 伯明翰 倫敦 ストックホルム リスボン	東京(寫眞電信) 東京(寫眞電信)	大阪 東京	昭和九年十一月十五日 昭和十三年十月一日 昭和七年十二月一日 昭和九年十月二十四日 昭和十年三月三十日 昭和十二年九月二十五日 昭和十五年七月一日 昭和十五年四月十五日 昭和十七年四月十九日 昭和五年一月二十六日 昭和五年三月一日 昭和十七年三月三日 昭和四年四月二十二日 昭和四年四月十五日 昭和七年二月二日 昭和九年六月一日 昭和十年二月二十五日 昭和十一年五月十一日 昭和十一年七月五日 昭和十五年三月二十日 昭和十五年六月五日 昭和十六年六月三十日 昭和十七年一月六日

方面別	對局手所在地	本邦局所在地	通信開始年月日
南洋東亞方面 (滿支を含まず)	マニラ	大 阪	昭和六年五月四日
	バタヴィア	大 阪	昭和四年十月五日
	サイゴン	大 阪	昭和六年五月四日
	ハノイ	大 阪	昭和六年五月四日
	バンコク	大 阪	昭和七年三月十一日
	ポルトベイト	大 阪	昭和八年一月十一日
	カブール	大 阪	昭和八年一月十一日
	ベトロボウロフスク	大 阪	昭和十五年七月一日
	ラバウル(ニューギニア)	大 阪	昭和十五年十一月一日
	香港	大 阪	昭和十五年十二月一日
マニラ	大 阪	昭和十七年三月十一日	
台北	大 阪	昭和十七年三月十一日	
上海	大 阪	昭和十七年三月十一日	
北京	大 阪	昭和十七年三月十一日	
石家荘	大 阪	昭和十七年三月十一日	
北平	大 阪	昭和十七年三月十一日	

以下各回線別にその概況を述べることにする。

- (1) **バンコク線** 開設當初より本邦泰國間の通信を取扱つて來たのであるが、支那事變及第二次歐洲大戰に伴ひ南方問題の進展を見る以前に於ては通信量僅少にして一地方回線として左程重要視せられざる存在を續けて來た。然るに皇軍の北部佛印進駐前後より日泰關係の緊密化と共に通信量は飛躍的に増加し今や大東亞共榮圈建設に重大なる役割を演じつつある。
- (2) **サイゴン線及ハノイ線** サイゴン線はバンコク線同様南方問題の進展以前に於ては通信量少き一方回線に過ぎなかつたのであるが、皇軍の佛印進駐前後より我南方進展に重大役割を演ずる重要回線となつた。

- (3) **カブール線** 本線は本邦アフガニスタン間の電報のみを取扱ふもので従て通信量は些して多くないが、大東亞戰爭に伴ひ印度との連絡が杜絶状態に在る今日に於て本連絡は漸く其の重要性を認めらるるに至つた。
- (4) **伯林線** 本連絡の本邦取扱局は開設當時は名古屋であつたが昭和十二年我對外無線通信整備擴充五箇年計畫の實施に伴ひ大阪に変更せられたものである。第二次歐洲大戰勃發後に於ける通信需要の増加に對應する爲昭和十五年七月新に東京伯林間連絡をも開始した。連絡状態極めて良好で兩國間通信のみならず樞軸傘下の歐洲諸國發着通信をも取扱ひ頗る活況を呈してゐる。尙昭和十五年三月東京伯林間に開設された日獨間寫眞電信連絡は我國最初の國際寫眞電信公衆業務を實施したもので爾來大戰關係ニユース寫眞等の電送に其の威力を發揮して居る。
- (5) **羅馬線** 本連絡は當初名古屋羅馬間に開設せられたものであるが、昭和十二年東京に移管せられ、更に日伊關係の緊密化に伴ふ通信の増加に對應して重要通信の疏通に遺憾なきを期する爲本年八月一日大阪羅馬間に第二回路が設けられた。歐洲各地通信を取扱ふ外アフリカ通信並に一部南米通信をも取扱ひ伯林線と共に我對歐連絡の双壁として今後益々其の活躍を期待されて居る。
- (6) **壽府線** 本連絡は名古屋壽府間に開設せられ、昭和十二年東京局運用に変更せられ今日に及んでゐる。取扱範圍は當初本邦瑞西間通信のみであつたが第二次歐洲大戰勃發後の必要に應じ昭和十五年八月より佛蘭西發着通信の取扱を開始し更に本年八月より瑞西、フィンランド、西班牙發着信をも取扱ふこととなつてゐる。

- (7) ストックホルム線 第二次歐洲大戰勃發後北歐唯一の獨立國として残された瑞典國との間に開設されたもので、同國をはじめ北歐各國と我國との間に發着する通信を取扱つて居る。ストックホルムは大東亞戰勃發後リスボン及ブエノスアイレスと共に世界情報通信の主要基地となり従て本連絡の存在が我對外通信連絡上裨益する所尠からざるものがある。
- (8) リスボン線 大東亞戰勃發後に開設された對外電信連絡中最初のもので世界情報通信網に於ける重要基地たるリスボンの位置に照し、本連絡の活躍は大いに期待せられた所であつたが、リスボン側通信設備の不充分なる爲現在迄の所期の成績を擧ぐるに至つてゐないのは遺憾である。
- (9) ヴィンシー線 第二次歐洲大戰に依る巴里の陥落に伴ひ大阪巴里間日佛直通連絡の杜絶以來兩國間通信は壽府又はサイゴンを経由せしむるの外なかつた處大東亞戰勃發直後ヴィンシー政府より本連絡の開設方提案あり、本年三月三日開設を見るに至つたもので大阪巴里線の復活せる姿と見ることが出来る。

壽府線、リスボン線、ストックホルム線と共に我國の情報獲得ルートの一として活躍してゐる。

- (10) モスコ線 複雑微妙なる國際情勢下に於て日蘇兩國首都を結ぶ本連絡の重要性は伯林線及羅馬線にも劣らないものがあると言へよう。開設以來本邦と歐羅巴ロシアとの間の通信を取扱つて來たが、昭和十七年三月より双方の取扱地域に夫々亞細亞ロシア及滿洲國を追加し、従て日滿兩國と蘇聯各地通信を取扱ひ得ることとなつてゐる。

(11) ブエノスアイレス線 本連絡は開設以來本邦南アメリカ各地間發着通信を取扱つて來た。本連絡の開設に依り從來北米又は歐羅巴を經由して來た南米通信は大いに改善速達せらるることとなり、料金も低減せられ、利用者に多大の利便を齎らし、本邦南米間通商貿易の發展に貢獻する所尠くなかつた。大東亞戰勃發と共にブエノスアイレスが情報通信網の重要基地として登場するに及び本連絡は大いに其の重要性を増加し、本年四月十九日より寫眞電報の取扱をも開始するに至り、ラテンアメリカ並に敵國側に對する情報通信の取扱に大いに其の機能を發揮して居る。

(12) サンチャゴ線 大東亞戰勃發前我國が有した對米八回線の中連絡を續けてゐるのは本線とブエノスアイレス線の二回線のみである。昭和十二年九月開設以來對南米通商貿易上幾多の貢獻を爲し來つたのであるが貿易杜絶の今日では通信量激減し漸く連絡を維持する程度である。而も最近に於ける同國の動向は漸次反樞軸的傾向を帯びつつあり、従つてリマ線、メキシコ線、リオデジヤネーロ線の如く連絡杜絶の運命が何時到來するか測り知れない所である。

(13) 巴里、ワルソー、アムステルダム、オスロー、ペールト各線 開設以來對歐通信、對アフリカ通信並に對近東亞細亞通信の取扱に夫々幾多の寄與を爲し來つたのであるが何れも第二次歐洲大戰の進展に伴ひ相手局の所屬國が没落した爲連絡杜絶の已むなきに至り今や歴史上の存在たるに過ぎないものとなつて居る。此の中巴里線は前記の如く大阪ヴィンシー線として更生復活して居る次第である。

(14) 桑港RCA線、桑港マツケイ線、桑港プレスワイヤレス線、倫敦線、孟買線、マニラ線、パタビヤ線 我對外回線中重要な位置を占めて來た此等各線は大東亞戰勃發と共に必然的に連絡杜絶するに至つたのであるが、皇軍の赫々たる戦果に依りマニラ及パタビヤとの間には早くも新しき息吹を以て新回路が開設され和文電報の取扱も行つてゐる。印度をはじめ英米との通信路は何時、そして如何なる姿に於て再び吾等の前に登場することであらうか。

ロ、對外電信制度

外國電信に關する法令制度としては當初海外通信の取扱を大北電信會社に委ね、會社局と各地の發受信人との媒介を爲す程度に止つたが、明治十二年には正式に萬國電信聯合に加盟し萬國電信條約及附屬業務規則を施行するに及んで海外信の取扱は完全に政府の手に收めることとなつた。萬國電信條約は西曆一八七五年

即ち明治八年露都聖彼得堡に於ける會議に於て締結せられたもので、爾來會議の都度附屬業務規則には修正變改が加へられたが、條約については何等改正を見なかつた。やがて大正八年ヴェルサイユ條約作成の際に於ける「主たる同盟及聯合國は速に國際會議を召集して陸上電信、海底電信及無線電信の國際的狀態を審議し、併せて全世界に對し公平に均等通信の利便を供給する趣旨の勸告を提議すべし」との決議に基き、その準備會議が翌大正九年華盛頓に開催せられ萬國電信條約及無線電信條約を併合した萬國電氣通信條約案を決定して各國に配付し、その後大正十四年巴里の萬國電信會議、昭和二年華盛頓の國際無線電信會議に於て、何れも兩條約の併合統一を考慮すべき旨の希望を表明し、次いで昭和七年マドリッドに開催の萬國電信會議及國際無線電信會議に於て兩條約を統合して國際電氣通信條約を決定すると共に、從來の電信聯合及無線電信聯合を解消して新に國際電氣通信聯合を形成し、これに依つて國際電信電話及無線通信の國際統制を完ふすることが出来たのである。かくて同條約及附屬電信規則等はその中至急電報及書信電報に關する規定を昭和八年四月一日より、その他を昭和九年一月一日より實施した。

我國の外國電報規則は明治四十二年に制定せられたが昭和九年國際電氣通信條約及同附屬電信規則等が實施せられることゝなつたので、在來の外國電報規則を廢止し新に外國電報規則を制定した。之れが現行の外國電報規則である。尤も昭和十三年二月埃及國カイロに於て開催せられた國際電信、電話會議及國際無線通信會議の結果前回のマドリッド會議に於て制定せられた附屬電信規則等が全般的に改正せられたのと、又支那事變勃發以後大陸に於ける新事態に即應して從來の外國和文電報制度が廢止せられ、新に日華電報規則の制定を見たので外國電報規則等にも必要な改正を加へられ昭和十四年一月より實施せられた。

又外國電報料金は當初は外國會社の獨占に禍され極めて高額であつたが、機會ある毎に其の低減を圖り殊に無線電信に依る直通連絡の開設に當つては常に二、三割程度の減額が行はれてゐる。又其の告示方法は當初邦貨を以てしたが、昭和八年からは金フランを以て告示し、實際に料金を納付する場合別に定むる換算割合に依り邦貨に換算することに改められ、金フランに對する邦貨換算額は毎年三箇月毎に告示せられることゝなつた。

次に外國電報の特別電報の沿革を観るに、外國新聞電報規則が明治三十年に制定せられて對外新聞通信の料金を低減し、大正二年後廻電報の取扱を開始し、大正四年には長崎上海間海底線により外國和文電報の取扱を開始し、又大正十一年には青島との和文電報取扱方法を制定し、大正十五年にはクリスマス及新年祝賀の特別外國電報を創始して低減料金を以て取扱ひ、昭和四年には後廻新聞電報を設けて特別低減料金を課し又翌昭和五年には書信電報の制度を開いて後廻電報よりも更に料金を低減し、昭和十年には復活祭祝賀電報の特別取扱を開始した。次に我對外國電信史上劃期的制度として昭和十五年三月外國寫真電報制度を創設し日獨、日米、日英間發着寫真電報の取扱を開始したのであるが時恰も第二次歐洲大戰が漸く本格的戰爭の段階に進展せる直前に當り本制度の効果を發揮するに絶好の機會を與へられ爾來新聞通信社關係に大いに利用せられて居る。昭和十六年四月には電信事務簡易化を目的として時間外制度を廢止し、外國電報は總て電報取扱時間に拘らず之が取扱を爲すことゝなつた。

次に外國無線電報に關する法令制度としては、明治三十九年伯林に於て開催せられた第一回國際無線電信會議に於て締結せられ、明治四十一年六月公布せられた國際無線電信條約及同附屬業務規則の施行に伴ひ、始めて外國無線電報規則の制定を見たのであるが、其の後倫敦會議及華盛頓會議に伴ひ改正が加へられ更に電信聯合と無線電信聯合との合併實現と同時に締結せられた國際電氣通信條約並に同附屬一般無線通信規則及追加無線通信規則の施行に伴ひ、昭和九年一月外國無線電報規則の全文改正が實施せられ、更に昭和十四年一月施行のカイロ改正に伴ふ大改正を経て今日に及んで居る。尙米國ラヂオマリン・コーポレーション・オプ・アメリカ、マツケイ・ラヂオ・エントレグラフ會社及トロピカル・ラヂオ・テレグラフ會社との特別協定に依り、之等各社所屬海岸局經由帝國般船とアメリカ及歐洲各國との間に交換する例文クリスマス及新年祝

賀無線電報取扱の爲、昭和八年十二月外國祝賀電報規則が制定實施せられ今日に及んでゐる。最後に國際電信放送に付いてあるが、近年國際間に於けるニュース報道の有力な手段として無線電信放送が盛んに行はれ、各國は其の情報政策遂行の爲強力な無線電信設備を専有し情報の頒布及蒐集に努めてゐる。本邦に於ても此の強力無線電信設備を利用し我國の事情を正確に海外に知らしめる目的で、大正十四年對外放送電信制度を創設し、電通、帝通、東方通信等の新聞通信社に利用せしめたが、近時我國の政治的、經濟的國際地位の向上に伴ひ此種情報頒布の徹底を期する必要一層切實となつたのに鑑み、昭和十年十二月國際放送電報規則を制定すると共に翌昭和十一年一月一日より新に設立せられた同盟通信社の提供するニュースに限り放送することとなり、斯くて本國際放送業務は一層充實擴張せらるゝこととなつた。

而して翌昭和十二年七月の支那事變勃發以來國際情勢の進展と共に益々本施設の擴充強化が要請せらるゝに至り數次の擴充措置を経て大東亞戰爭勃發後滿一周年を迎へんとする現在に於ける之が實施狀況は左の通日本語、漢文、英語、佛語、西班牙語等數ヶ國語を以て世界の各方面に對し四六時中間なき放送を行ふと共に多數外國側放送の受信をも施行し海外情報（敵側情報を含む）の入手に遺憾なき活躍を見せてゐるのである。

(1) 對外放送電報（送信）

羅馬字綴日本語		
大東亞向	三十七回	一萬一千百語
歐洲向	二回	七百語
米洲向	二回	四百語
漢文		
大東亞向	八回	一萬一千語

英語		
大東亞向	十一回	六千七百語
歐洲向	五回	二千六百語
米洲向	五回	二千六百語
佛語		
歐洲向	三回	一千百語
西班牙語		
南米向	四回	八百語
總計	七十七回	三萬七千語
(2) 外國放送電報（受信）	一日十回	三千語
放送地	伯林、羅馬、倫敦	

ハ、外國電報利用狀況

外國電報の利用は政治、經濟、外交等の國際情勢に支配せられて消長すること勿論であるが我國は日清、日露、日獨等の各大戰及滿洲事變を経て支那事變に至る迄大戰毎に國際的地位は飛躍的發展を遂げ、之に伴ひ對外通信の利用も亦非常な躍進をした。

支那事變勃發以來の外國電報利用狀況を見るに事變勃發、第一年目たる昭和十二年に於ては其の取扱通數は實に二百四十六萬餘に上り、我對外通信創始以來の最高記録を樹立するに至つた。而して翌十三年には漸く支那事變の影響を受け、外國貿易の不振等に因り取扱數は漸減し、他方同年九月以降本邦中國間通信中滿洲經由のものは日滿電報に準じ取扱はれることとなつた爲、外國電報の増加率は愈々緩慢となり、更に昭和十四年には日華電報制度の創始に伴ひ、右滿洲經由信は元より對中華民國通信は總て外國電報より分離し新

たに日華電報として登場することゝなつた爲、外國電報より除外することゝなり、外國電報は通數としては減少した。然し乍ら實際上に於ては同年九月以降は歐洲大戰の勃發に伴ひ外國電報は俄然増勢を示すに至り特に長文の情報通信及暗語の使用禁止又は制限に伴ふ普通語電報の増加は語數の増勢を顯著ならしめた。昭和十五年中に於ける外國電報總數は通數百四十九萬五千通、語數四千二百三十四萬四千語で前年の通數百六十萬九千、語數三千五百三十九萬四千語に比し、通數七分一厘減、語數一割九分六厘増を示したが之は主として長文の情報通信及用語の使用制限に因るものである。

昭和十六年に入りては年初以來取扱數は漸増の傾向にあつたが同年七月廿五日より我國に於ても外國電報取締に伴ふ取扱制限を實施することゝなり、他方反樞軸國たる米英蘭諸國は七月廿六日以降對日資産凍結を實施し、日本も之に對應して報復的に右關係諸國の資金凍結の措置に出でたる爲め勢ひ對米英通商貿易は殆ど杜絶の状態とならざるを得なくなつた。これがため外國電報の約八割を占むる商業通信は對南方通信の増加にも不拘七月を境とし俄然激減を來し、更に同年十二月八日大東亞戰爭の勃發に伴ひ敵性國との通信は全然杜絶するに至り外國電報は激減を示すに至つた。

本年一月乃至七月分取扱状況を前年同期と比較すれば通數に於て約七割、語數に於て約五割の減少を見るに至つたが、通數激減の割合に比し語數の減少割合が比較的少いのは長文なる情報通信の増加と暗語電報の制限に伴ふ普通語電報の増加とを物語るものと謂へるであらう。

尙本年二月以來對南方占領諸地域との通信連絡の開設に伴ひ、從來の外國電報が新制度に依る和歐文電報に振り代りつゝある事實を見逃してはならない。

樞軸國及中立國との通信は將來愈々増勢を示すことが豫想される。

二、電 話

イ、對外電話連絡の沿革及現狀

世界的規模たる國際間の電話通信は經濟的理由に依り電信に比し發達稍遅れたが一九二七年大西洋横斷無線電話の開設せらるゝに及び諸大陸間長距離無線電話通信設定の氣運勃興し爾後數年ならずして國際間の無線電話は急激な増加を見るに至つた。而して無線電話の長足な進歩は遂に世界を打つて一丸とする國際電話網を形成せんとする情勢に立ち至つたので我國に於ても世界の趨勢に遅れざる様國際電話の急速なる實現を企圖し、當時の財政的困難を切り抜ける爲無線電話設備は民間の資本を以て建設し、電話業務は政府之を運営する方針の下に準備を進め、昭和七年國際電話株式會社（昭和十三年三月日本無線電信株式會社と合併國際電氣通信株式會社となる）の設立を見たのである。昭和九年同社の無線設備の竣工と共に政府は先づ國際電話の魁として同年八月滿洲國との間に電話連絡を開始し、次いで九月比律賓との間に國際電話連絡を開始したのを始めとし以後蘭領印度、アメリカ合衆國、獨逸、英國、上海、佛領印度支那、泰國、アルゼンチン、ハワイ、チリ、伊太利、瑞西と順次直通電話連絡を設定した。尙國際電話は海上航行中の船舶の領域にも及び新田丸、鎌倉丸が米國、布哇及比律賓方面と、靖國丸が歐洲、アフリカ方面との通話を行ひつゝあつたが取扱制限實施に伴ひ昭和十六年七月廿二日以降取扱を休止してゐる。

而して政府が國際電氣通信株式會社の設備を以てする國際電話連絡の對手地及連絡開始年月等に付ては左表の通りである。

方面別	對手局所在地	本邦局所在地	通信開始年月日
桑 港	プエノスアイレス	東京	昭和九年十二月九日
		東京	昭和十二年四月十日

方面別	對手局所在地	本邦局所在地	通信開始年月日
亞米利加方面	サンティアゴ リオデジャネイロ ホノルル	東京	昭和十三年六月二十一日 昭和十五年六月一日 昭和十三年三月二十六日
歐羅巴方面	倫敦 伯林 羅馬 シマ	東京	昭和十年三月十三日 昭和十三年九月十七日 昭和十五年九月二十五日
南洋東亞方面	マニラ バンドン サイゴン バンコック	大阪	昭和九年九月二十七日 昭和九年十月二十六日 昭和十一年五月一日 昭和十二年三月十一日

今前記對外無線電話連絡を連絡線別に述べれば次の通りである。

- (1) 桑港線 本連絡は本邦桑港間の無線電話連絡に依り本邦内地とアメリカ合衆國、カナダ、メキシコ、キューバ諸國との間の通話を取扱ひ無線電話連絡時間は本邦時午前七時より午後四時迄（桑港時午後二時より午後十一時迄）とし料金は三分間桑港四十五圓（日曜三十六圓）紐育六十三圓（日曜五十一圓）であつたが大東亞戰爭勃發と共に杜絶状態に入つた。
- (2) ブエノスアイレス線 本連絡は本邦ブエノスアイレス間の無線連絡に依り、本邦各地とアルゼンチン國、ウルグワイ國、パラグワイ國及ブラジル國との間の通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は毎日午前七時より同九時迄及午後八時より同十時迄とし、料金は三分間百圓である。

- (3) サンティアゴ線 本連絡は東京サンティアゴ間無線連絡に依り本邦各地とチリ國、ペルー國及コロンビア國との間の電話通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は毎日午前七時より同八時迄及午後八時より同十時迄とし料金は三分間百圓である。
- (4) リオデジャネイロ線 本連絡は開設以來本邦とブラジル國との間の電話通話を取扱つて來た。抑々本邦とブラジル國との間の電話連絡は昭和十一年四月伯林中繼に依り開始されたが、更に昭和十二年十月よりブエノスアイレス中繼に依つても取扱ふこととなつてゐたもので、料金も高額であつたが、直通連絡の開始に依り料金は大いに低減された。即ち三分間百圓とし取扱時間は毎日午前七時から同七時迄及午後八時から同十時迄であつたが大東亞戰爭勃發後ブラジル國の反樞軸的傾向濃厚となるに及び先方より對日連絡休止の旨通告し來り昭和十七年三月十三日以來杜絶状態に在る。
- (5) ホノルル線 本連絡は東京ホノルル間の無線連絡に依り本邦各地とハワイ諸島との間の電話通話を取扱ひ無線電話連絡時間は本邦時間午前七時より午後二時迄（日曜日は午前七時より同十一時三十分迄）とし料金は三分間三十六圓であつたが大東亞戰爭勃發と同時に連絡杜絶してゐる。
- (6) 倫敦線 本連絡は東京倫敦間無線連絡に依り英國各地との間の通話の取扱を開始したが其の後對手側通話區域を歐洲内二十七國に擴張し右各國へは倫敦、伯林の孰れを経由しても通話が出来ることとなつた。更に昭和十一年には倫敦經由で本邦南阿聯邦間の通話の取扱を開始した。連絡時間は倫敦へは毎日午後五時より同九時迄、南阿聯邦へは午後五時四十五分より同八時三十八分迄であり、料金は三分間倫敦は八十圓、南阿聯邦は百二十圓である。而して今次第二次歐洲戰爭の勃發に因り現在は杜絶してゐる。
- (7) 伯林線 本連絡は東京伯林間無線連絡に依り最初獨逸各地との間の通話の取扱を開始したが其の後對手側通話區域を歐洲内二十七國に擴張し右各國へは伯林、倫敦の孰れを経由しても通話が出

來ることゝなつた。更に昭和十一年には伯林經由で本邦ブラジル間通話の取扱を開始した。連絡時間は本邦時間毎日午後四時より同九時迄とし料金は三分間八十圓である。今次第二次歐洲戦争の發展に伴ひ昭和十六年三月一日より埃太利、メーメル地方、チェッコ及舊ポーランド國の獨逸占領地域等に對しても獨逸國に對すると同一の條件で取扱を開始した。

(8) 羅馬線

本連絡は東京羅馬間の無線連絡により本邦各地と伊太利國との間の電話通話を取扱ふ。連絡時間は本邦毎日午後四時より同九時迄とし料金は三分間八十圓である。今次第二次歐洲戦争の勃發に依り現在私用通話は取扱はず、事實上杜絶してゐる。

(9) マニラ線

本連絡は大坂マニラ間の無線電話連絡に依り本邦内地とフィリッピン群島ルソン島内各地との間の通話を取扱つて來たが大東亞戦争勃發に依り連絡杜絶してゐる。

(10) バンドン線

本連絡は大坂バンドン間の無線電話連絡に依り本邦内地とジャワ、スマトラの各地及ボルネオの一部との通話を取扱つて來たが大東亞戦争勃發に依り連絡杜絶の状態にある。

(11) サイゴン線

本連絡は大坂サイゴン間の無線連絡に依り本邦各地と佛領印度支那との間の電話通話を取扱ふ。第二次歐洲戦争勃發に因り一時連絡杜絶其の後昭和十六年八月二十一日再開したが大東亞戦争勃發後再び連絡を休止し今日に至つて居る。

(12) バンコック線

本連絡は大坂バンコック間無線連絡に依り本邦各地とバンコックの通話を取扱ふ。連絡時間は毎日午前十時より午後十時迄（日曜日休止）とし料金は三分間三十圓である。大阪バンコック間無線電信連絡と共に我南方施策上重要な連絡路として其の威力を發揮して居る。

ロ、對外電話制度

電話通信に關する國際上の規定としては、西曆一八八三年（明治十八年）伯林に開かれた萬國電信會議に於て萬國電信條約附屬細目規則（後に國際業務規則と稱す）中に電話通信に關する規定を挿入せられたのを以て嚆矢とし、

爾來一九三二年マドリッド國際電信電話會議に至る迄條文中多少の改正を見たのみで依然として上述の國際業務規則中に包含せられて來たのであるが、一九三二年國際電氣通信條約の附屬規則として電信規則及電話規則が夫々獨立して今日に及んだのである。本電話規則は一九三八年のカイロ國際電信電話會議の結果再び改正せられ、昭和十四年一月一日より實施を見ることゝなつたが、其の内容は主として歐羅巴各國相互間の國際電話業務に關する規定であつて、我國の如き歐羅巴外の諸國に於ける業務に付ては關係國間の協定に依ることゝなつてゐる。

本邦に於ては昭和九年九月フィリッピンとの國際通話業務開始と同時に省令を以つて國際電話通話規則を制定し其の後昭和十一年十月船舶通話開始に伴ひ船舶國際通話に關する條章を挿入せられた外、カイロ會議改正に伴ふ一部改正の上今日に及んで居る。尙昭和十年十二月には別にクリスマス及新年祝賀國際通話規則を制定し、又昭和十一年八月以降歐洲アメリカ方面へは土曜日、日曜日等に特に低料金通話の取扱を開始した。

ハ、國際通話利用狀況

我國に於ける國際通話は昭和九年九月對比律賓無線連絡の開始を以て嚆矢とし同年中の取扱通話時分は二千三百に過ぎなかつたが其後毎年對米、對歐、對南洋方面との間に連絡の開設を見、之が利用は漸次増加しその取扱時分は十年度中一萬一千、十一年度二萬六千、十二年度は八月以降對支連絡が中絶したるに不拘三萬を突發するの狀況であつた。十三年度は對支通話が國際通話より分離することとなつた爲取扱時分は二萬一千になつたが對支通話を除いた前年度とは大差ない状態であつた。十四年度中の取扱時分は九月以降對英、對佛印通話が中絶したに不拘二萬七千に達し前年度に比し三割を増加した。

昭和十五年は對外貿易の不振に拘らず取扱時分三萬六千に達し前年に比較して三割五分の増加を示した。而して之は同年中對伯刺西爾及對瑞西通話の開設を見た外對蘭印、對泰國及對米通話が著しく増加したのに